

宇城市地域防災計画

資 料 編

■ 市の現況資料

1 危険箇所等

1－1	重要水防箇所等一覧	6
1－2	土石流危険渓流一覧	9
1－3	急傾斜地崩壊危険箇所一覧	25
1－4	崩壊土砂流出危険地区一覧	47
1－5	地すべり危険箇所一覧	49
1－6	山腹崩壊危険地区一覧	50
1－7	山地災害危険地一覧	51

2 設備、施設等

2－1	無線設備一覧	51
2－2	臨時ヘリポート一覧	61
2－3	避難所一覧	62
2－4	災害拠点病院一覧	64
2－5	自主防災組織結成一覧	65
2－6	地区防災計画作成一覧	69
2－7	応急仮設住宅候補地一覧	70
2－8	がれき仮置場候補地一覧	70
2－9	要配慮者利用施設一覧	71
2－10	緊急輸送道路一覧	74
2－11	水防倉庫一覧	76

■ 例規、基準、応援協定等

3 市の条例等

3－1	宇城市防災会議条例	78
3－2	宇城市災害対策本部条例	80
3－3	宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例	81

4 国、県の基準等

4－1	注意報及び警報の種類並びに発表の基準	86
4－2	水防警報対象量水標の設定水位と条件	89
4－3	気象庁震度階級関連解説表	90
4－4	火災・災害等即報要領	92
4－5	被害の判定基準	101
4－6	救助の種類および実施方法	107

5 応援協定等

5－1	熊本県市町村消防相互応援協定書	112
5－2	災害時における物資提供に関する協定書	118

■ 各種様式

6	応急活動体制	
6-1	参集記録票	163
6-2	参集途上の被災状況記録票	164
7	情報の収集・伝達	
7-1	被害発生状況連絡票	165
7-2	災害箇所一覧表	167
7-3	り災台帳	168
7-4	人的被害報告	170
7-5	住家被害報告	171
7-6	その他の被害報告	172
7-7	災害情報（県様式第1号）	173
7-8	被害状況報告〔速報・確定〕（県様式第2号）	174
7-9	各部門別被害状況報告〔速報・確定〕（県様式第3号）	175
7-10	住民等避難報告（県様式第4号）	176
7-11	災害年報（県様式第5号）	177
7-12	火災・災害等即報要領（報告様式）	178
8	応援要請	
8-1	自衛隊災害派遣要請依頼書	184
8-2	自衛隊災害派遣撤収依頼書	185
9	救助・医療・緊急輸送	
9-1	行方不明者名簿	186
9-2	救護所開設状況報告	187
9-3	緊急通行車両確認証明書	188
9-4	物品の受払簿（集配拠点用）	191
10	避難所	
10-1	避難者カード	192
10-2	避難者名簿	193
10-3	避難所運営記録	194
10-4	物品の受払簿（避難所用）	195
11	遺体の処理・埋葬	
11-1	遺体処理票	196
11-2	遺留品処理票	196
12	町民生活の安定	
12-1	義援金品受領書	197

■ その他

13 その他

13- 1	災害時の連絡先一覧	199
-------	-----------	-----

■ 市の現況資料

1-1 重要水防箇所等一覧

○重要水防箇所一覧表（Aランク）

県関係

番号	水系名	河川名	振興局名	地 先 名	延長（m）	危険状況	水防工法
4	大野川	大野川	宇城 振興局	松橋町久具～ 松橋町浦川内	右岸1,900 左岸1,900	堤防高不足	杭打箠張工 積み土のう工
5	大野川	浅川	宇城 振興局	松橋町西下郷～ 松橋町両仲間	右岸 150 左岸 150	堤防高不足	杭打箠張工 積み土のう工

出典：平成24年度 熊本県地域防災計画より

○重要水防箇所一覧表（Bランク）

県関係

番号	水系名	河川名	振興局名	地 先 名	延長（m）	危険状況	水防工法
1	波多川	波多川	宇城 振興局	三角町波多～	右岸2,600 左岸2,600	堤防高不足	積み土のう工
2	郡浦川	郡浦川	宇城 振興局	三角町郡浦～	右岸1,800 左岸1,800	堤防高不足	積み土のう工
3	里浦川	里浦川	宇城 振興局	三角町里浦～	右岸 0 左岸 150	堤防高不足	積み土のう工
4	長崎川	長崎川	宇城 振興局	不知火町長崎～	右岸2,500 左岸2,500	堤防高不足	積み土のう工
5	浦上川	浦上川	宇城 振興局	不知火町長崎～	右岸1,500 左岸1,500	堤防高不足	積み土のう工
6	大野川	明神川	宇城 振興局	松橋町大野～	右岸 700 左岸 700	堤防高不足	積み土のう工
7	五丁川	五丁川	宇城 振興局	松橋町浅川～	右岸 900 左岸 900	堤防高不足	積み土のう工 箠張工
8	五丁川	新耕地川	宇城 振興局	松橋町両仲間～ 小川町南部田	右岸1,080 左岸1,080	堤防高不足	積み土のう工
9	五丁川	今新地川	宇城 振興局	松橋町両仲間～ 松橋町竹崎	右岸 730 左岸 730	堤防高不足	積み土のう工
10	八枚戸川	八枚戸川	宇城 振興局	松橋町砂川～ 小川町北新田	右岸2,500 左岸2,500	堤防高不足	積み土のう工
11	緑川	浜戸川	宇城 振興局	豊野町安見～ 美里町馬場	右岸6,000 左岸6,000	堤防高不足	積み土のう工 箠張工

出典：平成24年度 熊本県地域防災計画より

○重要水防箇所一覧表（Ｃランク）

県関係

番号	水系名	河川名	振興局名	地 先 名	延長（ｍ）	危険状況	水防工法
1	緑川	浜戸川	宇城 振興局	豊野町安見～	右岸 500 左岸 500	堤防高不足	積み土のう工
5	大野川	大野川	宇城 振興局	松橋町豊崎～ 松橋町久具	右岸4,670 左岸4,670	堤防高不足	積み土のう工
6	大野川	浅川	宇城 振興局	松橋町大野～ 松橋町両仲間	右岸2,660 左岸2,660	堤防高不足	積み土のう工
7	大野川	明神川	宇城 振興局	松橋町曲野～	右岸 600 左岸 600	堤防高不足	積み土のう工
8	砂川	砂川	宇城 振興局	小川町住吉～ 小川町北海東	右岸10,950 左岸10,950	堤防高不足	積み土のう工
9	郡浦川	郡浦川	宇城 振興局	三角町前越～ 三角町中村	右岸1,780 左岸1,780	堤防高不足	積み土のう工
10	五丁川	五丁川	宇城 振興局	松橋町浅川～	右岸2,450 左岸2,450	堤防高不足	積み土のう工
11	五丁川	今新地川	宇城 振興局	松橋町両仲間～	右岸 780 左岸 780	堤防高不足	積み土のう工
12	八枚戸川	八枚戸川	宇城 振興局	松橋町砂川～	右岸2,780 左岸2,780	堤防高不足	積み土のう工

出典：平成24年度 熊本県地域防災計画より

○重要水防区間一覧表（海岸の部）

県管理

所 轄	ランク	海岸名	地 先 名	延長（ｍ）	予想される 危 機	水防工法
宇 城	A	豊川海岸	松橋町御船	1,800	越波、破堤	積み土のう工
宇 城	B	新地海岸	三角町前越樋門～ 三角町前田	50	越波	積み土のう工
宇 城	B	金桁海岸	三角町中村	200	越波	積み土のう工
宇 城	B	手場海岸	三角町手場	300	越波	積み土のう工
宇 城	B	片島東海岸	三角町戸馳	150	越波	積み土のう工
宇 城	B	不知火海岸	不知火町長崎～亀松	2,100	越波	積み土のう工
宇 城	C	桂原海岸	不知火町長崎～亀松	2,100	越波	積み土のう工
宇 城	C	永尾海岸	不知火町永尾	2,372	越波	積み土のう工
宇 城	C	黒崎海岸	三角町波多	1,727	越波	積み土のう工
宇 城	C	大田尾海岸	三角町三角浦	1,207	越波	積み土のう工

出典：平成24年度 熊本県地域防災計画より

○重要水防箇所一覧表（水門等の部）

所轄	名 称	河川名	地 先 名	管理者	予想される 危 機	水防工法
宇城	長崎樋門	長崎川	不知火町	宇城市	浸水	

出典：平成24年度 熊本県地域防災計画より

○重要水防施設一覧表（ダム・水門・堰の部）

名 称	河川名	位 置	所管振興局名	管理者	操 作
長崎樋門	長崎川	宇城市不知火町	宇城	宇城市長	気象注意報で開放

出典：平成24年度 熊本県地域防災計画より

○重要水防箇所一覧表（道路の部）

所轄	路線名	地 先 名	延長	危険状況	水防工法
宇城	国道266号線	三角町中村～	300m	冠水	

出典：平成24年度 熊本県地域防災計画より

○重要水防箇所一覧表

宇城市関係

水系名	河川名	地区名	地 先 名	延長（m）	危険状況	水防工法
五丁川	御船川	松橋町	松橋町御船～ 松橋町御船	右岸 400 左岸 400	堤防高不足	杭打箠張工 積み土のう工
川床川	川床川	松橋町	松橋町浦川内～ 松橋町浦川内	右岸 300 左岸 300	堤防高不足	積み土のう工
浦上川	新川	不知火町	不知火町浦上～ 不知火町長崎	右岸 1200 左岸 1200	堤防高不足	杭打箠張工 積み土のう工
大野川	尻川	不知火町	不知火町高良～ 不知火町高良	右岸 400 左岸 400	堤防高不足	積み土のう工
浜戸川	石橋川	豊野町	豊野町安見～ 豊野町安見	右岸 1075 左岸 1075	堤防高不足	積み土のう工
江頭川	江頭川	小川町	小川町江頭～ 小川町江頭	右岸 200 左岸 200	堤防高不足	積み土のう工
西大平川	西大平川	小川町	小川町江頭～ 小川町江頭	右岸 600 左岸 600	堤防高不足	積み土のう工

1-2 土石流危険渓流一覽

土石流危険渓流Ⅰ

〔 熊 本 県 〕

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		流域概要				土石流危険区域			砂防指定地	備考		
						渓流長 (m)	流域面積 (k㎡)	川幅 (m)	保人		全	対			区域	
									人口 (人)	家数 (戸)						
02-321 I -001			地藏峠川	宇城市	三角町	0.53	0.10	2.0	23	8		災害弱者関連施設	左記以外の公共施設等	耕地面積	無	
02-321 I -002			小田良川 (1)	宇城市	三角町	0.52	0.22	2.0	29	10					無	
02-321 I -003			小田良川 (2)	宇城市	三角町	0.48	0.09	3.0	35	12					無	
02-321 I -004			矢筈川 (2)	宇城市	三角町	0.98	0.67	2.0	3	1					有 1	
02-321 I -005			仏天川	宇城市	三角町	0.76	0.31	4.0	87	30					無	有 保治山1：15116m3
02-321 I -006			西湊川 (2)	宇城市	三角町	0.15	0.06	4.0	58	20					無	無 保治山1：609m3
02-321 I -007			西湊川 (3)	宇城市	三角町	0.55	0.12	4.0	67	23		頌和保育所 児童福祉施設			無	無 保治山4：6307m3
02-321 I -008			瀬戸川	宇城市	三角町	0.18	0.03	0.5	52	18		頌和保育所 児童福祉施設			無	無 保治山2：863m3
02-321 I -009			西湊川 (4)	宇城市	三角町	0.32	0.12	2.5	49	17					無	無 保治山1：855m3
02-321 I -010			石場川	宇城市	三角町	0.31	0.07	3.0	26	9					無	無 保治山1：544m3
02-321 I -011			三角浦川	宇城市	三角町	0.52	0.25	4.0	15	5		清水医院 医療提供施設			無	無 保
02-321 I -012			際崎川 (1)	宇城市	三角町	0.10	0.03	1.5	113	39		市立三角幼稚園 幼稚園，三角保育園 児童福祉施設			無	治山2：2012m3 土砂災害警戒区域(h20)
02-321 I -013			際崎川 (2)	宇城市	三角町	0.26	0.05	0.5	128	44					無	治山3：5154m3 土砂災害警戒区域(h20)
02-321 I -014			古米川 (4)	宇城市	三角町	0.12	0.04	1.0	52	18					無	治山2：815m3 土砂災害警戒区域(h20)
02-321 I -015			古米川 (3)	宇城市	三角町	0.56	0.28	3.0	67	23					無	保 土砂災害警戒区域(h20)

1-2 土石流危険渓流一覽

土石流危険渓流Ⅰ

〔 熊 本 県 〕

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要					土石流危険区域			砂防指定地	備考	
					全			対		象					
					溪流長 (m)	流域面積 (k㎡)	川幅 (m)	保人口 (人)	家数 (戸)		災害弱者関連施設	左記以外の公共施設等			耕地面積
02-321 I -016			古氷川 (1)	宇城市	三角町	0.83	0.52	3.0	38	13		その他の市道0.21km	2.35 ₁	有 土砂災害警戒区域 (h20)	
02-321 I -017	波多川	波多川	浦川 (3)	宇城市	三角町	0.51	0.26	1.0	55	19		市道塩屋太田線0.13km, その他の市道0.29km	3.03	無 土砂災害警戒区域 (h20)	
02-321 I -018	波多川	波多川	浦川 (2)	宇城市	三角町	0.28	0.04	1.0	107	37		波多浦公民館, 市道塩屋太田線0.29km, その他の市道0.6km	1.67	無 土砂災害警戒区域 (h20)	
02-321 I -019	波多川	波多川	浦川 (1)	宇城市	三角町	0.50	0.23	2.0	52	18		市道塩屋太田線0.15km, その他の市道0.58km	2.69	無 土砂災害警戒区域 (h20)	
02-321 I -020	波多川	波多川	石打川 (2)	宇城市	三角町	0.21	0.05	1.0	15	5		石打公民館, 石打ダム駅, 市道石打小田良線0.15km, その他の市道0.14km, JR三角線0.15km	2.34	無	
02-321 I -021	波多川	波多川	石打川 (1)	宇城市	三角町	0.51	0.17	1.0	20	7		石打公民館, 石打ダム駅, 市道石打小田良線0.17km, その他の市道0.04km, JR三角線0.17km	1.77	無	
02-321 I -022			金桁川	宇城市	三角町	0.63	0.27	1.5	23	8		その他の市道0.31km	0.44	無	
02-321 I -023	郡浦川	郡浦川	新地川	宇城市	三角町	0.35	0.11	2.0	41	14		新地区公民館, 国道266号0.12km, その他の市道0.46km	0.41	無	
02-321 I -024	郡浦川	郡浦川	下本庄川	宇城市	三角町	0.08	0.05	2.0	49	17		下本庄公民館, その他の市道0.21km	0.46	無	
02-321 I -025	郡浦川	郡浦川	河内川	宇城市	三角町	0.51	0.54	1.0	73	25		専行寺, 国道266号0.19km, その他の市道0.06km	2.77 ₁	有 無	
02-321 I -026	郡浦川	郡浦川	宮前川	宇城市	三角町	0.18	0.06	0.5	12	4		馬場公民館, その他の市道0.14km	1.15	無	
02-321 I -027	郡浦川	郡浦川	馬場川	宇城市	三角町	0.07	0.06	1.0	44	15		その他の市道0.53km	1.52	無	
02-321 I -028	郡浦川	郡浦川	山田川 (8)	宇城市	三角町	0.13	0.06	0.5	26	9		山田公民館, その他の市道0.25km	2.10	無	
02-321 I -029	郡浦川	郡浦川	影平川	宇城市	三角町	0.74	0.33	3.0	15	5		市道矢崎山田線0.12km, その他の市道0.12km	2.63	無	
02-321 I -030	里浦川	里浦川	古場川 (5)	宇城市	三角町	0.05	0.04	1.0	17	6		その他の市道0.21km	1.86	無	

1-2 土石流危険渓流一覧

土石流危険渓流Ⅰ

熊本県

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		流域概要				土石流危険区域			砂防指定地	備考	
						渓流長さ (m)	流域面積 (k m ²)	川幅 (m)	保全		全	対			域
									人口 (人)	家数 (戸)					
02-321 I -031	里浦川	里浦川	古場川 (4)	宇城市	三角町	0.09	0.03	0.5	15	5		その他の市道0.16km		無	
02-321 I -032	里浦川	里浦川	古場川 (2)	宇城市	三角町	1.23	0.75	2.0	23	8		その他の市道0.4km		無	無保
02-321 I -033	里浦川	里浦川	古場川 (1)	宇城市	三角町	0.48	0.53	1.0	29	10		その他の市道0.8km		無	有保 治山1：1489m3
02-321 I -034			御船川 (1)	宇城市	三角町	0.12	0.05	1.0	70	24		その他の市道0.62km		無	
02-321 I -035			御船川 (2)	宇城市	三角町	0.17	0.05	1.0	64	22		その他の市道0.53km		無	
02-321 I -036			底江崎川	宇城市	三角町	0.29	0.22	1.0	20	7		その他の市道1.17km		無	
02-321 I -037	底江川	底江川	上底江川	宇城市	三角町	0.40	0.23	2.0	17	6		その他の市道0.95km		無	無保
02-321 I -038			手場川	宇城市	三角町	0.15	0.15	1.0	177	61		手場公民館, その他の市道0.98km		無	
02-321 I -039			大口川	宇城市	三角町	0.60	0.31	2.0	61	21		その他の市道0.62km		無	
02-322 I -001	大見川	大見川	大見川 (4)	宇城市	不知火町	0.22	0.07	1.0	93	30		大見公民館, その他の市道0.48km		無	
02-322 I -002	大見川	大見川	大見川 (5)	宇城市	不知火町	0.38	0.17	2.2	47	15		市道大見線0.18km, その他の市道0.11km		無	
02-322 I -003	大見川	大見川	大見川 (3)	宇城市	不知火町	0.83	0.35	2.4	65	21		市道大見線0.4km, その他の市道0.19km		無	無保
02-322 I -004	大見川	大見川	大見川 (1)	宇城市	不知火町	1.91	1.92	2.0	65	21		市道大見線0.49km, その他の市道0.77km		有保 1	
02-322 I -005			救の浦川	宇城市	不知火町	0.67	0.59	1.5	0	0		松合地区簡易水道施設, その他の市道0.77km		無	

1-2 土石流危険渓流一覧

熊 本 県

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要					土石流危険区域			砂防指定地	備考	
					渓流長 (m)	流域面積 (k m ²)	川幅 (m)	保		全	対	象			
								人口 (人)	家数 (戸)						
02-322 I -006			春の川	宇城市 不知火町	1.55	1.08	2.6	533	172			災害弱者関連施設	左記以外の公共施設等	耕地面積 0.72 ₁	有保
02-322 I -007			浦の谷川	宇城市 不知火町	0.46	0.23	0.9	273	88	ふたば保育園 児童福祉施設				0.52 ₁	有保
02-322 I -008	西浦川	西浦川	古屋敷川 (2)	宇城市 不知火町	0.63	0.80	1.7	22	7				古屋敷公民館, 市道古屋敷線0.24km, その他の市道0.38km	1.65 ₁	有保
02-322 I -009	西浦川	西浦川	古屋敷川 (1)	宇城市 不知火町	0.63	2.32	1.6	99	32				その他の市道0.56km	8.11 ₁	有無保
02-322 I -010			於呂谷川	宇城市 不知火町	0.38	0.29	1.6	43	14				国道266号0.61km, その他の市道0.12km	1.37	無
02-322 I -011			永尾川	宇城市 不知火町	0.73	0.60	2.5	9	3				黒田公民館, 道の駅不知火, 国道266号0.21km, その他の市道0.62km	1.32	無
02-322 I -012			桂原川	宇城市 不知火町	1.31	0.94	1.8	28	9				市道桂原線0.37km, その他の市道0.1km	1.16	無
02-322 I -013			塩屋浦川	宇城市 不知火町	0.09	0.12	1.0	90	29				塩屋浦公民館, 市道塩屋浦線0.33km, その他の市道0.46km	1.66	無
02-322 I -014	長崎川	長崎川	迫川	宇城市 不知火町	0.04	0.02	0.7	16	5				市道長崎線0.2km, その他の市道0.17km	1.24	無
02-322 I -015	長崎川	長崎川	小倉川	宇城市 不知火町	0.19	0.17	0.8	22	7				その他の市道0.44km	2.78	無
02-322 I -016	長崎川	長崎川	薬師堂川 (1)	宇城市 不知火町	1.54	1.35	1.2	155	50				長崎上公民館, 長崎公民館, 法霊寺, 市道長崎線0.34km, その他の市道2.53km	7.62 ₃	有保
02-322 I -017	浦上川	浦上川	薬師堂川 (3)	宇城市 不知火町	0.67	0.24	1.0	19	6				その他の市道0.45km	3.05	無保
02-343 I -001	緑川	潤川	海ノ平川1	宇城市 松橋町	0.25	0.06	7.0	22	7					0.05	無
02-343 I -002	緑川	潤川	海ノ平川2	宇城市 松橋町	0.23	0.04	12.0	28	9					0.20	無

1－2 土石流危険渓流一覽 土石流危険渓流Ⅰ

[熊 本 県]

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要						土石流危険区域	砂防指定地	備考			
					流域			保人	全					対	象	
					渓流長 (m)	流域面積 (k㎡)	川幅 (m)		人口 (人)	家戸 (戸)						災害弱者関連施設
02-343 I -003	緑川	鳴滝川	海ノ平川 3	宇城市 松橋町	0.10	0.02	5.0	28	9					無	0.20	
02-343 I -004	緑川	潤川	請川 1	宇城市 松橋町	0.15	0.02	15.0	50	16			国道266号0.17km		無	0.74	
02-343 I -005	緑川	潤川	請川 2	宇城市 松橋町	0.14	0.02	15.0	16	5			国道266号0.11km		無	0.73	
02-343 I -006	大野川	明神川	向久原川 1	宇城市 松橋町	0.17	0.02	5.0	16	5					無	2.27	
02-343 I -007	大野川	大野川	吹上川 1	宇城市 松橋町	0.22	0.03	8.5	16	5					無	0.00	
02-344 I -001	八枚戸川	耕地川	谷合川 (2)	宇城市 小川町	0.34	0.13	1.5	78	23			九州自動車道0.09km, 県道下郷北新田線0.09km, その他の市道0.46km		無	1.09	
02-344 I -002	八枚戸川	耕地川	南野小川 (1)	宇城市 小川町	0.76	0.26	1.6	54	16	大空保育園 児童福祉施設		九州自動車道0.01km, 県道下郷北新田線0.11km, その他の市道0.32km		無	0.59	保治山3 : 2250m3
02-344 I -003	八枚戸川	耕地川	北部田川 (1)	宇城市 小川町	0.53	0.12	2.0	44	13			南小野構造改善センター, 九州自動車道0.02km, 県道下郷北新田線0.11km, その他の市道0.37km		無	0.60	
02-344 I -004	八枚戸川	耕地川	北部田川 (2)	宇城市 小川町	0.42	0.09	1.4	34	10			九州自動車道0.04km, 県道下郷北新田線0.1km, その他の市道0.32km		無	0.30	
02-344 I -005	八枚戸川	耕地川	長迫川	宇城市 小川町	0.24	0.03	1.1	3	1			摂政寺, その他の市道0.14km		無	0.08	
02-344 I -006	八枚戸川	耕地川	北部田川 (4)	宇城市 小川町	0.41	0.07	1.3	34	10			真覚寺, 九州自動車道0.06km, その他の市道0.42km		無	0.59	
02-344 I -007	八枚戸川	耕地川	北部田川 (5)	宇城市 小川町	0.66	0.22	1.3	37	11			北部田公民館, 九州自動車道0.02km, 県道下郷北新田線0.08km, その他の市道0.44km	有 3	有	0.34	
02-344 I -008	八枚戸川	耕地川	北部田川 (7)	宇城市 小川町	0.41	0.08	1.6	17	5			九州自動車道0.01km, 県道下郷北新田線0.05km, その他の市道0.02km		無	0.16	
02-344 I -009	八枚戸川	八枚戸川	南部田川 (1)	宇城市 小川町	0.24	0.05	1.4	17	5			九州自動車道0.02km, 県道下郷北新田線0.06km, その他の市道0.22km		無	0.15	

1-2 土石流危険渓流一覧 土石流危険渓流Ⅰ

〔 熊 本 県 〕

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要						土石流危険区域			砂防指定地	備考	
					渓流長 (m)	流域面積 (k m ²)	川幅 (m)	保		全	対	象				
								人口 (人)	人家 (戸)							
02-344 I -010	八枚戸川	八枚戸川	南部田川 (3)	宇城市	小川町	0.67	0.15	1.3	17	5		災害弱者関連施設	左記以外の公共施設等	耕地面積	無	
02-344 I -011	砂川	砂川	井堀川	宇城市	小川町	0.12	0.04	1.5	17	5					無	
02-344 I -012	砂川	砂川	白岩川 (2)	宇城市	小川町	0.38	0.08	1.3	31	9			白岩公民館, 市道北部田・白岩線0.12km, その他の市道0.57km	1.94	無	
02-344 I -013	砂川	砂川	白岩川 (1)	宇城市	小川町	0.22	0.06	1.4	34	10			白岩公民館, 市道北部田・白岩線0.12km, その他の市道0.44km	1.96	無	無保
02-344 I -014	砂川	砂川	舞嶋川 (8)	宇城市	小川町	0.21	0.04	1.0	37	11			市道蔵野線0.19km, その他の市道0.08km	0.08	無	
02-344 I -015	砂川	砂川	舞嶋川 (3)	宇城市	小川町	0.52	0.15	1.4	48	14			県道甲佐・小川線0.15km, 市道蔵野線0.49km, その他の市道0.22km	2.95	無	
02-344 I -016	砂川	砂川	舞嶋川 (1)	宇城市	小川町	0.55	0.33	1.2	58	17			県道甲佐・小川線0.14km, 市道蔵野線0.49km, その他の市道0.39km	3.93	無	
02-344 I -017	砂川	砂川	舞嶋川 (2)	宇城市	小川町	0.80	0.17	1.6	58	17			県道甲佐・小川線0.2km, 市道蔵野線0.49km, その他の市道0.35km	3.47	無	無保
02-344 I -018	砂川	砂川	舞嶋川 (9)	宇城市	小川町	0.32	0.05	1.2	48	14			県道甲佐・小川線0.08km, 市道蔵野線0.49km, その他の市道0.18km	2.45	無	
02-344 I -019	砂川	砂川	舞嶋川 (10)	宇城市	小川町	0.55	0.13	1.5	48	14			県道甲佐・小川線0.04km, 市道蔵野線0.49km, その他の市道0.18km	1.49	無	無保
02-344 I -020	砂川	砂川	舞嶋川 (4)	宇城市	小川町	0.77	0.15	2.0	48	14			市道蔵野線0.39km, その他の市道0.18km	0.74	無	無保 保治山3 : 4630m3
02-344 I -021	砂川	砂川	舞嶋川 (6)	宇城市	小川町	1.02	0.28	2.4	48	14			市道蔵野線0.35km, その他の市道0.18km	1.05	無	無保
02-344 I -022	砂川	砂川	舞嶋川 (7)	宇城市	小川町	1.18	0.36	2.6	14	4			舞嶋公民館, 市道蔵野線0.06km, その他の市道0.05km	1.37	無	無保 保治山4 : 10818m3
02-344 I -023	砂川	砂川	畑中川	宇城市	小川町	0.63	0.19	1.7	24	7			市道砂居迫線0.53km, その他の市道0.08km	3.15	無	無保

1－2 土石流危険渓流一覽 土石流危険渓流Ⅰ

熊 本 県
[熊 本 県]

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要						土石流危険区域			砂防指定地 砂防施設有無	備考
					渓流長 (m)	流域面積 (k㎡)	川幅 (m)	保全		災害弱者関連施設	対象				
								人口 (人)	家数 (戸)						
02-344 I -024	砂川	筒田川	筒田川	宇城市 小川町	0.75	0.22	1.4	17	5			筒田公民館, その他の市道0.32km	0.98	無	保治山2 : 1342m3
02-344 I -025	砂川	砂川	小鶴川	宇城市 小川町	0.84	0.31	1.8	27	8			市道田中・筒田線0.43km, その他の市道0.05km	2.52	無	治山1 : 696m3
02-344 I -026	砂川	砂川	琵琶古閑川 (1)	宇城市 小川町	0.23	0.06	0.8	7	2			琵琶ノ古閑公民館, 市道琵琶古閑線0.08km	0.26	無	
02-344 I -027	砂川	砂川	引上川	宇城市 小川町	0.34	0.06	0.4	20	6			引上長迫公民館, 県道小川・泉線0.08km, その他の市道0.36km	0.68	無	
02-344 I -028	砂川	砂川	西山川 (2)	宇城市 小川町	0.14	0.03	1.0	20	6			西山公民館, 市道西山線0.06km, その他の市道0.12km	1.20	無	
02-345 I -001	緑川	浜戸川	尾村川	宇城市 豊野町	0.37	0.16	2.0	30	9			その他の市道0.48km	0.36	無	保治山1 : 343m3
02-345 I -002	緑川	嬰川	石割田川	宇城市 豊野町	0.13	0.03	0.5	20	6			その他の市道0.15km	0.58	無	
02-345 I -003	緑川	嬰川	免田川	宇城市 豊野町	0.21	0.08	2.0	40	12			下巢林公民館, 国道218号0.18km, その他の市道0.32km	0.22	無	
02-345 I -004	緑川	嬰川	下巢林川	宇城市 豊野町	0.36	0.18	3.0	40	12			豊榮寺, その他の市道0.81km	1.26	無	治山1 : 1274m3
02-345 I -005	緑川	嬰川	上巢林川	宇城市 豊野町	0.35	0.15	1.0	76	23			その他の市道0.54km	0.97	無	保治山2 : 7296m3
02-345 I -006	緑川	嬰川	巢林1	宇城市 豊野町	0.17	0.03	0.5	20	6			その他の市道0.15km	0.04	無	
02-345 I -007	緑川	嬰川	亀迫川 (1)	宇城市 豊野町	0.58	0.14	2.0	23	7			その他の市道0.29km	0.29	無	保治山1 : 650m3
02-345 I -008	緑川	小熊野川	北向川	宇城市 豊野町	0.73	0.71	3.0	17	5			その他の市道0.57km	2.91	無	治山1 : 36990m3
02-345 I -009	緑川	小熊野川	山本川 (3)	宇城市 豊野町	0.50	0.09	5.0	17	5			その他の市道0.49km	1.99	有 1	

1-2 土石流危険渓流一覽 土石流危険渓流 I

[熊 本 県]

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要						土石流危険区域			砂防指定地	備考	
					溪流長 (m)	流域面積 (k㎡)	川幅 (m)	保		全	対	象				
								人口 (人)	人家 (戸)				災害弱者関連施設			左記以外の公共施設等
02-345 I -010	緑川	小熊野川	山本川 (2)	宇城市 豊野町	0.40	0.05	3.0	40	12		その他の市道0.92km			4.55	無	
02-345 I -011	緑川	小熊野川	山本川 (1)	宇城市 豊野町	1.40	0.55	3.0	43	13		その他の市道0.93km			4.22 ₂	有	
02-345 I -012	緑川	小熊野川	福岡川	宇城市 豊野町	0.56	0.16	2.0	17	5		その他の市道0.36km			1.60	無	
02-345 I -013	砂川	砂川	日渡川	宇城市 豊野町	0.13	0.06	2.0	20	6		その他の市道0.21km			0.20 ₁	有	
02-345 I -014	砂川	砂川	内田川 (1)	宇城市 豊野町	1.37	0.55	2.0	20	6		その他の市道0.38km			1.61 ₁	有	
02-345 I -015	緑川	小熊野川	花ノ山川	宇城市 豊野町	0.14	0.16	2.0	30	9		その他の市道0.59km			1.17	無	
02-345 I -016	緑川	谷口川	小畑川	宇城市 豊野町	0.26	0.22	3.0	53	16		市道陣谷口線0.16km, その他の市道0.25km			1.35	無	
02-345 I -017	緑川	小熊野川	南部川	宇城市 豊野町	0.08	0.03	0.5	26	8		県道小川・嘉島線0.15km, その他の市道0.2km			0.34	無	

1-2 土石流危険渓流一覽
土石流危険渓流Ⅱ

[熊 本 県]

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		流域概要				土石流危険区域				砂防施設	砂防指定地	備考
						溪流長 (km)	流域面積 (k㎡)	川幅 (m)	保全			対				
									人口 (人)	家戸数 (戸)	災害弱者関連施設 (戸)	左記以外の公共施設等 (戸)	耕地面積 (ha)			
02-321Ⅱ-001			東黒岩川 (1)	宇城市 三角町	0.63	0.12	2.0	6	2		国道57号0.04km	0.00	無	無		
02-321Ⅱ-002			東黒岩川 (2)	宇城市 三角町	0.36	0.10	2.0	9	3		国道57号0.06km	0.00	無	無		
02-321Ⅱ-003			松本川 (1)	宇城市 三角町	0.21	0.04	1.0	9	3		国道57号0.07km	0.00	無	無		
02-321Ⅱ-004			松本川 (2)	宇城市 三角町	0.08	0.02	2.0	12	4		国道57号0.06km	0.00	無	無		
02-321Ⅱ-005			西湊川 (1)	宇城市 三角町	0.75	0.21	3.0	12	4		国道57号0.12km	0.00	無	無	無保	
02-321Ⅱ-006			荒川川	宇城市 三角町	0.35	0.10	2.0	6	2		国道57号0.11k m	0.00	無	無		
02-321Ⅱ-007	波多川	波多川	耕場川 (3)	宇城市 三角町	0.18	0.05	1.5	3	1		市道石打小田良線0.04km,その他の市道0.29km	2.10	無	無	土砂災害警戒区域(h20)	
02-321Ⅱ-008	波多川	波多川	耕場川 (2)	宇城市 三角町	0.37	0.11	2.0	3	1			1.59	無	無	土砂災害警戒区域(h20)	
02-321Ⅱ-009	波多川	波多川	板平川	宇城市 三角町	0.40	0.21	2.0	3	1			1.05	無	無	土砂災害警戒区域(h20)	
02-321Ⅱ-010	波多川	波多川	耕場川 (1)	宇城市 三角町	0.42	0.17	1.0	6	2			0.88	無	無	土砂災害警戒区域(h20)	
02-321Ⅱ-011			高尾川	宇城市 三角町	0.45	0.19	1.0	3	1			0.18	無	無		
02-321Ⅱ-012	郡浦川	郡浦川	開拓川	宇城市 三角町	0.67	0.21	1.0	3	1		その他の市道0.06km	1.54	無	無		

1-2 土石流危険渓流一覽
土石流危険渓流Ⅱ

[熊 本 県]

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		流域概要				土石流危険区域				砂防施設	砂防指定地	備考
						溪流長 (km)	流域面積 (k㎡)	川幅 (m)	保全			対				
									人口 (人)	家戸数 (戸)	災害弱者関連施設 (戸)		左記以外の公共施設等 (戸)			
02-321Ⅱ-013	郡浦川	郡浦川	山田川 (7)	宇城市 三角町	0.63	0.19	1.5	9	3			その他の市道0.28km	1.78	無		
02-321Ⅱ-014	郡浦川	郡浦川	山田川 (6)	宇城市 三角町	0.39	0.12	1.5	6	2			その他の市道0.14km	1.28	無		
02-321Ⅱ-015	郡浦川	郡浦川	山田川 (5)	宇城市 三角町	0.65	0.22	2.0	3	1			その他の市道0.10km	0.49	無		
02-321Ⅱ-016	郡浦川	郡浦川	山田川 (4) 左支川	宇城市 三角町	0.52	0.12	3.0	3	1				0.82	無		
02-321Ⅱ-017	郡浦川	郡浦川	山田川 (4) 右支川	宇城市 三角町	0.58	0.19	2.0	3	1			市道矢崎山田線0.12	0.69	無		
02-321Ⅱ-018	郡浦川	郡浦川	氷迫川 (1)	宇城市 三角町	0.29	0.08	2.0	3	1			市道矢崎山田線0.14km	0.88	無		
02-321Ⅱ-019	郡浦川	郡浦川	氷迫川 (2)	宇城市 三角町	0.27	0.08	2.0	3	1			市道矢崎山田線0.25km	0.99	無		
02-321Ⅱ-020	郡浦川	郡浦川	山田川 (2)	宇城市 三角町	0.29	0.08	2.0	12	4			市道矢崎山田線0.40km	1.51	無		
02-321Ⅱ-021	郡浦川	郡浦川	山田川 (1)	宇城市 三角町	0.72	0.40	2.0	12	4			市道矢崎山田線0.55km	1.63	無		
02-321Ⅱ-022	郡浦川	郡浦川	山田川 (3)	宇城市 三角町	0.18	0.06	1.5	6	2			市道矢崎山田線0.74km	1.54	無		
02-321Ⅱ-023	郡浦川	郡浦川	氷迫川 (3)	宇城市 三角町	0.22	0.06	2.0	3	1			市道矢崎山田線0.45km	0.42	無		
02-321Ⅱ-024	郡浦川	郡浦川	赤木日平川	宇城市 三角町	0.03	0.02	1.5	3	1			市道矢崎山田線0.05km	0.24	無		

1-2 土石流危険渓流一覽
土石流危険渓流Ⅱ

[熊 本 県]

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		流域概要				土石流危険区域				砂防施設	砂防指定地	備考
						流域長 (km)	流域面積 (k㎡)	川幅	保全			対 象				
									人口 (人)	家戸数 (戸)	災害弱者関連施設 (戸)	左記以外の公共施設等 (戸)	耕地面積 (ha)			
02-321Ⅱ-025	里浦川	里浦川	古場川 (3)	宇城市 三角町	0.10	0.08	1.0	3	1		市道矢崎山田線0.07m	0.31	無	無		
02-321Ⅱ-026	里浦川	里浦川	力迫川	宇城市 三角町	0.21	0.12	2.5	6	2		その他の市道0.18km	1.91	無	無		
02-322Ⅱ-001			塩屋浦川 (2)	宇城市 不知火町	0.06	0.04	0.5	12	4		その他の市道：0.26km	1.52	無	無		
02-322Ⅱ-002	浦上川	浦上川	古場田川	宇城市 不知火町	1.37	0.75	3.4	6	2		その他の市道：0.34km	1.21	無	無	保	
02-343Ⅱ-001	大野川	明神川	荒平川	宇城市 松橋町	0.27	0.04	6.5	12	4			0.49	無	無		
02-343Ⅱ-002	大野川	明神川	向久原川 2	宇城市 松橋町	0.27	0.02	8.0	6	2			2.24	無	無		
02-343Ⅱ-003	大野川	大野川	北菰尾川 1	宇城市 松橋町	0.23	0.04	5.0	6	2			0.00	無	無		
02-343Ⅱ-004	大野川	大野川	北菰尾川	宇城市 松橋町	0.29	0.05	6.0	6	2			0.60	無	無		
02-343Ⅱ-005	大野川	大野川	吹上川 2	宇城市 松橋町	0.09	0.02	8.5	6	2		国道218号0.08km	0.00	無	無		
02-343Ⅱ-006	大野川	大野川	吹上川 3	宇城市 松橋町	0.19	0.08	8.5	6	2		国道218号0.04km	0.00	無	無		
02-343Ⅱ-007	大野川	大野川	吹上川 4	宇城市 松橋町	0.43	0.08	7.0	3	1		国道218号0.10km	0.00	無	無		
02-343Ⅱ-008	大野川	大野川	吹上川 5	宇城市 松橋町	0.49	0.07	6.5	3	1		国道218号0.12km	0.05	無	無		

1-2 土石流危険渓流一覽
土石流危険渓流Ⅱ

[熊 本 県]

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要				土石流危険区域				砂防施設	砂防指定地	備考
					溪流長 (km)	流域面積 (k m ²)	川幅 (m)	保全		対	象				
								人口 (人)	家戸数 (戸)		災害弱者関連施設 (戸)	左記以外の公共施設等 (戸)			
02-343Ⅱ-009	大野川	大野川	川床川	宇城市 松橋町	0.33	0.06	7.0	3	1				0.53	無	
02-343Ⅱ-010	大野川	浅川	野添川 1	宇城市 松橋町	0.31	0.05	6.0	9	3				0.25 ₁	有 ₁	
02-343Ⅱ-011	大野川	浅川	野添川 2	宇城市 松橋町	0.45	0.15	8.0	9	3				0.25 ₁	有 ₁	
02-343Ⅱ-012	大野川	浅川	内田川	宇城市 松橋町	0.63	0.23	8.5	6	2				0.23	無	
02-344Ⅱ-001	八枚戸川	耕地川	池田川	宇城市 小川町	0.33	0.11	1.3	7	2			九州自動車道0.01km, 県道小野・蒲川線0.05km, その他の市道0.16km	0.00	無	
02-344Ⅱ-002	八枚戸川	耕地川	谷合川 (1)	宇城市 小川町	0.82	0.51	1.1	10	3			九州自動車道0.04km, 県道小野・蒲川線0.1km, その他の市道0.08km	0.34 ₁	有 ₁	
02-344Ⅱ-003	八枚戸川	耕地川	南野小川 (2)	宇城市 小川町	0.23	0.03	1.0	3	1			その他の市道0.12km	0.11	無	
02-344Ⅱ-004	八枚戸川	耕地川	北部田川 (3)	宇城市 小川町	0.15	0.03	1.4	3	1			その他の市道0.12km	0.17	無	無保
02-344Ⅱ-005	八枚戸川	耕地川	北部田川 (6)	宇城市 小川町	0.57	0.10	1.6	14	4			県道下郷北新田線0.06km, 市道北部田・白岩線0.27km	0.21	無	
02-344Ⅱ-006	砂川	砂川	大村川	宇城市 小川町	0.32	0.10	0.8	7	2			九州自動車道0.01km, 市道小川・豊福線0.08km, その他の市道0.37km	0.10	無	
02-344Ⅱ-007	砂川	砂川	藤原川	宇城市 小川町	0.36	0.14	1.4	7	2			その他の市道0.19km	1.48	無	
02-344Ⅱ-008	砂川	砂川	白岩川 (3)	宇城市 小川町	0.47	0.17	0.6	3	1			その他の市道0.15km	0.61	無	

1-2 土石流危険渓流一覽
土石流危険渓流Ⅱ

[熊 本 県]

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要				土石流危険区域				砂防施設	砂防指定地	備考
					溪流長 (km)	流域面積 (k㎡)	川幅 (m)	保全			対 象				
								人口 (人)	家戸数 (戸)	災害弱者関連施設 (戸)		左記以外の公共施設等 (戸)			
02-344Ⅱ-009	砂川	畑中川	石神川	宇城市 小川町	0.21	0.02	0.8	14	4		その他の市道0.11km	0.50	無	無	治山1：886m3
02-344Ⅱ-010	砂川	砂川	小鶴川 (2)	宇城市 小川町	0.17	0.08	0.8	10	3		市道柱山線0.07km	0.18	無	無	
02-344Ⅱ-011	砂川	砂川	琵琶古閑川 (2)	宇城市 小川町	0.13	0.06	1.0	7	2		市道柱山線0.1km	0.51	無	無	
02-344Ⅱ-012	砂川	砂川	琵琶古閑川 (3)	宇城市 小川町	0.11	0.04	1.8	10	3		市道柱山線0.08km	0.35	無	無	
02-344Ⅱ-013	砂川	砂川	窪の谷川	宇城市 小川町	0.38	0.16	1.2	7	2		県道小川・泉線0.04km	0.39	無	無	
02-344Ⅱ-014	砂川	砂川	西山川 (1)	宇城市 小川町	0.22	0.05	1.7	3	1		その他の市道0.12km	1.57	無	無	
02-344Ⅱ-015	砂川	砂川	西山川 (3)	宇城市 小川町	0.17	0.04	1.3	10	3		市道西山線0.06km, その他の市道0.06km	1.38	無	無	
02-345Ⅱ-001	緑川	襲川	坂ノ下川 (1)	宇城市 豊野町	0.40	0.09	2.0	3	1		その他の市道0.21km	0.19	無	無	
02-345Ⅱ-002	緑川	襲川	坂ノ下川 (2)	宇城市 豊野町	0.57	0.21	7.0	3	1		その他の市道0.73km	1.78	無	無	保治山1：2328m3
02-345Ⅱ-003	緑川	襲川	亀迫川 (2)	宇城市 豊野町	0.61	0.13	2.0	3	1		その他の市道0.02km	0.89	無	無	
02-345Ⅱ-004	緑川	襲川	亀迫川 (3)	宇城市 豊野町	0.10	0.05	1.0	10	3		その他の市道0.16km	0.19	無	無	
02-345Ⅱ-005	緑川	襲川	白谷川	宇城市 豊野町	0.46	0.14	1.0	7	2		その他の市道0.1km	0.90	無	無	

1-2 土石流危険渓流一覽
土石流危険渓流Ⅱ

[熊 本 県]

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要				土石流危険区域				砂防施設	砂防指定地	備考
					渓流長 (km)	流域面積 (k㎡)	川幅 (m)	保		全		対			
								人口 (人)	家戸数 (戸)	災害弱者関連施設 (戸)	左記以外の公共施設等 (戸)				
02-345Ⅱ-006	緑川	小熊野川	松葉川 (1)	宇城市 豊野町	0.90	0.44	2.0	13	4			その他の市道0.37km	1.75	無	
02-345Ⅱ-007	緑川	小熊野川	山本川 (4)	宇城市 豊野町	0.13	0.03	1.5	7	2			その他の市道0.14km	0.94	無	
02-345Ⅱ-008	緑川	小熊野川	山本川 (5)	宇城市 豊野町	0.35	0.06	2.0	7	2			その他の市道0.06km	0.44	無	
02-345Ⅱ-009	緑川	小熊野川	丸林前川	宇城市 豊野町	0.34	0.05	1.5	3	1			その他の市道0.13km	0.52	無	
02-345Ⅱ-010	緑川	小熊野川	下長迫川	宇城市 豊野町	1.16	0.42	3.0	3	1			その他の市道0.03km	1.74 ₁	有 ₁	無
02-345Ⅱ-011	砂川	砂川	日渡川右支川	宇城市 豊野町	0.07	0.02	1.0	7	2			その他の市道0.14km	0.24	無	無
02-345Ⅱ-012	緑川	小熊野川	本村川	宇城市 豊野町	0.13	0.03	2.0	3	1			その他の市道0.07km	0.24	無	無
02-345Ⅱ-013	砂川	小熊野川	小武鳴川	宇城市 豊野町	0.20	0.04	2.0	3	1			その他の市道0.23km	2.32 ₁	有 ₁	無
02-345Ⅱ-014	砂川	小熊野川	田の平	宇城市 豊野町	0.05	0.03	2.0	10	3			その他の市道0.26km	0.85	無	無
02-345Ⅱ-015	緑川	下上郷川	堤ノ上川	宇城市 豊野町	0.57	0.10	3.0	13	4			その他の市道0.42km	2.17	無	無
02-345Ⅱ-016	緑川	小熊野川	姪ノ迫川	宇城市 豊野町	0.31	0.12	2.0	3	1			その他の市道0.23km	0.34	無	無
02-345Ⅱ-017	緑川	小熊野川	亀ノ甲川	宇城市 豊野町	0.14	0.05	0.5	10	3			その他の市道0.28km	1.97	無	無

表 熊本県土石流危険渓流調査結果総括表

土木・振興局	市町村	前回調査			内 訳										今回調査				Ⅰ・Ⅱ 渓流の増減			土石流危険 渓流が増加 傾向にある市 町村
		A渓流※1	B渓流※2	計	新規抽出			ランク変更			削除渓流		Ⅰ 渓流※3	Ⅱ 渓流※4	準ずる※5	計	A→Ⅰ	B→Ⅱ	計			
					Ⅰ 渓流	Ⅱ 渓流	準ずる	A⇒Ⅱ	A⇒準	B⇒Ⅰ	B⇒準	A 渓流								B 渓流		
熊本土木事務所	熊本市	48	8	56	1	5	2	2	0	1	0	1	1	47	13	2	62	-1	5	4	熊本市	
	宇土市	52	8	60	14	17	0	1	0	1	0	6	0	60	25	0	85	8	17	25	宇土市	
	三角町	39	9	48	8	13	0	4	0	0	0	4	0	39	26	0	65	0	17	17	三角町	
	不知火町	14	2	16	4	1	0	0	0	1	0	2	0	17	2	0	19	3	0	3	不知火町	
	城南町	0	3	3	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	2	0	-2	-2		
	富合町	8	1	9	4	1	3	0	0	1	0	0	0	13	1	3	17	5	0	5	富合町	
	松橋町	8	0	8	2	11	0	1	0	0	0	2	0	7	12	0	19	-1	12	11	松橋町	
	小川町	29	2	31	7	11	0	4	0	0	0	4	2	28	15	0	43	-1	13	12	小川町	
	豊野町	10	4	14	7	15	0	0	0	0	0	0	2	17	17	0	34	7	13	20	豊野町	
	中央町	15	4	19	7	11	0	0	0	0	0	4	1	18	14	0	32	3	10	13	中央町	
	砥用町	23	18	41	2	7	0	2	0	1	0	0	0	24	26	0	50	1	8	9	砥用町	
	宇城地域振興局 計	198	51	249	55	87	3	12	0	4	1	22	6	223	139	4	366	25	88	113		
玉名	荒尾市	6	10	16	6	3	3	0	0	1	2	1	2	12	8	5	25	6	-2	4	荒尾市	
玉名	玉名市	18	15	33	6	7	0	0	0	3	0	0	0	27	19	0	46	9	4	13	玉名市	
玉名	伊勢町																					
玉名	横島町																					
玉名	天水町	13	0	13	4	0	0	1	0	0	0	1	0	15	1	0	16	2	1	3	天水町	
玉名	玉東町	5	7	12	0	2	0	0	0	1	0	0	0	6	8	0	14	1	1	2	玉東町	
玉名	菊水町	11	11	22	3	2	0	0	0	4	0	0	0	18	9	0	27	7	-2	5	菊水町	
玉名	三加和町	24	31	55	3	3	0	2	0	1	0	0	1	26	34	0	60	2	3	5	三加和町	
玉名	南関町	9	22	31	3	3	0	1	0	7	0	0	0	18	19	0	37	9	-3	6	南関町	
玉名	長洲町																					
	玉名地域振興局 計	86	96	182	25	20	3	4	0	17	2	2	3	122	98	5	225	36	2	38		
鹿本	山鹿市	22	16	38	3	7	0	0	0	2	0	0	0	27	21	0	48	5	5	10	山鹿市	
鹿本	鹿北町	44	35	79	2	3	0	3	0	3	0	1	0	45	38	0	83	1	3	4	鹿北町	
鹿本	菊鹿町	19	28	47	5	9	0	0	0	8	0	0	0	32	29	0	61	13	1	14	菊鹿町	
鹿本	鹿本町																					
鹿本	鹿央町	5	5	10	4	6	0	1	0	4	0	0	0	12	8	0	20	7	3	10	鹿央町	
鹿本	榑木町	4	2	6	2	4	2	0	0	0	0	0	0	6	6	2	14	2	4	6	榑木町	
	鹿本地域振興局 計	94	86	180	16	29	2	4	0	17	0	1	0	122	102	2	226	28	16	44		
菊池	菊池市	8	4	12	3	6	0	0	0	0	0	0	2	11	8	0	19	3	4	7	菊池市	
菊池	七城町																					
菊池	旭志村	1	6	7	0	1	0	0	0	2	0	0	1	3	4	0	7	2	-2	0		
菊池	大津町	11	5	16	2	1	3	1	0	0	1	1	0	11	6	4	21	0	1	1	大津町	
菊池	菊陽町																					
菊池	合志町																					
菊池	泗水町																					
菊池	西合志町																					
	菊池地域振興局 計	20	15	35	5	8	3	1	0	2	1	1	3	25	18	4	47	5	3	8		
阿蘇	一の宮町	34	11	45	2	0	0	6	0	3	0	1	1	32	13	0	45	-2	2	0		
阿蘇	阿蘇町	50	28	78	9	4	0	1	0	9	1	2	3	65	20	1	86	15	-8	7	阿蘇町	
阿蘇	南小国町	10	25	35	7	12	0	1	0	7	0	2	2	21	29	0	50	11	4	15	南小国町	
阿蘇	小国町	18	37	55	8	20	0	5	0	7	0	0	3	28	52	0	80	10	15	25	小国町	
阿蘇	産山村	4	9	13	1	3	0	0	0	0	0	0	4	5	8	0	13	1	-1	0		
阿蘇	波野村	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0		
阿蘇	蘇陽町	5	3	8	0	1	0	2	0	2	0	0	0	5	4	0	9	0	1	1	蘇陽町	
阿蘇	高森町	15	11	26	2	0	0	1	0	5	0	1	5	20	2	0	22	5	-9	-4		
阿蘇	白水村	10	8	18	0	0	0	0	0	7	0	1	0	16	1	0	17	6	-7	-1		
阿蘇	久木野村	12	9	21	3	1	0	0	0	4	0	0	0	19	6	0	25	7	-3	4	久木野村	
阿蘇	長陽村	12	1	13	2	0	0	1	0	1	0	1	0	13	1	0	14	1	0	1	長陽村	
阿蘇	西原村	13	4	17	1	2	0	5	0	0	0	0	1	9	10	0	19	-4	6	2	西原村	
	阿蘇地域振興局 計	184	146	330	35	43	0	22	0	45	1	8	19	234	146	1	381	50	0	50		
上益城	御船町	11	15	26	2	4	0	1	0	2	0	0	0	14	18	0	32	3	3	6	御船町	
上益城	渡島町																					
上益城	益城町	14	7	21	0	1	0	3	0	1	1	0	1	12	8	1	21	-2	1	-1		
上益城	甲佐町	20	4	24	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20	3	0	23	0	-1	-1		
上益城	矢部町	15	37	52	7	32	0	3	0	7	0	0	11	26	54	0	80	11	17	28	矢部町	
上益城	津和村	10	6	16	8	9	0	4	0	0	0	0	1	14	18	0	32	4	12	16	津和村	
	上益城地域振興局 計	70	69	139	17	46	0	11	0	10	1	0	14	86	101	1	188	16	32	48		
八代	八代市	69	17	86	6	17	22	12	1	2	0	0	0	64	44	23	131	-5	27	22	八代市	
八代	坂本村	112	51	163	12	25	0	24	0	7	0	8	9	99	84	0	183	-13	33	20	坂本村	
八代	子丁町																					
八代	鎌町																					
八代	龍北町	3	1	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4	0	0	4	1	-1	0		
八代	宮原町	4	3	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	0	7	0	0	0		
八代	東陽村	18	17	35	6	4	0	0	0	1	0	0	2	25	18	0	43	7	1	8	東陽村	
八代	泉村	27	26	53	5	5	0	0	0	4	0	0	2	36	25	0	61	9	-1	8	泉村	
	八代地域振興局 計	233	115	348	29	51	22	36	1	15	0	8	13	232	174	23	429	-1	59	58		
芦北	水俣市	46	27	73	13	26	2	3	0	3	0	0	3	59	50	2	111	13	23	36	水俣市	
芦北	田浦町	41	9	50	9	8	0	1	0	2	0	1	3	50	13	0	63	9	4	13	田浦町	
芦北	芦北町	133	68	201	20	23	7	12	0	12	0	2	1	151	90	7	248	18	22			

* 土石流危険渓流に係る基準雨量

地区名	市 町 村 名	代表観測所 注 3	累加雨量として用いる 降 雨 指 標 注 1. 2	基 準 雨 量 (累加雨量) (mm)	
				警報雨量	避難雨量
宇城地区	上天草市大矢野町、宇城市、宇土市、氷川町、 美里町、甲佐町、御船町	甲 佐	実効雨量半減期 3 日 R J 3	210	260

注) 1. 「連続雨量」とは、24 時間以上の無降雨期間の後からの雨量を積算したものという。

2. 「実効雨量半減期 X 日」とは、一連連続雨量に半減期 X 日の減少係数を使って計算された前期実効雨量を加えたものをいう。

ここで、前期実効雨量とは、一連連続雨量の降り始めから起算して 2 週間前までの 24 時間雨量に減少係数を乗じた値を積算したものをいう。

また、減少係数は前期降雨（一連連続雨量の降り始めから起算して 2 週間前までの降雨）が土石流発生にどの程度の影響を与えるかを示す係数であり、一連連続雨量の降り始めから X 日経過することにより半減する。

3. ※印は国土交通省所属の観測所、その他は気象官署又は熊本地方気象台所属の地域気象観測所。

出典：平成 15 年度 熊本県地域防災計画より

1－3 急傾斜地崩壊危険箇所一覽

斜面区分(自然斜面・人工斜面)

様式1－1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅲ) 調査表調査表

番号	箇所名	郡市	町村	大字	小字	がけの崩れ無災害	傾斜度	高さ	断層・有無砕帯	植生の種類	公共施設種類1	公共施設数1	公共施設種類2	公共施設数2	特殊立法	風致地区
102	尾崎	宇城市	不知火町	長崎	尾崎	無	55	14	無	針広混交					地半	
103	浦田	宇城市	不知火町	長崎	浦田	無	60	50	無	広葉樹					地半	
104	道免	宇城市	不知火町	長崎	道免	無	60	10	無	広葉樹					地半	
105	鴨籠平	宇城市	不知火町	長崎	鴨籠平	無	45	10	無	針広混交					地半	
106	城の越	宇城市	不知火町	長崎	城の越	無	45	10	無	広葉樹					地半	
107	上の前	宇城市	不知火町	長崎	上の前	無	55	30	無	広葉樹					地半	
108	釜添	宇城市	不知火町	米尾	釜添	無	50	46	無	針広混交					地半	
109	小屋敷	宇城市	不知火町	米尾	小屋敷	無	60	40	無	広葉樹					地半	
110	小迫	宇城市	不知火町	米尾	小迫	無	55	32	無	針広混交					地半	
111	大の原	宇城市	不知火町	松合	大の原	無	60	20	無	広葉樹					地半	
112	樺木原	宇城市	不知火町	松合	樺木原	無	55	30	無	広葉樹					地半	
113	救の浦	宇城市	不知火町	松合	救の浦	無	60	10	無	広葉樹					地半	
114	虎御前	宇城市	不知火町	大見	虎御前	無	45	10	無	広葉樹					地半	
115	小崎	宇城市	不知火町	大見	小崎	無	45	20	無	広葉樹					地半	
116	丸山	宇城市	不知火町	大見	丸山	無	65	20	無	針広混交					地半	
117	勿持籠	宇城市	不知火町	大見	勿持籠	無	65	12	無	広葉樹					地半	
118	西千本	宇城市	不知火町	大見	西千本	無	55	32	無	広葉樹					地半	
143	夫婦塚	宇城市	松橋町	古保山	夫婦塚	無	45	10	無	草地					半D	
144	海ノ平	宇城市	松橋町	古保山	海ノ平	無	60	28	無	広葉樹					半	
145	垣内	宇城市	松橋町	古保山	垣内	無	45	20	無	広葉樹					半D	
146	六地藏	宇城市	松橋町	萩尾	六地藏	無	65	20	無	広葉樹					半	
147	六地藏	宇城市	松橋町	萩尾	六地藏	無	60	50	無	広葉樹					半	
148	寺町	宇城市	小川町	南部田	寺町	無	55	18	無	針広混交					半D	
149	寺町	宇城市	小川町	南部田	寺町	無	70	18	無	広葉樹					半D	
150	寺町	宇城市	小川町	南部田	寺町	無	65	20	無	針葉樹					半D	
151	南部田	宇城市	小川町	南部田	南部田	無	60	10	無	広葉樹					半D	
152	南部田	宇城市	小川町	南部田	南部田	無	60	10	無	広葉樹					半D	
153	南部田	宇城市	小川町	南部田	南部田	無	60	10	無	広葉樹					半D	
154	表南小川	宇城市	小川町	表南小川	表南小川	無	55	14	無	広葉樹					半D	
155	表南小川	宇城市	小川町	表南小川	表南小川	無	45	10	無	広葉樹					半D	

[illegible]

1-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覽

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)(Ⅱ) 調査表

番号	箇所名	箇所名	郡市	町村	大字	小字	がけ崩れ災害の有無	傾斜度	高さ	地表の状況	表土の厚さ	植生の種類	湧水 有無	人家戸数	公共的建物1 種類	公共的建物2 種類	公共的建物3 種類	公共的建物数	公共施設1 種類	公共施設1 数	公共施設2 種類	公共施設2 数	公共施設3 種類	公共施設3 数	域急の傾斜地崩壊危険区	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	特殊立法	風致地区	土砂災害警戒区域		
264	地蔵峠	地蔵峠	宇城市	三角町	中村	地蔵峠	無	50	5	風化・亀裂	20	広	無	12	区分I			1	市道	200							有	県	未	半台過			
265	小田良	小田良	宇城市	三角町	中村	小田良	無	50	15	礫混・砂質土	20	広	無	7			0	国道	120								無	県	未	半台過			
266	前畑	前畑	宇城市	三角町	中村	前畑	無	40	5	風化・亀裂	10	広	有	12				0	高速道・国道	150							有	国	未	半台過			
267	松本	松本	宇城市	三角町	太田尾	松本	無	45	9	礫混・砂質土	10	広	無	29				0	高速道・国道	270		市道	100				有	国	未	半台過			
268	東黒岩	東黒岩	宇城市	三角町	太田尾	東黒岩	無	30	20	礫混・砂質土	20	広	無	5	区分Q			1	その他の道路	60							無	県	未	半台過			
269	佛天川	佛天川	宇城市	三角町	太田尾	佛天川	無	45	6	礫混・砂質土	10	広	有	23	区分J			1	高速道・国道	350					S61.6.3	有	国	中	半台過				
270	西港一区	西港一区	宇城市	三角町	三角浦	西港一区	無	45	45	礫混・砂質土	20	広	無	6	区分J			1	国道	90							無	県	未	半台過			
271	瀬戸外	瀬戸外	宇城市	三角町	三角浦	瀬戸外	無	40	8	風化・亀裂	10	広	無	34				0	高速道・国道	300		市道	300				有	国	未	半台過			
272	瀬戸	瀬戸	宇城市	三角町	三角浦	瀬戸	無	40	9	亀裂・転石	20	広	無	79	区分E	区分F	区分D	3	高速道・国道	60		市道	1000				有	他	未	半台過			
273	石場	石場	宇城市	三角町	三角浦	石場	無	35	10	亀裂・転石	30	広	無	20				0	高速道・国道	50		市道	300				有	国	未	半台過			
274	西港三区	西港三区	宇城市	三角町	三角浦	西港三区	無	50	35	礫混・砂質土	10	広	有	2	区分H	区分J		2	国道	40							無	国	未	半台過			
275	村の上	村の上	宇城市	三角町	三角浦	村の上	無	65	30	風化・亀裂	10	針広	無	54				0	高速道・国道	260		市道	180				有	他	未	半台過			
276	山川	山川	宇城市	三角町	三角浦	山川	無	70	20	亀裂・転石	10	広	無	13	区分I			1	高速道・国道	80		市道	100				有	国	未	半台過			
277	本島	本島	宇城市	三角町	三角浦	本島	無	40	20	風化・亀裂	20	草	無	9				0	市道	60						S59.1.10	有	県	概	半台過			
278	本島	本島	宇城市	三角町	三角浦	本島	無	50	10	風化・亀裂	10	広	無	13				0									有	他	未	半台過			
279	本島	本島	宇城市	三角町	三角浦	本島	無	30	25	風化・亀裂	20	広	有	13				0	市道	100							有	他	未	半台過			
280	本島	本島	宇城市	三角町	三角浦	本島	無	65	15	風化・亀裂	10	広	有	18				0	市道	100							有	他	未	半台過			
281	首入	首入	宇城市	三角町	三角浦	首入	無	45	20	亀裂・転石	10	広	無	15				0	高速道・国道	200		市道	100				有	他	未	半台過			
282	東港一区	東港一区	宇城市	三角町	三角浦	東港一区	無	60	20	風化・亀裂	20	広	無	8				0									無	他	未	半台過			
283	東港二区	東港二区	宇城市	三角町	三角浦	東港二区	無	50	10	風化・亀裂	10	広	無	10	区分I	区分H		2	市道	8							無	国	未	半台過			

1-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覽

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)(Ⅱ) 調査表

番号	箇所名	箇所名	郡市	町村	大字	小字	がけ崩れ災害の有無	傾斜度	高さ	地表の状況	表土の厚さ	植生の種類	湧水有無	人家戸数	公共的建物1種類	公共的建物2種類	公共的建物3種類	公共的建物数	公共施設1種類	公共施設1数	公共施設2種類	公共施設2数	公共施設3種類	公共施設3数	域急の傾斜地崩壊危険区	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	特殊立法	風致地区	土砂災害警戒区域	
284	柳迫	柳迫	宇城市	三角町	波多	柳迫	無	45	10	風化・亀裂	10	竹	有	15	区分I				1	市道	190						有	国	未	平台過		○
285	東港三区	東港三区	宇城市	三角町	波多	東港三区	無	55	10	礫混・砂質土	10	広	無	0	区分F			1	市道	16							無	国	未	平台過		○
286	東港三区	東港三区	宇城市	三角町	波多	東港三区	無	55	40	風化・亀裂	10	広	無	5	区分F			1									無	県	未	平台過		○
287	際崎	際崎	宇城市	三角町	波多	際崎	無	70	20	風化・亀裂	10	広	無	12				0	市道	140							無	国	未	平台過		○
288	古米	古米	宇城市	三角町	波多	古米	無	60	10	風化・亀裂	20	草	無	5				0									無	県	未	平台過		○
289	立畠	立畠	宇城市	三角町	波多	立畠	無	60	15	風化・亀裂	10	広	無	10	区分I			1	市道	100						S60. 6. 22	有	国	未	平台過		○
290	霜田	霜田	宇城市	三角町	波多	霜田	無	35	15	礫混・砂質土	20	広	無	9				0	市道	140						S60. 6. 22	有	県	未	平台過		○
291	古米	古米	宇城市	三角町	波多	古米	無	35	7	礫混・砂質土	20	竹	無	5				0	市道	90						S60. 6. 22	有	県	未	平台過		○
292	鳥崎	鳥崎	宇城市	三角町	波多	鳥崎	無	45	8	風化・亀裂	10	広	無	48				0	市道	400							有	国	未	平台過		○
293	東港五区	東港五区	宇城市	三角町	波多	東港五区	無	45	20	礫混・砂質土	30	竹	無	7				0									無	県	未	平台過		○
294	陣ノ内	陣ノ内	宇城市	三角町	波多	陣ノ内	無	40	15	礫混・砂質土	50	広	無	27	区分I			1	J R	100		市道	100			S59. 1. 10	有	国	概	平台過		○
295	東港五区	東港五区	宇城市	三角町	波多	東港五区	無	60	15	風化・亀裂	10	針広	有	5				0	J R	100		市道	100	国道	100		無	県	未	平台過		○
296	陣ノ内東	陣ノ内東	宇城市	三角町	波多	陣ノ内	無	35	12	風化・亀裂	20	広	無	9				0	J R	50		市道	150			S59. 1. 10	有	県	未	平台過		○
297	高々崎 (A)	高々崎 (A)	宇城市	三角町	波多	高々崎	無	55	12	風化・亀裂	20	広	無	15	区分I			1	J R	50		市道	100			S55. 7. 1	有	国	概	平台過		○
298	高々崎 (B)	高々崎 (B)	宇城市	三角町	波多	高々崎	無	35	12	礫混・砂質土	30	広	無	9				0	J R	50		市道	150			S55. 7. 1	有	国	概	平台過		○
299	塩屋浦	塩屋浦	宇城市	三角町	波多	塩屋浦	有	40	20	礫混・砂質土	20	広	無	31	区分D	区分Q		2	J R	200		市道	740			S55. 7. 1	有	国	概	平台過		○
300	小久保	小久保	宇城市	三角町	波多	小久保	無	45	10	亀裂・転石	10	竹	無	5				0	市道	80							有	県	未	平台過		○
301	宮崎	宮崎	宇城市	三角町	波多	宮崎	無	40	20	礫混・砂質土	20	針広	無	9				0	市道	150							有	県	未	平台過		○
302	浦内	浦内	宇城市	三角町	波多	浦内	無	35	25	風化・亀裂	10	竹	無	8				0	市道	100							有	県	未	平台過		○
303	浦	浦	宇城市	三角町	波多	浦	無	55	70	風化・亀裂	10	竹	無	7				0	その他の道路	120							無	県	未	平台過		○

1-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覽

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)(Ⅱ) 調査表

番号	箇所名	箇所名	郡市	町村	大字	小字	がけ崩れ災害の有無	傾斜度	高さ	地表の状況	表土の厚さ	植生の種類	湧水 有無	人家戸数	公共的建物 1種類	公共的建物 2種類	公共的建物 3種類	公共施設 1種類	公共施設 1数	公共施設 2種類	公共施設 2数	公共施設 3種類	公共施設 3数	域急の傾斜地崩壊危険区	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	特殊立法	風致地区	土砂災害警戒区域
304	上原	上原	宇城市	三角町	中村	上原	無	45	20	風化・亀裂	20	竹	無	6				0	市道	150					有	県	未	半台過		
305	黒崎	黒崎	宇城市	三角町	波多	黒崎	無	80	10	亀裂・転石	10	広	無	5	区分I			1	高速道・国道	100	市道	100			有	県	未	半台過		○
306	姥崎	姥崎	宇城市	三角町	波多	姥崎	無	55	10	礫混・砂質土	10	広	無	5				0	高速道・国道	80	市道	100			有	県	未	半台過		○
307	前田	前田	宇城市	三角町	中村	前田	無	70	6	礫混・砂質土	10	広	有	10				0	市道	390				S55.7.1	有	国	中	半台過		
308	金桁	金桁	宇城市	三角町	中村	金桁	無	60	20	風化・亀裂	10	針広	有	1	区分J			1							無	他	未	半台過		
309	金桁	金桁	宇城市	三角町	中村	金桁	無	60	25	風化・亀裂	10	広	無	0	区分N			1	その他の道路	36					無	国	未	半台過		
310	金桁	金桁	宇城市	三角町	中村	金桁	無	60	9	風化・亀裂	10	広	無	9				0	市道	200				S55.7.1	有	県	未	半台過		
311	小金井	小金井	宇城市	三角町	前越	小金井	無	70	10	亀裂・転石	10	なし	無	7				0	市道	200					有	県	未	半台過		
312	小鹿里	小鹿里	宇城市	三角町	前越	小鹿里	無	50	7	風化・亀裂	10	草	無	9				0	高速道・国道	200	市道	120			有	県	未	半台過		
313	赤松	赤松	宇城市	三角町	前越	赤松	無	80	8	亀裂・転石	10	草	有	8	区分I			1	高速道・国道	50	市道	100			有	県	未	半台過		
314	西清水	西清水	宇城市	三角町	中村	西清水	無	60	7	風化・亀裂	10	竹	無	6				0	高速道・国道	80					有	県	未	半台過		
315	清水	清水	宇城市	三角町	中村	清水	無	60	8	風化・亀裂	10	広	無	9				0	市道	80					有	県	未	半台過		
316	千房	千房	宇城市	三角町	郡浦	水口	無	30	15	礫混・砂質土	20	草	無	5				0	市道	80				S56.2.17	有	県	概	半台過		
317	宮ノ脇	宮ノ脇	宇城市	三角町	郡浦	宮ノ脇	無	45	15	礫混・砂質土	20	竹	無	11				0	市道	200				S59.1.10	有	国	未	半台過		
318	山田白平	山田白平	宇城市	三角町	郡浦	山田白平	無	40	10	礫混・砂質土	30	草	無	4	区分I			1	市道	50					有	他	未	半台過		
319	前越	前越	宇城市	三角町	郡浦	前越	無	70	8	風化・亀裂	10	竹	無	20	区分I	区分Q		2	市道	400					有	県	未	半台過		
320	迫谷	迫谷	宇城市	三角町	郡浦	迫谷	有	55	8	風化・亀裂	30	竹	無	11				0	市道	200					有	県	未	半台過		
321	矢崎	矢崎(A)	宇城市	三角町	郡浦	矢崎(A)	有	70	10	亀裂・転石	30	広	無	5				0	市道	160					有	県	未	半台過		
322	矢崎	矢崎(B)	宇城市	三角町	郡浦	矢崎(B)	無	30	13	風化・亀裂	20	竹	無	11				0	高速道・国道	20	市道	140			有	国	未	半台過		
323	伊田	伊田	宇城市	三角町	里浦	伊田	無	60	15	風化・亀裂	30	竹	有	5				0	国道	10					無	県	未	半台過		

1-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覽

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)(Ⅱ) 調査表

番号	箇所名	箇所名	郡市	町村	大字	小字	がけ崩れ災害の有無	傾斜度	高さ	地表の状況	表土の厚さ	植生の種類	湧水の有無	人家戸数	公共的建物1種類	公共的建物2種類	公共的建物3種類	公共的建物数	公共施設1種類	公共施設1数	公共施設2種類	公共施設2数	公共施設3種類	公共施設3数	域急の傾斜地崩壊危険区	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	特殊立法	風致地区	土砂災害警戒区域		
324	白当	白当	宇城市	三角町	里ノ浦	白当	無	30	10	風化・亀裂	10	竹	無	11	区分I			1	市道	150							有	国	未	平台過			
325	下古湯	下古湯	宇城市	三角町	里ノ浦	下古湯	無	60	20	礫混・砂質土	20	草	無	11				0	市道	100							有	国	未	平台過			
326	堂ノ下	堂ノ下	宇城市	三角町	里ノ浦	堂ノ下	無	65	12	礫混・砂質土	20	広	無	16				0	市道	500							有	国	未	平台過			
327	浜の山	浜の山	宇城市	三角町	手場	浜の山	無	60	15	風化・亀裂	15	広	無	3	区分I	区分D		2	市道	130							有	他	未	平台過			
328	底江	底江	宇城市	三角町	手場	底江	無	40	20	礫混・砂質土	20	広	無	1	区分A	区分I	区分F	3	市道	210							無	国	未	平台過			
329	底江	底江	宇城市	三角町	手羽	底江	無	35	20	礫混・砂質土	10	草	無	19	区分I			1	市道	450							有	国	未	平台過			
330	手羽	手羽	宇城市	三角町	手羽	手羽	無	60	10	礫混・砂質土	20	草	有	10				0	市道	180							有	国	未	平台過			
331	大口	大口	宇城市	三角町	手羽	大口	無	50	15	礫混・砂質土	20	針広	有	7				0	市道	100							有	県	未	平台過			
332	田井ノ浦	田井ノ浦	宇城市	三角町	戸馳	田井ノ浦	無	40	25	礫混・砂質土	20	広	無	10				0	市道	150					S55.7.1	有	国	概	平台過				
333	田井ノ浦	田井ノ浦	宇城市	三角町	戸馳	田井ノ浦	無	30	10	礫混・砂質土	25	広	無	0	区分B			1	市道	36							無	他	未	平台過			
334	北野崎	北野崎	宇城市	三角町	戸馳	北野崎	無	45	15	礫混・砂質土	20	広	無	9				0	市道	200					S59.4.12	有	県	未	平台過				
335	野崎南	野崎南	宇城市	三角町	戸馳	野崎	無	55	10	礫混・砂質土	10	広	無	37	区分I			1	市道	1100					S55.7.1	有	国	概	平台過				
336	野崎南	野崎南	宇城市	三角町	戸馳	野崎南	無	35	15	礫混・砂質土	20	広	無	10				0	市道	230							無	国	未	平台過			
337	船津浦	船津浦	宇城市	三角町	戸馳	船津浦	無	70	7	風化・亀裂	10	草	無	26				0	市道	480							有	県	未	平台過	○		
338	内潟	内潟	宇城市	三角町	戸馳	内潟	無	60	7	礫混・砂質土	20	竹	無	14				0	市道	250							有	県	未	平台過			
3495	古米	古米	宇城市	三角町	波多	古米	無	50	15	風化・亀裂	10	広	無	5													無	他	未	平台通り	○		
339	塚原	塚原	宇城市	不知火町	高良	塚原	無	40	10	風化・亀裂	20	広	無	20				0									無	国	未	平台			
340	湊野	湊野	宇城市	不知火町	高良	湊野	有	65	10	風化・亀裂	10	広	有	14				0	高速道・国道	200		市道	200		S57.9.4	有	国	概	平台				
341	防平	防平	宇城市	不知火町	高良	防平	無	60	20	風化・亀裂	20	草	有	6				0	市道	150					S61.12.23	有	県	未	平台				
342	梅ノ木	梅ノ木	宇城市	不知火町	小曾部	梅ノ木	無	50	12	風化・亀裂	10	竹	無	5				0	市道	150		河川	75	橋	1		無	県	未	平台			

1-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覽

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)(Ⅱ) 調査表

番号	箇所名	箇所名	郡市	町村	大字	小字	がけ崩れ災害の有無	傾斜度	高さ	地表の状況	表土の厚さ	植生の種類	湧水 有無	人家戸数	公共的建物 1 種類	公共的建物 2 種類	公共的建物 3 種類	公共的建物 数	公共施設 1 種類	公共施設 1 数	公共施設 2 種類	公共施設 2 数	公共施設 3 種類	公共施設 3 数	域急の傾斜地崩壊危険区	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	特殊立法	風致地区	土砂災害警戒区域		
343	居屋敷	居屋敷	宇城市	不知火町	浦上	居屋敷	無	80	20	風化・亀裂	20	広	有	7				0	市道	150					H7.3.22	有	県	中	平台				
344	新村	新村	宇城市	不知火町	浦上	新村	無	50	15	風化・亀裂	10	竹	無	8	区分I			1	市道	220					S56.2.17	有	国	概	平台				
345	叶松	叶松	宇城市	不知火町	長崎	叶松	有	75	20	亀裂・転石	10	竹	無	5				0	市道	100					S61.6.3	有	県	中	平台				
346	小倉	小倉	宇城市	不知火町	長崎	小倉	無	80	10	風化・亀裂	10	竹	無	5				0	市道	80							有	県	未	平台			
347	鴨籠	鴨籠	宇城市	不知火町	長崎	鴨籠	有	80	15	風化・亀裂	10	草	無	7	区分F			1	市道	200					S61.6.3	有	国	中	平台				
348	弁天山	弁天山	宇城市	不知火町	長崎	弁天山	無	60	13	亀裂・転石	10	広	無	16				0	市道	200					S60.9.3	有	国	未	平台				
349	弁天平	弁天平	宇城市	不知火町	長崎	弁天平	無	45	10	風化・亀裂	10	竹	無	9				0	高速道・国道	100		市道	100		S60.9.3	有	県	概	平台				
350	中割	中割	宇城市	不知火町	長崎	中割	無	40	15	亀裂・転石	20	竹	無	6				0	高速道・国道	50		市道	150		S60.9.3	有	県	概	平台				
351	塩屋浦	塩屋浦	宇城市	不知火町	長崎	塩屋浦	無	40	15	風化・亀裂	20	竹	有	14				0	市道	250					S60.9.3	有	県	概	平台				
352	塩屋浦	塩屋浦	宇城市	不知火町	長崎	塩屋浦	無	80	10	礫混・砂質土	20	広	有	13				0	市道	60							有	県	中	平台			
353	桂原	桂原	宇城市	不知火町	長崎	桂原	無	65	20	風化・亀裂	10	なし	無	1	区分Q			1	市道	40		河川	75	国道	20		無	他	未	平台			
354	桂原	桂原	宇城市	不知火町	長崎	桂原	無	70	10	礫混・砂質土	20	草	有	6				0	市道	100							有	県	未	平台			
355	白玉	白玉	宇城市	不知火町	長崎	白玉	無	60	10	礫混・砂質土	20	広	有	6				0	市道	150							有	県	未	平台			
356	南黒田	南黒田	宇城市	不知火町	永尾	南黒田	無	65	30	風化・亀裂	20	広	無		区分I	区分Q		2	市道	95		河川	75				無	県	未	平台			
357	平本浦	平本浦	宇城市	不知火町	永尾	平本浦	無	70	20	風化・亀裂	10	竹	有	14				0	高速道・国道	50		市道	100				有	国	未	平台			
358	本浦	本浦	宇城市	不知火町	永尾	本浦	無	50	15	風化・亀裂	10	竹	無	14				0	市道	100							有	国	未	平台			
359	古屋敷	古屋敷	宇城市	不知火町	永尾	古屋敷	無	80	32	風化・亀裂	20	広	無	3	区分I			1	市道	90		河川	130	橋	3		無	他	未	平台			
360	立山	立山	宇城市	不知火町	永尾	立山	無	75	15	風化・亀裂	10	竹	無	7	区分N	区分H		2	高速道・国道	200							有	国	未	平台			
361	天の平	天の平	宇城市	不知火町	松合	天の平	無	70	15	風化・亀裂	10	竹	有	19				0	市道	150					S61.12.23	有	国	中	平台				
362	山州	山州	宇城市	不知火町	松合	山州	無	40	32	風化・亀裂	20	広	無	8	区分Q			1	市道	60							無	県	未	平台			

1-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覽

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)(Ⅱ) 調査表

番号	箇所名	箇所名	郡市	町村	大字	小字	がけ崩れ災害の有無	傾斜度	高さ	地表の状況	表土の厚さ	植生の種類	湧水有無	人家戸数	公共的建物1種類	公共的建物2種類	公共的建物3種類	公共施設1種類	公共施設1数	公共施設2種類	公共施設2数	公共施設3種類	公共施設3数	域急の傾斜地崩壊危険区	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	特殊立法	風致地区	土砂災害警戒区域
363	なか 仲	なか 仲	宇城市	不知火町	松合	上仲西	無	50	10	風化・亀裂	10	草	有	10			0	市道	100					H5. 3. 17	有	国	概	平台		
364	なかやまののみ 中山の神	なかやまののみ 中山の神	宇城市	不知火町	松合	中山の神	無	55	22	風化・亀裂	20	広	無		区分E		1								無	国	未	平台		
365	なか 和田	なか 和田	宇城市	不知火町	松合	和田原	無	80	10	亀裂・転石	20	竹	無	6			0	市道	100					H5. 3. 17	有	県	未	平台		
366	なか 和田原	なか 和田原	宇城市	不知火町	松合	和田原	無	60	15	礫混・砂質土	10	広	有	13			0	市道	150					S53. 7. 13	有	国	概	平台		
367	なかののみ 救の浦 (B)	なかののみ 救の浦	宇城市	不知火町	松合	救の浦	無	50	12	風化・亀裂	20	広	無	8			0	市道	80					S61. 1. 13	有	国	中	平台		
368	なかののみ 救の浦 (A)	なかののみ 救の浦	宇城市	不知火町	松合	救の浦	無	45	15	風化・亀裂	20	広	無	21	区分I		1	高速度・国道	50		市道	200		S56. 2. 17	有	国	概	平台		
369	なか 大見	なか 大見	宇城市	不知火町	大見	大見	無	75	10	風化・亀裂	20	草	無	11			0	市道	100						有	国	未	平台		
370	なか 大見	なか 大見	宇城市	不知火町	大見	大見	無	55	25	礫混・砂質土	20	草	無	16			0	市道	100						有	国	未	平台		
371	なか 前田	なか 前田	宇城市	不知火町	大見	前田	無	55	28	礫混・砂質土	20	竹	無	5			0								無	県	未	平台		
372	なか 大見	なか 大見	宇城市	不知火町	大見	大見	無	75	7	礫混・砂質土	20	広	無	14			0	市道	250						有	国	未	平台		
401	なか 松山	なか 松山	宇城市	松橋町	松山	松山	無	60	24	礫混・砂質土	30	広	無	7			0	その他の道路	100						無	他	未	台		
402	なか 夫婦塚	なか 夫婦塚	宇城市	松橋町	古保山	夫婦塚	無	60	10	風化・亀裂	30	広	無	6			0								無	国	未	台		
403	なか 内田	なか 内田	宇城市	松橋町	内田	内田	無	55	18	礫混・砂質土	40	竹	無	7			0	その他の道路	40						無	他	未	台		
404	なか 北部田	なか 北部田	宇城市	小川町	北部田	北部田	無	55	30	礫混・砂質土	40	竹	無	2	区分Q		1								無	他	中	台		
405	なか 南部田	なか 南部田	宇城市	小川町	南部田	南部田	無	55	14	礫混・砂質土	40	竹	無	1	区分Q		1								無	他	中	台		
406	なか 白岩 (A)	なか 白岩	宇城市	小川町	北海東	白岩	無	40	25	粘質土	30	草	無	5			0	市道	80					S53. 7. 13	有	国	概	台		
407	なか 白岩 (D)	なか 白岩	宇城市	小川町	北海東	白岩	無	40	30	礫混・砂質土	60	針	無	7			0	市道	170						有	国	未	台		
408	なか 湯平	なか 湯平	宇城市	小川町	北海東	湯平	無	40	8	風化・亀裂	30	竹	無	5			0	県道	250						有	県	未	台		
409	なか 湯平	なか 湯平	宇城市	小川町	北海東	湯平	無	60	16	風化・亀裂	30	針	無	2	区分B		1	県道	100						無	他	未	台		
410	なか 南部田	なか 南部田	宇城市	小川町	南部田	南部田	無	55	14	礫混・砂質土	30	広	無	3	区分M		1	市道	160						無	他	未	台		

1-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覽

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)(Ⅱ) 調査表

番号	箇所名	箇所名	郡市	町村	大字	小字	がけ崩れ災害の有無	傾斜度	高さ	地表の状況	表土の厚さ	植生の種類	湧水有無	人家戸数	公共的建物1種類	公共的建物2種類	公共的建物3種類	公共的建物数	公共施設1種類	公共施設1数	公共施設2種類	公共施設2数	公共施設3種類	公共施設3数	域急の傾斜地崩壊危険区	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	特殊立法	風致地区	土砂災害警戒区域			
411	南部田	南部田	宇城市	小川町	南部田	南部田	無	65	12	礫混・砂質土	40	針	無	0	区分E			1									無	他	未					
412	正院	正院	宇城市	小川町	南部田	正院	無	40	10	礫混・砂質土	40	針広	無	18				0	市道	50							有	他	中					
413	小川	小川	宇城市	小川町	小川	小川	無	60	38	礫混・砂質土	60	広	無	12	区分I	区分F		2									無	他	中					
414	有木原	有木原	宇城市	小川町	北海東	有木原	無	55	26	礫混・砂質土	30	広	無	0	区分I			1	その他の道路	20							無	他	中					
415	大野	大野	宇城市	小川町	北海東	大野	無	40	35	礫混・砂質土	100	竹	無	5				0	市道	170						有	国	未						
416	弦巻	弦巻	宇城市	小川町	東海東	弦巻	無	40	20	礫混・砂質土	30	広	無	9	区分I			1	市道	150							有	他	中					
417	舞鳴	舞鳴	宇城市	小川町	東海東	舞鳴	無	40	30	礫混・砂質土	20	竹	無	6				0	県道	100		市道	150	その他B	1	S53.7.13	有	他	中					
418	蔵野	蔵野	宇城市	小川町	東海東	蔵野	無	50	30	礫混・砂質土	30	針	無	9				0	県道	150		その他B	1		S53.7.13	有	他	中						
419	樋渡	樋渡	宇城市	小川町	東小川	樋渡	無	35	12	礫混・砂質土	30	広	無	0	区分I			1	その他の道路	35							無	他	未					
420	稲川	稲川	宇城市	小川町	東小川	稲川	無	30	15	礫混・砂質土	30	草	無	7				0	市道	140							有	他	中					
421	嫩迫	嫩迫	宇城市	小川町	西海東	嫩迫	無	40	20	礫混・砂質土	40	針広	無	7				0	市道	130							有	国	未					
422	小園	小園	宇城市	小川町	西海東	小園	無	45	14	礫混・砂質土	80	竹	無	2	区分Q			1									無	他	未					
423	筒田	筒田	宇城市	小川町	南海東	筒田	無	35	20	礫混・砂質土	80	針	無	2	区分I			1	市道	110							有	他	未					
424	出春	出春	宇城市	小川町	南海東	出春	無	55	14	礫混・砂質土	100	広	無	3	区分I			1	市道	50							無	他	概					
425	上安見	上安見	宇城市	豊野町	安見	上安見	無	40	20	粘質土	40	竹	無	2	区分Q			1	その他の道路	46							無	他	未					
426	新開原	新開原	宇城市	豊野町	安見	新開原	無	50	10	粘質土	60	竹	無	0	区分Q			1									無	他	未					
427	北山崎	北山崎	宇城市	豊野町	山崎	北山崎	無	30	10	礫混・砂質土	20	針広	無	15				0	その他の道路	290							無	国	未					
428	山崎	山崎	宇城市	豊野町	山崎	芝原	無	40	15	礫混・砂質土	20	竹	無	15				0	県道	100		市道	100		S48.2.24	有	国	概						
429	山崎	山崎	宇城市	豊野町	山崎	経塚	無	40	30	礫混・砂質土	60	竹	無	22				0	市道	350					S48.2.24	有	国	中						
430	寺村	寺村	宇城市	豊野町	下郷	寺村	無	70	15	風化・亀裂	20	針広	無	10				0	市道	150							有	国	未					

1-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覽

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)(Ⅱ) 調査表

番号	箇所名	箇所名	郡市	町村	大字	小字	がけ崩れ災害の有無	傾斜度	高さ	地表の状況	表土の厚さ	植生の種類	湧水有無	人家戸数	公共的建物1種類	公共的建物2種類	公共的建物3種類	公共的建物数	公共施設1種類	公共施設1数	公共施設2種類	公共施設2数	公共施設3種類	公共施設3数	域急の傾斜地崩壊危険区	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	特殊立法	風致地区	土砂災害警戒区域	
431	寺村	寺村	宇城市	豊野町	下郷	寺村	無	50	10	風化・亀裂	30	竹	無	6				0	市道	4							無	国	未	台過		
432	山中	山中	宇城市	豊野町	果林	山中	無	55	25	礫混・砂質土	30	竹	無	4	区分B		1		国道	50	市道	100				有	他	未	台過			
433	上栗林	上栗林	宇城市	豊野町	果林	上栗林	無	35	25	粘質土	60	竹	無	7				0	市道	80					H8.3.29	有	他	中	台過			
434	峰尾原	峰尾原	宇城市	豊野町	糸石	峰尾原	無	50	25	礫混・砂質土	50	広	無	7				0	国道	200							有	他	中	台過		
435	馬立	馬立	宇城市	豊野町	糸石	馬立	無	40	8	礫混・砂質土	40	竹	無	5				0	市道	180					S49.3.23	有	県	中	台過			
436	富山	富山	宇城市	豊野町	下郷	富山	無	45	10	粘質土	30	竹	無	9				0	市道	300						有	他	中	台過			
437	花山	花山	宇城市	豊野町	下郷	花山	無	40	10	粘質土	50	竹	無	15				0	市道	350						有	他	中	台過			
438	花山	花山	宇城市	豊野町	下郷	花山	無	30	5	粘質土	50	草	無	10	区分G		1									有	国	未	台過			
439	日当	日当	宇城市	豊野町	中間	日当	有	40	15	礫混・砂質土	30	竹	無	13				0	市道	300					S62.9.17	有	国	中	台過			
440	暮岩	暮岩	宇城市	豊野町	中間	暮岩	無	40	20	礫混・砂質土	40	竹	無	13				0	市道	100						有	国	未	台過			
441	寺の前	寺の前	宇城市	豊野町	中間	寺の前	無	40	20	風化・亀裂	30	竹	無	6	区分Q		1		市道	100					S60.4.6	有	国	未	台過			
442	今村	今村	宇城市	豊野町	上郷	今村	無	45	18	礫混・砂質土	30	竹	無	15				0	市道	200						有	国	未	台過			
443	中間日添	中間日添	宇城市	豊野町	中間	日添	無	40	10	礫混・砂質土	50	竹	無	10				0	市道	200						有	国	未	台過			
444	山口	山口	宇城市	豊野町	上郷	山口	無	40	28	粘質土	60	竹	無	8				0	市道	100					S53.7.13	有	国	未	台過			
445	段鶴	段鶴	宇城市	豊野町	上郷	段鶴	無	30	25	粘質土	40	針	無	11				0	市道	100						有	国	未	台過			
446	日渡	日渡	宇城市	豊野町	上郷	日渡	無	45	25	礫混・砂質土	50	針	無	5				0	市道	30						有	他	中	台過			
447	茶原	茶原	宇城市	豊野町	上郷	茶原	無	40	20	礫混・砂質土	50	針	無	9				0	県道	150	市道	150				有	国	未	台過			
3763	小田良	小田良	宇城市	三角町	中村	小田良	無	45	10	礫混・砂質土	10	広	無	2				0	国道	46							無	他	未	半台過り		
3764	前畑	前畑	宇城市	三角町	大田尾	前畑	無	50	25	風化・亀裂	10	広	無	2				0	国道	40						無	他	未	半台過り			
3765	東黒岩	東黒岩	宇城市	三角町	大田尾	東黒岩	無	50	45	礫混・砂質土	20	広	無	3				0	国道	60						無	他	未	半台過り			

1-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覽

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)(Ⅱ) 調査表

番号	箇所名	箇所名	郡市	町村	大字	小字	がけ崩れ災害の有無	傾斜度	高さ	地表の状況	表土の厚さ	植生の種類	湧水有無	人家戸数	公共的建物1種類	公共的建物2種類	公共的建物3種類	公共的建物数	公共施設1種類	公共施設2種類	公共施設2数	公共施設3種類	公共施設3数	域急の傾斜地崩壊危険区	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	特殊立法	風致地区	土砂災害警戒区域
3766	西港一区	西港一区	宇城市	三角町	三角浦	西港一区	無	50	10	礫混・砂質土	30	広	無	1				0	国道						無	他	未	半台通り		
3767	西港三区	西港三区	宇城市	三角町	三角浦	西港三区	無	60	20	風化・亀裂	10	広	無	3				0	国道	市道	30				無	他	未	半台通り		
3768	西港三区	西港三区	宇城市	三角町	三角浦	西港三区	無	50	65	礫混・砂質土	10	広	無	1				0							無	他	未	半台通り		
3769	東港一区	東港一区	宇城市	三角町	三角浦	東港一区	無	65	10	風化・亀裂	10	広	無	1				0	国道						無	他	未	半台通り		
3770	東港一区	東港一区	宇城市	三角町	三角浦	東港一区	無	75	20	風化・亀裂	20	広	無	1				0	市道						無	他	未	半台通り		
3771	東港一区	東港一区	宇城市	三角町	三角浦	東港一区	無	45	10	風化・亀裂	10	広	無	1				0							無	他	未	半台通り		
3772	東港一区	東港一区	宇城市	三角町	三角浦	東港一区	無	55	10	風化・亀裂	10	広	無	2				0	市道						無	他	未	半台通り		
3773	東港二区	東港二区	宇城市	三角町	三角浦	東港二区	無	55	20	風化・亀裂	20	竹	無	2				0							無	他	未	半台通り		
3774	東港三区	東港三区	宇城市	三角町	波多	東港三区	無	60	85	風化・亀裂	10	広	無	1				0							無	他	未	半台通り		○
3775	赤岩	赤岩	宇城市	三角町	波多	赤岩	無	40	20	礫混・砂質土	20	広	無	1				0							無	他	未	半台通り		○
3776	塩屋	塩屋	宇城市	三角町	波多	塩屋	無	55	20	礫混・砂質土	30	針広	無	3				0							無	他	未	半台通り		○
3777	塩屋	塩屋	宇城市	三角町	波多	塩屋	無	45	30	風化・亀裂	20	広	無	1				0	その他の道路						無	他	未	半台通り		○
3778	宮崎	宮崎	宇城市	三角町	波多	宮崎	無	60	15	礫混・砂質土	20	竹	無	1				0	市道						無	他	未	半台通り		○
3779	宮崎	宮崎	宇城市	三角町	波多	宮崎	無	55	20	亀裂・転石	20	竹	無	2				0	市道	その他の道路	30	橋	1		無	他	未	半台通り		○
3780	浦	浦	宇城市	三角町	波多	浦	無	30	20	風化・亀裂	10	竹	無	4				0							無	他	未	半台通り		○
3781	耕場	耕場	宇城市	三角町	波多	耕場	無	55	30	風化・亀裂	20	広	有	1				0	その他の道路	鉄道	40				無	他	未	半台通り		○
3782	浦	浦	宇城市	三角町	波多	浦	無	40	15	風化・亀裂	20	広	無	2	天満宮	波多神社		2	市道	その他の道路	90				無	他	未	半台過		○
3783	耕場	耕場	宇城市	三角町	波多	耕場	無	65	25	風化・亀裂	20	広	無	1				0							無	他	未	半台通り		○
3784	耕場	耕場	宇城市	三角町	波多	耕場	無	65	40	風化・亀裂	20	針	無	2				0							無	他	未	半台通り		○
3785	耕場	耕場	宇城市	三角町	波多	耕場	無	55	25	風化・亀裂	20	広	無	2				0	その他の道路						無	他	未	半台通り		○

1-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覽

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)(Ⅱ) 調査表

番号	箇所名	箇所名	郡市	町村	大字	小字	がけ崩れ災害の有無	傾斜度	高さ	地表の状況	表土の厚さ	植生の種類	湧水有無	人家戸数	公共的建物1種類	公共的建物2種類	公共的建物3種類	公共的建物数	公共施設1種類	公共施設1数	公共施設2種類	公共施設2数	公共施設3種類	公共施設3数	域急の傾斜地崩壊危険区	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	特殊立法	風致地区	土砂災害警戒区域
3786	石打	石打	宇城市	三角町	波多	石打	無	60	45	亀裂・転石	10	竹	無	1				0								無	他	未	半台通り		
3787	石打	石打	宇城市	三角町	波多	石打	無	70	30	風化・亀裂	20	広	無	1				0	その他の道路	34						無	他	未	半台通り		
3788	波多黒崎	波多黒崎	宇城市	三角町	波多	黒崎	無	70	12	礫混・砂質土	20	広	有	1				0								無	他	未	半台通り		○
3789	波多黒崎	波多黒崎	宇城市	三角町	波多	黒崎	無	55	10	礫混・砂質土	10	広	無	1				0	国道	4						無	他	未	半台通り		○
3790	波多黒崎	波多黒崎	宇城市	三角町	波多	黒崎	無	55	10	礫混・砂質土	20	広	無	2				0	国道	14						無	他	未	半台通り		○
3791	中村黒崎	中村黒崎	宇城市	三角町	中村	黒崎	無	55	10	風化・亀裂	20	針広	有	1				0								無	他	未	半台通り		○
3792	中村黒崎	中村黒崎	宇城市	三角町	中村	黒崎	無	60	10	風化・亀裂	20	広	無	1				0	国道	4						無	他	未	半台通り		○
3793	中村黒崎	中村黒崎	宇城市	三角町	中村	黒崎	無	60	10	亀裂・転石	10	広	無	3				0	国道	50						無	他	未	半台通り		○
3794	中村黒崎	中村黒崎	宇城市	三角町	中村	黒崎	無	60	15	礫混・砂質土	10	草	有	3				0	その他の道路	60						無	他	未	半台通り		
3795	金柵	金柵	宇城市	三角町	中村	金柵	無	60	30	風化・亀裂	10	広	無	4				0	その他の道路	80						無	他	未	半台通り		
3796	下中河原	下中河原	宇城市	三角町	中村	下中河原	無	70	6	亀裂・転石	20	草	無	4				0	市道	80						有	他	未	半台過		
3797	中河原	中河原	宇城市	三角町	中村	中河原	無	55	20	風化・亀裂	20	広	無	1				0								無	他	未	半台通り		
3798	新地	新地	宇城市	三角町	前越	新地	無	60	7	亀裂・転石	10	草	無	3				0	その他の道路	20						無	他	未	半台通り		
3799	新地	新地	宇城市	三角町	前越	新地	無	70	10	風化・亀裂	10	広	無	2				0	その他の道路	100						無	他	未	半台通り		
3800	新地	新地	宇城市	三角町	前越	新地	無	70	8	風化・亀裂	10	竹	無	3				0	国道	170						無	他	未	半台通り		
3801	千房	千房	宇城市	三角町	前越	千房	無	35	10	礫混・砂質土	20	針	有	1				0								無	他	未	半台通り		
3802	城山	城山	宇城市	三角町	郡浦	城山	無	35	20	礫混・砂質土	20	竹	有	4				0	市道	80						有	他	未	半台過		
3803	山田	山田	宇城市	三角町	郡浦	山田	無	70	25	礫混・砂質土	30	広	有	1				0	その他の道路	42						無	他	未	半台通り		
3804	山田	山田	宇城市	三角町	郡浦	山田	無	35	20	礫混・砂質土	20	針広	無	1				0	その他の道路	32						無	他	未	半台通り		
3805	山田	山田	宇城市	三角町	郡浦	山田	無	30	35	礫混・砂質土	20	草	無	1				0								無	他	未	半台通り		

1-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覽

様式1-1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)(Ⅱ) 調査表

番号	箇所名	箇所名	郡市	町村	大字	小字	がけ崩れ災害の有無	傾斜度	高さ	地表の状況	表土の厚さ	植生の種類	湧水有無	人家戸数	公共的建物1種類	公共的建物2種類	公共的建物3種類	公共的建物数	公共施設1種類	公共施設1数	公共施設2種類	公共施設2数	公共施設3種類	公共施設3数	域急の傾斜地崩壊危険区	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	特殊立法	風致地区	土砂災害警戒区域
3806	山田	山田	宇城市	三角町	郡浦	山田	無	32	50	礫混・砂質土	20	針広	無	1				0	市道	70						無	他	未	半台通り		
3807	前越	前越	宇城市	三角町	前越	前越	無	75	10	亀裂・転石	10	広	無	4				0	その他の道路	10	河川	10				無	他	未	半台通り		
3808	前越	前越	宇城市	三角町	前越	前越	無	70	6	風化・亀裂	10	広	無	2				0	その他の道路	10						無	他	未	半台通り		
3809	吉場	吉場	宇城市	三角町	里浦	吉場	無	40	15	礫混・砂質土	20	草	無	1				0	その他の道路	30	河川	30	橋	1		無	他	未	半台通り		
3810	山下	山下	宇城市	三角町	里ノ浦	山下	無	45	15	風化・亀裂	20	竹	有	4				0	市道	50	河川	50	橋	1		有	他	未	半台過		
3811	吉場	吉場	宇城市	三角町	里浦	吉場	無	30	20	礫混・砂質土	20	広	無	1				0	その他の道路	46	河川	40				無	他	未	半台過		
3812	吉場	吉場	宇城市	三角町	里浦	吉場	無	50	15	礫混・砂質土	30	針広	有	1				0								無	他	未	半台通り		
3813	吉場	吉場	宇城市	三角町	里浦	吉場	無	40	25	礫混・砂質土	20	竹	無	1				0	その他の道路	50						無	他	未	半台通り		
3814	御船	御船	宇城市	三角町	里浦	御船	無	50	20	風化・亀裂	20	針	無	1	橋(注：橋人)			1								無	他	未	半台過		
3815	御船	御船	宇城市	三角町	里浦	御船	無	40	10	礫混・砂質土	20	広	無	1				0								無	他	未	半台通り		
3816	御船	御船	宇城市	三角町	里浦	御船	無	45	10	礫混・砂質土	20	なし	無	2				0	その他の道路	30						無	他	未	半台通り		
3817	底江	底江	宇城市	三角町	手場	底江	無	30	25	礫混・砂質土	20	広	無	4				0								無	他	未	半台通り		
3818	上底江	上底江	宇城市	三角町	手場	上底江	無	40	10	礫混・砂質土	30	広	有	1				0	その他の道路	30						無	他	未	半台通り		
3819	天神	天神	宇城市	三角町	手場	天神	無	35	15	礫混・砂質土	20	草	無	3				0	市道	140						無	他	未	半台通り		
3820	手羽A	手羽	宇城市	三角町	手羽	手羽	無	40	7	礫混・砂質土	20	草	無	4				0	市道	150						有	他	未	半台過		
3821	下野崎	下野崎	宇城市	三角町	戸馳	下野崎	無	80	25	風化・亀裂	10	広	無	1				0								無	他	未	半台通り		
3822	野崎南	野崎南	宇城市	三角町	戸馳	野崎南	無	50	20	礫混・砂質土	10	広	無	2				0	市道	110						無	他	未	半台通り		
3823	野崎南	野崎南	宇城市	三角町	戸馳	野崎南	無	55	20	礫混・砂質土	10	広	無	2				0	市道	30						無	他	未	半台通り		
3824	内潟	内潟	宇城市	三角町	戸馳	内潟	無	45	10	礫混・砂質土	20	広	有	1				0								無	他	未	半台通り		
3825	内潟	内潟	宇城市	三角町	戸馳	内潟	無	50	15	礫混・砂質土	30	竹	有	2				0	その他の道路	30						無	他	未	半台通り		

1-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覽

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)(Ⅱ) 調査表

番号	箇所名	箇所名	郡市	町村	大字	小字	がけ崩れ災害の有無	傾斜度	高さ	地表の状況	表土の厚さ	植生の種類	湧水有無	人家戸数	公共的建物1種類	公共的建物2種類	公共的建物3種類	公共的建物数	公共施設1種類	公共施設1数	公共施設2種類	公共施設2数	公共施設3種類	公共施設3数	域急の傾斜地崩壊危険区	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	特殊立法	風致地区	土砂災害警戒区域
3826	内瀉	内瀉	宇城市	三角町	戸馳	内瀉	無	45	10	礫混・砂質土	20	広	無	1				0	市道	10						無	他	未	半台通り		
3827	片島	片島	宇城市	三角町	戸馳	片島	無	50	15	礫混・砂質土	20	広	無	2				0								無	他	未	半台通り		
3828	片島	片島	宇城市	三角町	戸馳	片島	無	60	10	礫混・砂質土	20	草	無	1				0								無	他	未	半台通り		
3829	片島	片島	宇城市	三角町	戸馳	片島	無	55	10	礫混・砂質土	20	広	無	4				0	市道	100						無	他	未	半台通り		
3830	片島	片島	宇城市	三角町	戸馳	片島	無	50	20	礫混・砂質土	10	広	無	1				0	市道	56						無	他	未	半台通り		
3831	片島	片島	宇城市	三角町	戸馳	片島	無	35	40	礫混・砂質土	20	針広	無	1				0	市道	40						無	他	未	半台通り		
3832	片島	片島	宇城市	三角町	戸馳	片島	無	50	15	礫混・砂質土	10	針広	無	1				0	市道	32						無	他	未	半台通り		
3833	片島	片島	宇城市	三角町	戸馳	片島	無	45	10	風化・亀裂	10	広	無	3				0	市道	60						無	他	未	半台通り		
3834	片島	片島	宇城市	三角町	戸馳	片島	無	40	15	礫混・砂質土	20	広	無	1				0								無	他	未	半台通り		
3835	片島	片島	宇城市	三角町	戸馳	片島	無	40	15	礫混・砂質土	10	広	有	4				0	市道	40						無	他	未	半台通り		
8781	下野崎	下野崎	宇城市	三角町	戸馳	下野崎		65	20	礫混・砂質土	10	広	無	2					その他の道路	50						有	他	未	半台通り		
3836	坊平	坊平	宇城市	不知火町	高良	坊平	無	70	14	風化・亀裂	10	草	無	3				0	市道	40						無	他	未	台		
3837	鴨籠	鴨籠	宇城市	不知火町	長崎	鴨籠	無	55	10	風化・亀裂	20	広	無	1				0								無	他	未	台		
3838	梅ノ木	梅ノ木	宇城市	不知火町	小曾部	梅ノ木	無	40	18	風化・亀裂	10	竹	無	4				0	市道	60						無	他	未	台		
3839	渡辺	渡辺	宇城市	不知火町	小曾部	渡辺	無	60	18	風化・亀裂	20	広	無	2				0	市道	70						無	他	未	台		
3840	五反田	五反田	宇城市	不知火町	浦上	五反田	無	80	16	風化・亀裂	10	竹	無	4				0	その他の道路	10						無	他	未	台		
3841	尾崎	尾崎	宇城市	不知火町	長崎	尾崎	無	45	12	風化・亀裂	20	広	無	1				0	その他の道路	40						無	他	未	台		
3842	浦田平	浦田平	宇城市	不知火町	長崎	浦田平	無	55	24	風化・亀裂	20	広	無	1				0	その他の道路	40		河川	8			無	他	未	台		
3843	浦田	浦田	宇城市	不知火町	長崎	浦田	無	45	42	風化・亀裂	20	竹	無	1				0	その他の道路	35		河川	60			無	他	未	台		
3844	南辻	南辻	宇城市	不知火町	長崎	南辻	無	80	12	風化・亀裂	20	草	無	2				0	その他の道路	30		その他A	50			無	他	未	台		

1-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覽

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)(Ⅱ) 調査表

番号	箇所名	箇所名	郡市	町村	大字	小字	がけ崩れ災害の有無	傾斜度	高さ	地表の状況	表土の厚さ	植生の種類	湧水有無	人家戸数	公共的建物1種類	公共的建物2種類	公共的建物3種類	公共的建物数	公共施設1種類	公共施設1数	公共施設2種類	公共施設2数	公共施設3種類	公共施設3数	域急の傾斜地崩壊危険区	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	特殊立法	風致地区	土砂災害警戒区域
3845	道迫	道迫	宇城市	不知火町	長崎	道迫	無	80	26	風化・亀裂	10	竹	無	3				0	その他の道路	70	その他A	100	橋	1		無	他	未	台		
3846	道迫	道迫	宇城市	不知火町	長崎	道迫	無	45	16	風化・亀裂	20	広	無	1				0	その他A	15						無	他	未	台		
3847	中割	中割	宇城市	不知火町	長崎	中割	無	40	22	風化・亀裂	20	なし	無	3				0	国道	140						無	他	未	台		
3848	桂原	桂原	宇城市	不知火町	長崎	桂原	無	80	8	風化・亀裂	20	草	有	2				0	市道	170						無	他	未	台		
3849	二本松	二本松	宇城市	不知火町	長崎	二本松	無	70	12	風化・亀裂	20	広	無	2				0	国道	30						無	他	未	台		
3850	南黒田	南黒田	宇城市	不知火町	永尾	南黒田	無	40	12	風化・亀裂	20	広	無	1				0								無	他	未	台		
3851	於呂口	於呂口	宇城市	不知火町	永尾	於呂口	無	70	10	風化・亀裂	10	なし	有	1				0								無	他	未	台		
3852	茶の木迫	茶の木迫	宇城市	不知火町	永尾	茶の木迫	無	50	44	礫混・砂質土	20	竹	無	1				0	その他の道路	45						無	他	未	台		
3853	茶の木迫	茶の木迫	宇城市	不知火町	永尾	茶の木迫	無	60	36	礫混・砂質土	20	竹	無	1				0	その他の道路	50						無	他	未	台		
3854	中山の神	中山の神	宇城市	不知火町	松合	中山の神	無	55	20	風化・亀裂	10	広	無	2				0	その他の道路	40						無	他	未	台		
3855	田尾	田尾	宇城市	不知火町	松合	田尾	無	60	10	風化・亀裂	10	針	無	3				0	高速道・国道	120						有	県	未	半台		
3856	前田	前田	宇城市	不知火町	大見	前田	無	70	16	風化・亀裂	20	草	無	2				0	その他の道路	40						無	他	未	台		
3857	丸山	丸山	宇城市	不知火町	大見	丸山	無	45	18	礫混・砂質土	30	広	無	1				0	国道	20						無	他	未	台		
8782	六地藏	六地藏	宇土郡	不知火町	松合	六地藏	無	80	30	風化・亀裂	10	広	無	4												無	他	未			
3894	松山	松山	宇城市	松橋町	松山	松山	無	50	36	礫混・砂質土	40	広	無	2				0								無	他	未	台		
3895	松山	松山	宇城市	松橋町	松山	松山	無	60	10	礫混・砂質土	50	広	無	2				0	市道	15						無	他	未	台		
3896	垣内	垣内	宇城市	松橋町	古保山	垣内	無	55	6	礫混・砂質土	40	竹	無	2				0								無	他	未	台		
3897	垣内	垣内	宇城市	松橋町	古保山	垣内	無	60	16	風化・亀裂	30	広	無	1				0								無	他	未	台		
3898	垣内	垣内	宇城市	松橋町	古保山	垣内	無	50	8	礫混・砂質土	50	竹	無	1				0								無	他	未	台		
3899	曲野北	曲野北	宇城市	松橋町	曲野	曲野北	無	30	5	礫混・砂質土	50	竹	無	2				0								無	他	未	台		

1-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覽

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)(Ⅱ) 調査表

番号	箇所名	箇所名	郡市	町村	大字	小字	がけ崩れ災害の有無	傾斜度	高さ	地表の状況	表土の厚さ	植生の種類	湧水有無	人家戸数	公共的建物1種類	公共的建物2種類	公共的建物3種類	公共的建物数	公共施設1種類	公共施設1数	公共施設2種類	公共施設2数	公共施設3種類	公共施設3数	域急の傾斜地崩壊危険区	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	特殊立法	風致地区	土砂災害警戒区域	
3900	曲野北	曲野北	宇城市	松橋町	曲野	曲野北	無	55	12	礫混・砂質土	40	広	無	1				0									無	他	未			
3901	上久具	かみくぐ	宇城市	松橋町	久具	上久具	無	55	14	礫混・砂質土	60	広	無	1				0									無	他	未			
3902	海ノ平	うみ へい	宇城市	松橋町	古保山	うみ へい	無	55	90	礫混・砂質土	80	竹	無	2				0	その他の道路	10							無	他	未			
3903	北萩尾	きた はぎお	宇城市	松橋町	萩尾	北萩尾	無	55	6	礫混・砂質土	40	竹	無	2				0									無	他	未			
3904	北萩尾	きた はぎお	宇城市	松橋町	萩尾	北萩尾	無	60	10	風化・亀裂	40	竹	無	3				0									無	他	未			
3905	北萩尾	きた はぎお	宇城市	松橋町	萩尾	北萩尾	無	60	10	礫混・砂質土	50	広	無	2				0									無	他	未			
3906	北萩尾	きた はぎお	宇城市	松橋町	萩尾	北萩尾	無	55	12	亀裂・転石	40	広	無	4				0	その他の道路	60							無	他	未			
3907	南萩尾	みなみ はぎお	宇城市	松橋町	萩尾	南萩尾	無	55	12	礫混・砂質土	40	竹	無	2				0	市道	10							無	他	未			
3908	牛尾	うしお	宇城市	松橋町	浦川内	牛尾	無	65	20	礫混・砂質土	40	広	無	1				0									無	他	未			
3909	川床	かわどこ	宇城市	松橋町	浦川内	川床	無	60	30	礫混・砂質土	40	竹	無	3				0	その他の道路	100	その他A	50					無	他	未			
3910	川床	かわどこ	宇城市	松橋町	浦川内	川床	無	60	20	礫混・砂質土	40	竹	無	1				0	その他の道路	50	その他A	20					無	他	未			
3911	弁天	べんてん	宇城市	松橋町	内田	弁天	無	45	10	風化・亀裂	40	竹	有	3				0									無	他	未			
3912	内田	うちだ	宇城市	松橋町	内田	内田	無	45	10	礫混・砂質土	40	竹	無	2				0									無	他	未			
3913	仁連木	に れんき	宇城市	松橋町	豊福	に れんき	無	60	10	礫混・砂質土	40	広	無	1				0									無	他	未			
3914	上竹崎	かみけ けさき	宇城市	松橋町	竹崎	かみけ けさき	無	55	18	礫混・砂質土	40	針広	無	3				0									無	他	未			
8783	内田	うちだ	宇城市	松橋町	内田	内田	無	60	44	亀裂・転石	40	広	無	1													無	他	未			
3915	北小野	きた おの	宇城市	小川町	北小野	北小野	無	50	12	礫混・砂質土	40	広	無	1				0									無	他	中			
3916	北小野	きた おの	宇城市	小川町	北小野	北小野	無	60	60	礫混・砂質土	40	針広	無	3				0									無	他	中			
3917	北小野	きた おの	宇城市	小川町	北小野	北小野	無	55	100	礫混・砂質土	40	針	無	1				0									無	他	中			
3918	南小野	みなみ おの	宇城市	小川町	南小野	南小野	無	55	18	礫混・砂質土	40	竹	無	1				0	国道	10	その他A	20					無	他	未			

1-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覽

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)(Ⅱ) 調査表

番号	箇所名	箇所名	郡市	町村	大字	小字	がけ崩れ災害の有無	傾斜度	高さ	地表の状況	表土の厚さ	植生の種類	湧水有無	人家戸数	公共的建物1種類	公共的建物2種類	公共的建物3種類	公共的建物数	公共施設1種類	公共施設1数	公共施設2種類	公共施設2数	公共施設3種類	公共施設3数	域急の傾斜地崩壊危険区	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	特殊立法	風致地区	土砂災害警戒区域
3919	北都田	北都田	宇城市	小川町	北都田	北都田	無	55	42	礫混・砂質土	40	広	無	1	0				0							無	他県	未			
3920	南部田	南部田	宇城市	小川町	南部田	南部田	無	40	20	礫混・砂質土	50	竹	無	3	0	市道			0	市道	100				S58.2.8	有	県	中			
3921	白岩（B）	白岩	宇城市	小川町	北海東	白岩	無	45	12	礫混・砂質土	60	竹	無	2	0	市道			0	市道	80				S53.7.13	有	他	中			
3922	白岩	白岩	宇城市	小川町	北海東	白岩	無	40	38	礫混・砂質土	50	広	無	2	0				0							無	他	中			
3923	白岩（C）	白岩	宇城市	小川町	北海東	白岩	無	40	15	礫混・砂質土	30	針	無	4	0	市道			0	市道	20				S53.7.13	有	他	中			
3924	白岩	白岩	宇城市	小川町	北海東	白岩	無	55	12	礫混・砂質土	60	広	無	2	0				0							無	他県	中			
3925	楠尾	楠尾	宇城市	小川町	北海東	楠尾	無	40	38	礫混・砂質土	50	竹	無	2	0	その他の道路	河川	40	橋	250				1		無	他	未			
3926	楠尾	楠尾	宇城市	小川町	北海東	楠尾	無	60	28	礫混・砂質土	50	広	無	1	0				0							無	他	未			
3927	白岩	白岩	宇城市	小川町	北海東	白岩	無	60	48	礫混・砂質土	30	竹	無	2	0	市道			0	市道	60					無	他県	未			
3928	吹野	吹野	宇城市	小川町	北海東	吹野	無	55	14	礫混・砂質土	50	竹	無	4	0				0							無	他	未			
3929	吹野	吹野	宇城市	小川町	北海東	吹野	無	60	10	礫混・砂質土	50	竹	無	1	0				0							無	他	未			
3930	吹野	吹野	宇城市	小川町	北海東	吹野	無	50	16	礫混・砂質土	60	竹	無	1	0				0							無	他	未			
3931	湯平	湯平	宇城市	小川町	北海東	湯平	無	45	18	礫混・砂質土	50	広	無	2	0				0							無	他	未			
3932	湯平	湯平	宇城市	小川町	北海東	湯平	無	60	20	礫混・砂質土	10	草	無	1	0	河川			0	河川	70					無	他	未			
3933	湯平	湯平	宇城市	小川町	北海東	湯平	無	75	24	礫混・砂質土	50	広	無	2	0	その他の道路			0	その他の道路	40					無	他	未			
3934	栗木野	栗木野	宇城市	小川町	北海東	栗木野	無	55	20	礫混・砂質土	30	針	無	1	0				0							無	他	中			
3935	平原	平原	宇城市	小川町	北海東	平原	無	55	12	礫混・砂質土	50	草	無	3	0	その他の道路			0	その他の道路	120					無	他	中			
3936	蕨野	蕨野	宇城市	小川町	北海東	蕨野	無	50	8	礫混・砂質土	30	広	無	1	0				0							無	他	未			
3937	桑野	桑野	宇城市	小川町	北海東	桑野	無	55	20	礫混・砂質土	60	草	無	1	0				0							無	他	未			
3938	舞嶋	舞嶋	宇城市	小川町	北海東	舞嶋	無	45	30	風化・亀裂無	10	竹	無	2	0	県道	河川	100	橋	20				2		無	他	未			

1-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覽

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)(Ⅱ) 調査表

番号	箇所名	箇所名	郡市	町村	大字	小字	がけ崩れ災害の有無	傾斜度	高さ	地表の状況	表土の厚さ	植生の種類	湧水有無	人家戸数	公共的建物1種類	公共的建物2種類	公共的建物3種類	公共的建物数	公共施設1種類	公共施設2種類	公共施設2数	公共施設3種類	公共施設3数	域急の傾斜地崩壊危険区	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	特殊立法	風致地区	土砂災害警戒区域
3939	南都田	南都田	宇城市	小川町	南都田	南都田	無	60	14	礫混・砂質土	40	広	無	1				0							無	他	未			
3940	南都田	南都田	宇城市	小川町	南都田	南都田	無	55	20	礫混・砂質土	30	広	無	3				0							無	他	未			
3941	小川	小川	宇城市	小川町	小川	小川	無	60	26	風化・亀裂	30	広	無	2				0							無	他	未			
3942	南小川	南小川	宇城市	小川町	南小川	南小川	無	55	42	礫混・砂質土	50	広	無	1				0							無	他	未			
3943	南小川	南小川	宇城市	小川町	南小川	南小川	無	55	42	礫混・砂質土	50	草	無	1				0							無	他	未			
3944	南小川	南小川	宇城市	小川町	南小川	南小川	無	55	32	礫混・砂質土	50	竹	無	1				0							無	他	未			
3945	南小川	南小川	宇城市	小川町	南小川	南小川	無	55	12	礫混・砂質土	40	広	無	1				0							無	他	未			
3946	西海東	西海東	宇城市	小川町	西海東	西海東	無	55	12	礫混・砂質土	30	針	無	1				0							無	他	未			
3947	湯平	湯平	宇城市	小川町	北海東	湯平	無	50	8	礫混・砂質土	30	広	無	1				0							無	他	未			
3948	有木原	有木原	宇城市	小川町	北海東	有木原	無	60	14	風化・亀裂	40	針	有	1				0							無	他	未			
3949	有木原	有木原	宇城市	小川町	北海東	有木原	無	55	12	礫混・砂質土	30	広	無	3				0							無	他	未			
3950	大野	大野	宇城市	小川町	東海東	大野	無	65	15	礫混・砂質土	40	竹	無	2				0	その他の道路	60					無	他	未			
3951	舟橋	舟橋	宇城市	小川町	西海東	舟橋	無	55	12	風化・亀裂無	10	広	無	3				0							無	他	未			
3952	大野	大野	宇城市	小川町	東海東	大野	無	55	20	礫混・砂質土	40	針	無	1				0	河川	30					無	他	未			
3953	弦巻	弦巻	宇城市	小川町	東海東	弦巻	無	55	18	礫混・砂質土	20	竹	無	2				0							無	他	未			
3954	弦巻	弦巻	宇城市	小川町	東海東	弦巻	無	60	10	礫混・砂質土	30	竹	無	1				0							無	他	未			
3955	丸林	丸林	宇城市	小川町	北海東	丸林	無	55	12	礫混・砂質土	40	竹	無	1				0							無	他	未			
3956	中原	中原	宇城市	小川町	東海東	中原	無	50	10	粘質土	40	竹	無	2				0	その他の道路	30					無	他	未			
3957	畑中	畑中	宇城市	小川町	東海東	畑中	無	55	12	礫混・砂質土	40	針広	無	1				0							無	他	未			
3958	大畑	大畑	宇城市	小川町	東海東	大畑	無	60	14	礫混・砂質土	50	針	無	1				0	その他の道路	50					無	他	未			

1-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覽

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)(Ⅱ) 調査表

番号	箇所名	箇所名	郡市	町村	大字	小字	がけ崩れ災害の有無	傾斜度	高さ	地表の状況	表土の厚さ	植生の種類	湧水有無	人家戸数	公共的建物1種類	公共的建物2種類	公共的建物3種類	公共的建物数	公共施設1種類	公共施設1数	公共施設2種類	公共施設2数	公共施設3種類	公共施設3数	域急の傾斜地崩壊危険区	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	特殊立法	風致地区	土砂災害警戒区域
3959	大畑	大畑	宇城市	小川町	東海東	大畑	無	55	12	礫混・砂質土	40	針広	無	1				0								無	他	中		台	
3960	大畑	大畑	宇城市	小川町	東海東	大畑	無	40	6	礫混・砂質土	40	針	無	1				0								無	他	概		台	
3961	大畑	大畑	宇城市	小川町	東海東	大畑	無	35	12	礫混・砂質土	40	竹	無	1				0								無	他	未		台	
3962	石神	石神	宇城市	小川町	北海東	石神	無	55	12	礫混・砂質土	20	竹	無	1				0								無	他	未		台	
3963	石神	石神	宇城市	小川町	北海東	石神	無	50	8	礫混・砂質土	50	竹	無	3				0								無	他	未		台	
3964	舞鳴	舞鳴	宇城市	小川町	北海東	舞鳴	無	50	10	礫混・砂質土	30	草	無	1				0		25						無	他	未		台	
3965	舞鳴	舞鳴	宇城市	小川町	北海東	舞鳴	無	60	14	礫混・砂質土	40	竹	無	2				0								無	他	未		台	
3966	舞鳴	舞鳴	宇城市	小川町	北海東	舞鳴	無	50	8	粘質土	30	竹	無	2				0								無	他	未		台	
3967	二津野	二津野	宇城市	小川町	北海東	二津野	無	35	20	粘質土	30	針	無	2				0		25						無	他	未		台	
3968	舞鳴(B)	舞鳴	宇城市	小川町	東海東	舞鳴	無	50	30	礫混・砂質土	50	竹	無	4				0		100	その他B	1				有	他	未		台	
3969	蓮仏	蓮仏	宇城市	小川町	東小川	蓮仏	無	55	14	礫混・砂質土	30	針	無	1				0								無	他	未		台	
3970	稲川	稲川	宇城市	小川町	東小川	稲川	無	60	14	礫混・砂質土	30	針広	無	1				0		70	その他の道路					無	他	未		台	
3971	樋渡	樋渡	宇城市	小川町	東小川	樋渡	無	60	22	粘質土	30	竹	無	1				0								無	他	未		台	
3972	樋渡	樋渡	宇城市	小川町	東小川	蓮仏	無	55	34	礫混・砂質土	30	竹	無	1				0		55	その他の道路					無	他	未		台	
3973	東小川	東小川	宇城市	小川町	東小川	東小川	無	45	10	礫混・砂質土	30	竹	無	3				0								無	他	未		台	
3974	東小川	東小川	宇城市	小川町	東小川	蓮仏	無	35	12	礫混・砂質土	30	広	無	3				0		20	県道					無	他	未		台	
3975	榎屋林	榎屋林	宇城市	小川町	東小川	榎屋林	無	45	18	粘質土	30	広	無	3				0								無	他	未		台	
3976	西海東	西海東	宇城市	小川町	西海東	西海東	無	60	22	礫混・砂質土	50	針	無	1				0								無	他	未		台	
3977	宮園	宮園	宇城市	小川町	西海東	宮園	無	30	16	礫混・砂質土	20	竹	無	2				0		20	その他の道路					無	他	未		台	
3978	宮園	宮園	宇城市	小川町	西海東	宮園	無	45	10	礫混・砂質土	30	竹	無	2				0		25	その他の道路					無	他	未		台	

1-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覽

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)(Ⅱ) 調査表

番号	箇所名	箇所名	郡市	町村	大字	小字	がけ崩れ災害の有無	傾斜度	高さ	地表の状況	表土の厚さ	植生の種類	湧水有無	人家戸数	公共的建物1種類	公共的建物2種類	公共的建物3種類	公共的建物数	公共施設1種類	公共施設1数	公共施設2種類	公共施設2数	公共施設3種類	公共施設3数	域急の傾斜地崩壊危険区	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	特殊立法	風致地区	土砂災害警戒区域	
3979	南海東	南海東	宇城市	小川町	南海東	南海東	無	35	12	礫混・砂質土	50	竹	無	2				0									無	他	未			
3980	南海東	南海東	宇城市	小川町	南海東	南海東	無	55	20	礫混・砂質土	50	竹	無	2				0	その他の道路	30							無	他	未			
3981	小園	小園	宇城市	小川町	西海東	小園	無	50	16	風化・亀裂無	20	広	無	2				0	その他B	1							無	他	未			
3982	小園	小園	宇城市	小川町	西海東	小園	無	60	16	礫混・砂質土	50	竹	無	2				0	その他の道路	50							無	他	未			
3983	田中	田中	宇城市	小川町	南海東	田中	無	55	12	礫混・砂質土	50	竹	無	1				0	その他の道路	40							無	他	未			
3984	小鶴	小鶴	宇城市	小川町	南海東	小鶴	無	50	8	礫混・砂質土	60	竹	無	1				0									無	他	未			
3985	筒田	筒田	宇城市	小川町	南海東	筒田	無	55	14	礫混・砂質土	20	針	無	1				0	その他の道路	20							無	他	未			
3986	筒田	筒田	宇城市	小川町	南海東	筒田	無	55	14	粘質土	40	竹	無	2				0	その他の道路	60							無	他	未			
3987	筒田	筒田	宇城市	小川町	南海東	筒田	無	60	15	礫混・砂質土	40	広	無	1				0									無	他	未			
3988	筒田	筒田	宇城市	小川町	南海東	筒田	無	60	10	粘質土	20	針	無	1				0	その他の道路	60							無	他	未			
3989	鳥越	鳥越	宇城市	小川町	南海東	鳥越	無	40	12	礫混・砂質土	60	草	無	1				0	その他の道路	30							無	他	未			
3990	柱山	柱山	宇城市	小川町	南海東	柱山	無	45	10	礫混・砂質土	30	針	無	1				0									無	他	未			
3991	境尾	境尾	宇城市	小川町	東小川	境尾	無	55	6	礫混・砂質土	30	針広	無	2				0	その他の道路	10							無	他	未			
3992	東小川	東小川	宇城市	小川町	東小川	東小川	無	60	16	礫混・砂質土	50	広	無	1				0	その他A	5							無	他	未			
3993	引上	引上	宇城市	小川町	東小川	引上	無	55	58	礫混・砂質土	40	竹	無	1				0	その他の道路	100							無	他	未			
3994	琵琶古閑	琵琶古閑	宇城市	小川町	南海東	琵琶古閑	無	40	15	礫混・砂質土	50	竹	無	2				0									無	他	未			
3995	琵琶古閑	琵琶古閑	宇城市	小川町	南海東	琵琶古閑	無	30	20	礫混・砂質土	50	針	無	3				0	その他の道路	60							有	他	未			
3996	北山崎	北山崎	宇城市	豊野町	山崎	北山崎	無	40	20	礫混・砂質土	40	竹	無	1				0	県道	30							無	他	未	台過		
3997	北山崎	北山崎	宇城市	豊野町	山崎	北山崎	無	40	15	礫混・砂質土	40	広	無	4				0									無	他	未	台過		
3998	寺村	寺村	宇城市	豊野町	下郷	寺村	無	50	15	粘質土	60	針	無	2				0	市町村道	50							無	他	未	台過		

1-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覽

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)(Ⅱ) 調査表

番号	箇所名	箇所名	郡市	町村	大字	小字	がけ崩れ災害の有無	傾斜度	高さ	地表の状況	表土の厚さ	植生の種類	湧水有無	人家戸数	公共的建物1種類	公共的建物2種類	公共的建物3種類	公共的建物数	公共施設1種類	公共施設1数	公共施設2種類	公共施設2数	公共施設3種類	公共施設3数	域急の傾斜地崩壊危険区	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	特殊立法	風致地区	土砂災害警戒区域
3999	上栗林	上栗林	宇城市	豊野町	栗林	上栗林	無	40	20	礫混・砂質土	60	針	無	3				0								無	他	中			
4000	白添	白添	宇城市	豊野町	采石	白添	無	45	30	礫混・砂質土	30	針	無	2				0								無	他	未			
4001	白添	白添	宇城市	豊野町	采石	白添	無	50	15	礫混・砂質土	60	針	無	3				0	その他の道路	80						無	他	未			
4002	白当	白当	宇城市	豊野町	中間	白添	無	35	50	粘質土	50	針	無	1				0								無	他	未			
4003	下郷	下郷	宇城市	豊野町	下郷	下郷	無	65	15	風化・亀裂	20	針	無	1				0	市町村道	40						無	他	未			
4004	汐井川	汐井川	宇城市	豊野町	中間	汐井川	無	45	15	礫混・砂質土	60	針	無	2				0	その他の道路	10						無	他	未			
4005	丸林	丸林	宇城市	豊野町	中間	丸林	無	40	30	礫混・砂質土	40	広	無	2				0	その他の道路	40						無	他	未			
4006	塗木野	塗木野	宇城市	豊野町	中間	塗木野	無	35	50	粘質土	60	広	無	2				0	その他の道路	94						無	他	未			
4007	段鶴	段鶴	宇城市	豊野町	上郷	段鶴	無	50	15	粘質土	40	針	無	1				0	河川	50						無	他	未			
4008	田ノ平	田ノ平	宇城市	豊野町	上郷	田ノ平	無	45	20	粘質土	40	針	無	1				0	その他の道路	34						無	他	未			
4009	田ノ平	田ノ平	宇城市	豊野町	上郷	田ノ平	無	50	30	粘質土	50	竹	無	4				0	その他の道路	56						無	他	未			
4010	田ノ平	田ノ平	宇城市	豊野町	上郷	田ノ平	無	55	15	粘質土	50	針	無	1				0								無	他	未			
4011	田ノ平	田ノ平	宇城市	豊野町	上郷	田ノ平	無	40	15	礫混・砂質土	50	針	無	4				0	市町村道	180						有	他	中			
4012	小武嶋	小武嶋	宇城市	豊野町	上郷	小武嶋	無	65	5	粘質土	60	竹	無	1				0								無	他	未			
4013	小武嶋	小武嶋	宇城市	豊野町	上郷	小武嶋	無	50	35	粘質土	60	竹	無	1				0	その他の道路	50						無	他	未			
	舞嶋	舞嶋	宇城市	小川町	東海東	舞嶋	有	53	9	砂質土				2				0								無	他	中			
	上ノ原	上ノ原	宇城市	松橋町	松橋	上ノ原	有	34	5					3				0	市道	30						無	他	中			
	橋川	橋川	宇城市	松橋町	曲野	橋川	有	66	5					3				0	市道	40						無	他	既			
	琵琶田	琵琶田	宇城市	松橋町	曲野	琵琶田	有	34	6					2				0								無	他	既			
	園田	園田	宇城市	松橋町	松橋	園田	有	90	3					2				0								無	他	既			

1-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覽

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)(Ⅱ) 調査表

番号	箇所名	箇所名	郡市	町村	大字	小字	がけ崩れ災害の有無	傾斜度	高さ	地表の状況	表土の厚さ	植生の種類	湧水 有無	人家戸数	公共的建物 1種類	公共的建物 2種類	公共的建物 3種類	公共的建物 数	公共施設 1種類	公共施設 1数	公共施設 2種類	公共施設 2数	公共施設 3種類	公共施設 3数	域急の傾斜地崩壊危険区	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	特殊立法	風致地区	土砂災害警戒区域
	舞嶋	舞嶋	宇城市	小川町	東海東	舞嶋	有	35	14					2					0							無	他	中			
	了徳寺	了徳寺	宇城市	松橋町	竹崎	了徳寺	有	70	6					10					0							無	県	既			
	前田	前田	宇城市	松橋町	大野	前田	有	50	6					8					0	県道	60					無	県	既			

1－4 崩壊土砂流出危険地区一覧

管内	番号	枝番	位 置		直 接 保 全 対 象				治山事業 進捗状況	地すべり 防止区域 指定	保安 林の 指定
			所 在	字	人家 戸数	公共 施設	災害弱者 関連施設	道路等			
2	12	1	宇城市三角町郡浦	山田	12			市道	無	無	無
2	12	2	宇城市小川町南小野	宝満	20			国道	一部	無	有
2	12	3	宇城市小川町南小川	坂口	5			国道	無	無	無
2	12	4	宇城市小川町東海東	砂居迫	10			市道	一部	無	有
2	12	5	宇城市小川町東海東	立林	5			市道	一部	無	有
2	12	6	宇城市小川町東海東	一朱岳	0			市道	無	無	無
2	12	7	宇城市小川町南海東	小鶴	4			市道	一部	無	無
2	12	8	宇城市小川町南海東	永割	0			町道	一部	無	無
2	12	9	宇城市小川町南海東	山ノ神	5			市道	無	無	無
2	12	10	宇城市小川町東海東	畦一	75	2		県道	一部	無	有
2	12	11	宇城市豊野町安見	尾村	0			市道	無	無	無
2	12	12	宇城市豊野町巢林	城迫	13			国道	一部	無	有
2	12	13	宇城市豊野町巢林	竹の迫	1			国道	無	無	有
2	12	14	宇城市豊野町上郷	山口	0			市道	無	無	無
2	12	15	宇城市豊野町巢林	外野	15			国道	一部	無	有
2	12	16	宇城市豊野町中間	丸林A	10				無	無	無
2	12	17	宇城市豊野町糸石	暁	10				無	無	無
2	12	18	宇城市豊野町中間	中間B	10				無	無	無
2	12	19	宇城市小川町北海東	吹野	10				無	無	無
2	12	20	宇城市豊野町巢林	池ノ丸山					無	無	有

20 地区

民…民有林直轄治山指定

国…国有林

要注意箇所（重点警備箇所）一覧表

線名	駅 間	地域名（料 程）	上下単	予想される災害	救援先
	小 川 ～有 佐	小川町下古川 （221 k 200m）	上	築堤崩壊	宇城市消防団（小川）

1－4 崩壊土砂流出危険地区一覧

管内	番号	枝番	位 置		直 接 保 全 対 象				治山事業 進捗状況	地すべり 防止区域 指定	保安 林の 指定	登 載
			所 在	字	人家 戸数	公共 施設	災害弱者 関連施設	道路等				
2	7	1	宇城市三角町郡浦	山田	12	1		町道	無	無	無	H8
2	12	1	宇城市小川町南小野	宝満	20			高町	一部	無	有	H8
2	12	2	宇城市小川町南小川	坂口	5			高町	無	無	無	H8
2	12	3	宇城市小川町東海東	砂居迫	10			町道	一部	無	無	H8
2	12	4	宇城市小川町東海東	立林	5			町道	一部	無	有	H8
2	12	5	宇城市小川町東海東	山口	1			町道	一部	無	有	H8
2	12	6	宇城市小川町東海東	一朱岳	0			町道	無	無	無	H8
2	12	7	宇城市小川町南海東	小鶴	4			町道	一部	無	無	H8
2	12	8	宇城市小川町南海東	永割	0			町道	一部	無	無	H8
2	12	9	宇城市小川町南海東	山ノ神	5			町道	無	無	無	H8
2	12	10	宇城市小川町東海東	畦一	75	2		県町	一部	無	無	H8
2	13	1	宇城市豊野町安見	尾村	0			村道	無	無	無	H8
2	13	2	宇城市豊野町巢林	城迫	13			国村	一部	無	有	H8
2	13	3	宇城市豊野町巢林	竹の迫	1			国村	無	無	有	H8
2	13	4	宇城市豊野町上郷	山口	0			村道	無	無	無	H8
2	13	5	宇城市豊野町巢林	外野	15			国村	一部	無	有	H8

16 地区

民…民有林直轄治山指定
国…国有林

要注意箇所（重点警備箇所）一覧表

線名	駅 間	地域名（料 程）	上下単	予想される災害	救援先
	小 川 ～有 佐	小川町下古川 （221 k 200m）	上	築堤崩壊	宇城市消防団（小川）

1－5 地すべり危険箇所（国土交通省所管）

区 域 名	所 在 地	面積（ha）	指 定
磯 山	宇城市三角町三角浦	10.3	○
大 田 尾	宇城市三角町大田尾	20.5	○

1－5 地すべり危険箇所（農林水産省構造改善局所管）

区 域 名	所 在 地	面積（ha）	指 定
大 見	宇城市不知火町大見	8.0	
永 尾	宇城市不知火町永尾	6.5	
長 崎	宇城市不知火町長崎	5.0	

1-6 山腹崩壊危険地区一覧

管内	番号	枝番	位置		直接保全対象				治山事業 進捗状況	保安林の 指定
			所在	字	人家 戸数	公共 施設	災害弱者 関連施設	道路 等		
2	7	1	宇城市三角町三角浦	瀬戸	190	2		国市	概成	有
2	7	2	宇城市三角町波多	柳迫（B）	385	3		国市	一部	有
2	7	3	宇城市三角町波多	波多R	73			市道	一部	有
2	7	4	宇城市三角町波多	波多浦	71	2		鉄市	一部	有
2	7	5	宇城市三角町大田尾	松本	25			国道	一部	無
2	8	6	宇城市不知火町永尾	水の谷	15			市道	概成	有
2	12	7	宇城市小川町北小野	年の神	16			県高	無	無
2	12	8	宇城市小川町南小野	尾崎	42			国県	無	無
2	12	9	宇城市小川町北部田	長迫	7			国県	概成	有
2	12	10	宇城市小川町西北小川	正院（A）	56			県市	無	無
2	12	11	宇城市小川町北海東	湯平	8			県道	無	無
2	12	12	宇城市小川町北海東	谷	1			市道	概成	有
2	12	13	宇城市小川町東海東	岩本	12			市道	未成	有
2	12	14	宇城市小川町東海東	筒田	8			市道	無	無
2	12	15	宇城市小川町南海東	小鶴	6			市道	概成	有
2	13	16	宇城市豊野町巢林	山中	10			国道	無	無
2	13	17	宇城市豊野町糸石	森ノ木	5			国道	無	無
2	13	18	宇城市豊野町糸石	畑中	65	1		市道	一部	無
2	13	19	宇城市豊野町中間	日添	10			市道	無	無
2	13	20	宇城市豊野町上郷	田の平	8			市道	無	無
2	13	21	宇城市豊野町下郷	花山	6			市道	無	無
2	13	22	宇城市豊野町下郷	宮山	13			県道	無	無
2	13	23	宇城市豊野町下郷	鑑	7			国道	無	無
2	13	24	宇城市豊野町安見	上安見	25			県市	無	無
2	13	25	宇城市豊野町安見	六ツ枝	1				無	無

1-7 山地災害危険地一覧

番号	地区名	位置		直接保全対象施設			危険地区区分	危険度 ランク	備考
		所在	字	人家 戸数	公共施設 種類	数量			
213-01	嶽	宇城市三角町大田尾	嶽				崩壊土砂流出	B	国道100m

熊本森林管理署

1-6 山腹崩壊危険地区一覧

管内	番号	枝番	位置		直接保全対象				治山事業 進捗状況	保安林の 指定	登載
			所在	字	人家 戸数	公共 施設	災害弱者 関連施設	道路 等			
2	7	1	宇城市三角町三角浦	瀬戸	150	2		国町	概成	有	H8
2	7	2	宇城市三角町三角浦	瀬戸	81	3	1	国道	一部	有	H8
2	7	3	宇城市三角町三角浦	村上	96			国町	概成	有	H8
2	7	4	宇城市三角町三角浦	首入	23			県道	無	無	H8
2	7	5	宇城市三角町波多	柳迫（A）	130	2		町道	一部	有	H8
2	7	6	宇城市三角町波多	柳迫（B）	120	3		町道	一部	有	H8
2	7	7	宇城市三角町波多	古氷	62			町道	一部	有	H8
2	7	8	宇城市三角町波多	島崎	85	1		県町	概成	有	H8
2	7	9	宇城市三角町波多	波多浦	60	1		町道	一部	有	H8
2	7	10	宇城市三角町大田尾	松本	25	1		国道	一部	無	H9
2	7	11	宇城市三角町波多	馬込	7			町道	概成	有	H10
2	8	1	宇城市不知火町永尾	水の谷	15			町道	概成	有	H8
2	12	1	宇城市小川町北小野	年の神	16			県高	無	無	H8
2	12	2	宇城市小川町南小野	尾崎	42			県高	無	無	H8
2	12	3	宇城市小川町北部田	長迫	6			県高	概成	有	H8
2	12	4	宇城市小川町西北小川	正院（A）	25			県道	無	無	H8
2	12	5	宇城市小川町西北小川	正院（B）	31			県町	無	無	H8
2	12	6	宇城市小川町北海東	湯平	8			県道	無	無	H8
2	12	7	宇城市小川町北海東	谷	1			町道	概成	有	H8
2	12	8	宇城市小川町東海東	岩本	12			県道	未成	有	H8
2	12	9	宇城市小川町東海東	筒田	9			町道	無	無	H8
2	12	10	宇城市小川町南海東	小鶴	6			町道	概成	有	H8
2	13	1	宇城市豊野町巢林	山中	11			国道	無	無	H8
2	13	2	宇城市豊野町糸石	森ノ木	5			国道	無	無	H8
2	13	3	宇城市豊野町糸石	畑中	65	1		村道	一部	有	H8
2	13	4	宇城市豊野町中間	日添	10			村道	無	無	H8
2	13	5	宇城市豊野町上郷	田の平	8			村道	無	無	H8
2	13	6	宇城市豊野町下郷	花山	6			村道	無	無	H8
2	13	7	宇城市豊野町下郷	宮山	13			県道	無	無	H8
2	13	8	宇城市豊野町下郷	鑑	7			国道	無	無	H8
2	13	9	宇城市豊野町安見	上安見	24			県村	無	無	H8
2	13	10	宇城市豊野町安見	六ツ枝	1				無	無	H8

1-7 山地災害危険地一覧

番号	地区名	位置		直接保全対象施設			危険地区区分	危険度 ランク	備考
		所在	字	人家 戸数	公共施設 種類	数量			
213-01	嶽	宇城市三角町大田尾	嶽				崩壊土砂流出	B	国道100m

熊本森林管理署

半	半島振興地区・離島振興地区	半島振興法、離島振興法による指定地域
台	台風常襲地帯	内閣総理大臣が、台風の来襲回数及び強度、降雨量その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、しばしば台風による災害が発生している都道府県の区域の全部又は一部を台風常襲地帯として指定する地域(台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法)
特	特殊土壌地帯	「特殊土じょう地帯災害防除及び臨時措置法」に基づき指定される地域。シラス、赤木やなどの特殊な火山噴出物、花崗岩風化土(マサ)等特に浸食を受けやすい土壌で覆われ、台風の来襲頻度が極めて多いこと等から、災害が発生しやすい地域
過	過疎地域	
リ	リゾート地域	総合保養地域整備法による指定地域
宅	宅地造成工事規制区域	宅地造成に伴い災害(ガケ崩れや土砂の流出)が生ずるおそれの著しい市街地または市街地となろうとする区域として知事が指定する
D	DID地区内	人口集中地区 市区町村の境域内で、人口密度の高い基本単位区(原則として人口密度が4,000 人/km ² 以上)が隣接して、その人口が5,000 人以上となる地域
都	都市計画区域内	
風致	風致地区	都市における緑地の保全に関する制度で、景観のよい場所や、樹木の多い場所などが対象となる

	地すべり防止区域	「地すべり等防止法」第3条第1項の規定により、主務大臣が指定した区域。
	地すべり危険箇所	地すべり防止区域指定が行われていない箇所、建設省(現国土交通省)、農林水産省及び林野庁が総点検を行った箇所に基づいて市町村が把握しているもの(地すべりが発生している、あるいは地すべりが発生するおそれがある区域のうち、河川、道路、公共、建物、人家等に被害を与えるおそれのある箇所(区域指定は、危険箇所の中でも特に危険な場所について行われる。))>

半	半島振興地区・離島振興地区	半島振興法、離島振興法による指定地域
台	台風常襲地帯	内閣総理大臣が、台風の来襲回数及び強度、降雨量その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、しばしば台風による災害が発生している都道府県の区域の全部又は一部を台風常襲地帯として指定する地域(台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法)
特	特殊土壌地帯	「特殊土じよう地帯災害防除及び臨時措置法」に基づき指定される地域。シラス、赤木やなどの特殊な火山噴出物、花崗岩風化土(マサ)等特に浸食を受けやすい土壌で覆われ、台風の来襲頻度が極めて多いこと等から、災害が発生しやすい地域
過	過疎地域	
リ	リゾート地域	総合保養地域整備法による指定地域
宅	宅地造成工事規制区域	宅地造成に伴い災害(ガケ崩れや土砂の流出)が生ずるおそれの著しい市街地または市街地となろうとする区域として知事が指定する
D	DID地区内	人口集中地区 市区町村の境域内で、人口密度の高い基本単位区(原則として人口密度が4,000 人/km ² 以上)が隣接して、その人口が5,000 人以上となる地域
都	都市計画区域内	
風致	風致地区	都市における緑地の保全に関する制度で、景観のよい場所や、樹木の多い場所などが対象となる

	地すべり防止区域	「地すべり等防止法」第3条第1項の規定により、主務大臣が指定した区域。
	地すべり危険箇所	地すべり防止区域指定が行われていない箇所、建設省(現国土交通省)、農林水産省及び林野庁が総点検を行った箇所に基づいて市町村が把握しているもの(地すべりが発生している、あるいは地すべりが発生するおそれがある区域のうち、河川、道路、公共、建物、人家等に被害を与えるおそれのある箇所(区域指定は、危険箇所の中でも特に危険な場所について行われる。)>

2-1 無線設備一覧

(1) 防災行政無線

○親局

種別	呼称名称	設置場所	管理責任者
固定局	防災宇城市	松橋町大野85 宇城市役所	防災消防課長

○中継局

種別	呼称名称	設置場所	管理責任者
固定局	防災不知火町役場	不知火町高良2273-1 宇城市不知火支所	総合窓口課長

○屋外拡声子局

種別	呼称名称	設置場所	管理責任者
固定局	不知火支所	不知火町高良2273-1	総合窓口課長
"	防災不知火町大見	不知火町大見2333	総合窓口課長
"	防災不知火町大見2	不知火町大見597地先	総合窓口課長
"	防災不知火町救の浦	不知火町松合2873-1地先	総合窓口課長
"	防災不知火町松合西	不知火町松合1843 西公民館	総合窓口課長
"	防災不知火町松合	不知火町松合168-1 農業就業改善センター	総合窓口課長
"	防災不知火町永尾	不知火町永尾605-1地先	総合窓口課長
"	防災不知火町古屋敷	不知火町永尾1314	総合窓口課長
"	防災不知火町黒田	不知火町永尾1910-1 不知火町温泉センター	総合窓口課長
"	防災不知火町桂原	不知火町長崎1074-1	総合窓口課長
"	防災不知火町塩屋浦	不知火町長崎927-8 塩屋浦公園	総合窓口課長
"	防災不知火町亀崎	不知火町長崎430地先	総合窓口課長
"	防災不知火町長崎	不知火町長崎3277-1地先 宮の池	総合窓口課長
"	防災不知火町長崎上	不知火町長崎3340地先	総合窓口課長
"	防災不知火町塩浜	不知火町亀松328-28 塩浜公民館	総合窓口課長
"	防災不知火町亀尾	不知火町長崎45 不知火中学校	総合窓口課長
"	防災不知火町鴨籠	不知火町長崎1912-1	総合窓口課長
"	防災不知火町新村	不知火町浦上1447 新村公民館	総合窓口課長
"	防災不知火町浦上	不知火町浦上1137	総合窓口課長
"	防災不知火町松崎	不知火町亀松518-1	総合窓口課長
"	防災不知火町塚原	不知火町高良489-2 塚原構造改善センター	総合窓口課長
"	防災不知火町御領	不知火町御領708-7 松橋駅前駐車場	総合窓口課長
"	防災不知火町御領2	不知火町御領34 御領児童公園	総合窓口課長
"	防災不知火町柏原	不知火町柏原133-4 柏原公民館	総合窓口課長
"	防災不知火町小曾部	不知火町小曾部1219 小曾部公民館	総合窓口課長
"	防災不知火町部田	不知火町小曾部960	総合窓口課長
26 局			

○戸別受信機

戸別受信機	92台
-------	-----

○無線設備の設置場所

設備名	区分	設置場所	管理責任者
親局	送受信所 第1通信所	松橋町大野85 宇城市役所内	防災消防課長
遠隔制御器	第2通信所	宇土市新松原町159-1 宇城広域消防本部内	宇城広域消防本部消防長
遠隔制御器	第3通信所	宇城市不知火町高良2273-1 不知火支所内	総合窓口課長

○MCA無線

携帯型無線電話装置	6台
-----------	----

2-1 無線設備一覧

(1) 防災行政無線

○親局

種別	呼称名称	設置場所	管理責任者
固定局	防災宇城市	松橋町大野85 宇城市役所	防災消防課長

○ 屋外拡声子局

種別	呼称名称	設置場所	管理責任者
固定局	2区	宇城市松橋町松橋1344-2	防災消防課長
"	6区	宇城市松橋町松橋217-2	防災消防課長
"	10区	宇城市松橋町松橋522-1	防災消防課長
"	北11区	宇城市松橋町松橋1593-1	防災消防課長
"	12区	宇城市松橋町松橋1538	防災消防課長
"	松橋西防災拠点センター	宇城市松橋町松橋564	防災消防課長
"	東松崎	宇城市松橋町東松崎110	防災消防課長
"	豊崎1	宇城市松橋町豊崎1295-1	防災消防課長
"	豊崎2	宇城市松橋町久具3274	防災消防課長
"	南豊崎1	宇城市松橋町南豊崎906 地先	防災消防課長
"	南豊崎2	宇城市松橋町南豊崎602-1	防災消防課長
"	松橋御船	宇城市松橋町御船392	防災消防課長
"	浅川	宇城市松橋町浅川1273-2	防災消防課長
"	砂川1	宇城市松橋町砂川1414	防災消防課長
"	砂川2	宇城市松橋町砂川817-3	防災消防課長
"	沖塘	宇城市松橋町砂川19-3	防災消防課長
"	八枚戸	宇城市松橋町砂川1890	防災消防課長
"	曲野南1	宇城市松橋町曲野68-1	防災消防課長
"	曲野南2	宇城市松橋町曲野2691	防災消防課長
"	曲野南3	宇城市松橋町曲野2369-1	防災消防課長
"	曲野南4	宇城市松橋町曲野2108-106	防災消防課長
"	曲野南5	宇城市松橋町曲野1792-1	防災消防課長
"	曲野北1	宇城市松橋町曲野936-1	防災消防課長
"	曲野北2	宇城市松橋町曲野3455-4	防災消防課長
"	古保山	宇城市松橋町古保山1338-1	防災消防課長
"	海ノ平	宇城市松橋町古保山2021-3	防災消防課長
"	六地藏	宇城市松橋町萩尾2213-2	防災消防課長
"	北萩尾	宇城市松橋町萩尾1423-2	防災消防課長
"	南萩尾1	宇城市松橋町萩尾621	防災消防課長
"	南萩尾2	宇城市松橋町萩尾1139	防災消防課長
"	浦川内1	宇城市松橋町浦川内1030-4	防災消防課長
"	浦川内2	宇城市松橋町浦川内523-1	防災消防課長
"	浦川内3	宇城市松橋町浦川内1500-1	防災消防課長
"	久具1	宇城市松橋町久具2574	防災消防課長
"	久具2	宇城市松橋町久具1877-1	防災消防課長
"	市役所	宇城市松橋町大野85	防災消防課長
"	内田1	宇城市松橋町内田819	防災消防課長
"	内田2	宇城市松橋町内田242-1	防災消防課長
"	竹崎	宇城市松橋町竹崎1352-1	防災消防課長
"	竹崎2	宇城市松橋町竹崎無番地	防災消防課長
"	豊福1	宇城市松橋町豊福1148-1	防災消防課長
"	豊福2	宇城市松橋町豊福1895-2	防災消防課長
"	両仲間南1	宇城市松橋町両仲間791-1	防災消防課長
"	両仲間南2	宇城市松橋町両仲間無番地	防災消防課長
"	両仲間北	宇城市松橋町両仲間128	防災消防課長
"	松橋本村1	宇城市松橋町西下郷618	防災消防課長
"	松橋本村2	宇城市松橋町西下郷3878-1	防災消防課長
"	島	宇城市松橋町西下郷1622	防災消防課長
48 局			

○ 戸別受信機

戸別受信機	58台
-------	-----

○無線設備の設置場所

設備名	区分	設置場所	管理責任者
親局	送受信所 第1通信所	松橋町大野85 宇城市役所内	防災消防課長
遠隔制御器	第2通信所	宇土市新松原町159-1 宇城広域消防本部内	宇城広域消防本部消防長

2-1 無線設備一覧

(1) 防災行政無線

○親局

種別	呼称名称	設置場所	管理責任者
固定局	防災宇城市	松橋町大野85 宇城市役所	防災消防課長

○ 屋外拡声子局（アンサーバック機能付4基）

種別	呼称名称	設置場所	管理責任者
固定局	小川防災拠点センター	宇城市小川町江頭100番地	総合窓口課長
"	舞鳴	宇城市小川町東海東	総合窓口課長
"	平原	宇城市小川町北海東2473番地	総合窓口課長
"	吹野	宇城市小川町北海東1934番地13	総合窓口課長
"	吐合	宇城市小川町北海東	総合窓口課長
"	弦巻	宇城市小川町東海東558番地1	総合窓口課長
"	筒田	宇城市小川町東海東	総合窓口課長
"	白岩	宇城市小川町北海東1425番地2	総合窓口課長
"	田中	宇城市小川町南海東2037番地2	総合窓口課長
"	小川西	宇城市小川町西海東1441番地6	総合窓口課長
"	宮園	宇城市小川町西海東1217番地2	総合窓口課長
"	早迫	宇城市小川町南海東237番地3	総合窓口課長
"	蓮仏	宇城市小川町東小川293番地2	総合窓口課長
"	稲川	宇城市小川町東小川	総合窓口課長
"	表南小川	宇城市小川町南小川673番地1	総合窓口課長
"	亀之町	宇城市小川町西北小川	総合窓口課長
"	小川分署	宇城市小川町南部田129番地1	総合窓口課長
"	南小野	宇城市小川町南小野1400番地	総合窓口課長
"	北小野	宇城市小川町北小野565番地2	総合窓口課長
"	三軒屋	宇城市小川町河江911番地1	総合窓口課長
"	耕地	宇城市小川町北部田1344番地1	総合窓口課長
"	三ツ丸	宇城市小川町北新田133番地	総合窓口課長
"	仲之江	宇城市小川町川尻412番地2	総合窓口課長
"	南新田	宇城市小川町西北小川1044番地	総合窓口課長
"	新田1	宇城市小川町新田68番地2	総合窓口課長
"	南出村1	宇城市小川町川尻	総合窓口課長
"	新田出	宇城市小川町新田出1134番地3	総合窓口課長
"	下住吉	宇城市小川町住吉676番地3	総合窓口課長
"	不知火	宇城市小川町住吉1104番地	総合窓口課長
"	北部田	宇城市小川町北部田1078番地	総合窓口課長
"	日岳町	宇城市小川町南小川1346番地3	総合窓口課長
"	西山・境尾	宇城市小川町東小川1955番地4	総合窓口課長
"	西北小川	宇城市小川町西北小川409番地	総合窓口課長
"	南部田	宇城市小川町南部田1526番地2	総合窓口課長
"	中小野	宇城市小川町中小野682番地	総合窓口課長
"	江頭	宇城市小川町江頭298番地1	総合窓口課長
"	新田2	宇城市小川町新田414番地1	総合窓口課長
"	川尻	宇城市小川町川尻114番地1	総合窓口課長
"	南出村2	宇城市小川町新田出246番地1	総合窓口課長

39 局

○ 戸別受信機

戸別受信機	315台
-------	------

○無線設備の設置場所

設備名	区分	設置場所	管理責任者
親局	送受信所 第1通信所	松橋町大野85 宇城市役所内	防災消防課長
遠隔制御器	第2通信所	宇土市新松原町159-1 宇城広域消防本部内	宇城広域消防本部消防長
遠隔制御器	第3通信所	小川町河江87-1 宇城市小川支所内	総合窓口課長

2-1 無線設備一覧

(1) 防災行政無線

○親局

種別	呼称名称	設置場所	管理責任者
固定局	防災宇城市	松橋町大野85 宇城市役所	防災消防課長

○ 屋外拡声子局

種別	呼称名称	設置場所	管理責任者
固定局	森ノ木	豊野町糸石520-2	総合窓口課長
"	畑中	豊野町糸石無番地	総合窓口課長
"	田馬	豊野町糸石1634	総合窓口課長
"	馬立	豊野町糸石2193	総合窓口課長
"	宮川	豊野町糸石3471	総合窓口課長
"	部田	豊野町糸石3731-1	総合窓口課長
"	響ヶ原	豊野町糸石2604-1	総合窓口課長
"	上巢林	豊野町巢林311-1	総合窓口課長
"	下巢林	豊野町巢林無番地	総合窓口課長
"	尾村	豊野町安見無番地	総合窓口課長
"	新開原	豊野町安見1362-1	総合窓口課長
"	下鶴	豊野町安見2661-1	総合窓口課長
"	上安見	豊野町安見4367	総合窓口課長
"	六枝	豊野町安見無番地	総合窓口課長
"	上安見橋	豊野町安見無番地	総合窓口課長
"	北山崎	豊野町山崎972-6	総合窓口課長
"	アグリパーク	豊野町山崎1599	総合窓口課長
"	南山崎	豊野町山崎166-1	総合窓口課長
"	鑑ヶ鼻	豊野町下郷97-34	総合窓口課長
"	歌の島	豊野町下郷591	総合窓口課長
"	小畑	豊野町下郷1720-2	総合窓口課長
"	谷口	豊野町下郷無番地	総合窓口課長
"	出店	豊野町下郷2158-2	総合窓口課長
"	花山	豊野町下郷2379	総合窓口課長
"	日当	豊野町中間262	総合窓口課長
"	丹道	豊野町中間645-1	総合窓口課長
"	塗木野	豊野町中間無番地	総合窓口課長
"	田ノ平	豊野町上郷無番地	総合窓口課長
"	巡	豊野町中間3843	総合窓口課長
"	山口	豊野町上郷163-1	総合窓口課長
"	小伝寺	豊野町上郷834-5	総合窓口課長
"	三角	豊野町上郷2009-2	総合窓口課長
"	段鶴	豊野町上郷1391-2	総合窓口課長
"	内田	豊野町上郷2178-7	総合窓口課長
"	豊野支所	豊野町糸石3516番地1 宇城市豊野支所内	総合窓口課長
35 局			

○ 戸別受信機

戸別受信機	45台
-------	-----

○無線設備の設置場所

設備名	区分	設置場所	管理責任者
親 局	送受信所 第1通信所	松橋町大野85 宇城市役所	防災消防課長
遠隔制御器	第2通信所	宇土市新松原町159-1 宇城広域消防本部内	宇城広域消防本部消防長
遠隔制御器	第3通信所	豊野支所総合窓口課内	総合窓口課長

2－1 無線設備一覧

(1) 防災行政無線

○親局

種別	呼称名称	設置場所	管理責任者
固定局	防災宇城市	松橋町大野85 宇城市役所	防災消防課長

○ 屋外拡声子局

種別	呼称名称	設置場所	管理責任者
固定局	大田尾	大田尾339	総合窓口課長
〃	際崎	波多213-1	総合窓口課長
〃	古氷	波多846	総合窓口課長
〃	宮崎	波多1400-1	総合窓口課長
〃	塩屋1	波多2864-83	総合窓口課長
〃	塩屋2	波多1552-89	総合窓口課長
〃	塩屋3	波多2871-1	総合窓口課長
〃	黒崎	波多又2901地先	総合窓口課長
〃	浦	波多2258-1	総合窓口課長
〃	向山	波多3065-2	総合窓口課長
〃	石打	中村3876-6地先	総合窓口課長
〃	小田良	中村4640-2	総合窓口課長
〃	西港一区	三角浦1224-3	総合窓口課長
〃	西港二区	三角浦1262-3	総合窓口課長
〃	西港三区	三角浦925-3地先	総合窓口課長
〃	本町	三角浦4-2	総合窓口課長
〃	駅裏	三角浦1159-207	総合窓口課長
〃	馬立	三角浦148-1	総合窓口課長
〃	東 港五区	波多4251-1	総合窓口課長
〃	古氷 団地	波多866	総合窓口課長
〃	三角本村	戸馳671-1	総合窓口課長
〃	田井浦	戸馳2188-4	総合窓口課長
〃	上内	戸馳2915-1	総合窓口課長
〃	中内	戸馳4208-2	総合窓口課長
〃	塩屋西	戸馳3605	総合窓口課長
〃	片島	戸馳6639-3	総合窓口課長
〃	野崎南1	戸馳2588-5	総合窓口課長
〃	野崎南2	戸馳2659-5	総合窓口課長
〃	野崎北	白地 (2546-1地崎)	総合窓口課長
〃	山田	郡浦1933-1	総合窓口課長
〃	千房	郡浦3597-3	総合窓口課長
〃	馬場	郡浦2662-2	総合窓口課長
〃	矢崎	郡浦653-1	総合窓口課長
〃	船津	郡浦439-6	総合窓口課長
〃	打越	郡浦62	総合窓口課長

〃	上中村	中村 1 7 5 9 - 1	総合窓口課長
〃	下本庄	中村 1 1 5 2	総合窓口課長
〃	新地	前越 4 7 5 - 2	総合窓口課長
〃	前越	前越 1 7 8 - 2	総合窓口課長
〃	金桁	中村 3 9 4 - 1	総合窓口課長
〃	八柳	中村 3 3 4 3	総合窓口課長
〃	開拓	郡浦 3 4 4 7 - 2 5	総合窓口課長
〃	大口	大口 9 8 5	総合窓口課長
〃	手場	手場 1 6 0	総合窓口課長
〃	底江	手場 1 8 9 2 - 3	総合窓口課長
〃	三角御船	埋立地（地番無し）	総合窓口課長
〃	古場	里浦 8 2 3 - 1	総合窓口課長
〃	里浦	里浦 7 0 - 3	総合窓口課長
〃	赤岩	波多 7 6 1 - 3	総合窓口課長
49 局			

○中継局

種別	呼称名称	設置場所	管理責任者
固定局	高野山	波多 3 6 1 3 - 5	総合窓口課長

○戸別受信機

戸別受信機	333台
-------	------

○無線設備の設置場所

設備名	区分	設置場所	管理責任者
親局	送受信所 第1通信所	松橋町大野85 宇城市役所内	防災消防課長
遠隔制御器	第2通信所	宇土市新松原町159-1 宇城広域消防本部内	宇城広域消防本部消防長
遠隔制御器	第3通信所	三角町 宇城市三角支所内	総合窓口課長

通し番号	局名 (常置場所)	呼出番号	グループ番号	通し番号	局名 (常置場所)	呼出番号	グループ番号	通し番号	局名 (常置場所)	呼出番号	グループ番号
1	統制台	100		51	宇城市防災消防課 (防災無線室)	601	F 06, F 10	101	消防団 (12-1-3)		F 01, F 10
2	災害対策本部	102	F 01, F 02, F 03,	52	消防団 (方面隊長)	401	F 01, F 02, F 10	102	消防団 (12-2-1)	455	F 01, F 10
3	総務課 (遠隔制御)	701		53	消防団 (方面副隊長)	402	F 01, F 02, F 10	103	消防団 (12-2-1)	456	F 01, F 10
4	宿直室 (遠隔制御)	702		54	消防団 (方面副隊長)	403	F 01, F 02, F 10	104	消防団 (12-2-2)	457	F 01, F 10
5	九州電力(株)宇城営業所	103	F 10	55	消防団 (第10分団長)	404	F 01, F 02, F 10	105	消防団 (12-2-2)	459	F 01, F 10
6	宇城警察署	110	F 10	56	消防団 (第11分団長)	416	F 01, F 02, F 10	106	消防団 (12-2-3)	460	F 01, F 10
7	宇城広域消防本部	119	F 10	57	消防団 (第12分団長)	406	F 01, F 02, F 10	107	消防団 (12-2-3)	461	F 01, F 10
8	宇城消防署中分署	120	F 01, F 10	58	消防団 (第13分団長)	407	F 01, F 02, F 10	108	消防団 (13-1-1)	462	F 01, F 10
9	松橋中学校	131	F 05, F 10	59	消防団 (第10副分団長)	408	F 01, F 02, F 10	109	消防団 (13-1-1)	463	F 01, F 10
10	松橋小学校	132	F 05, F 10	60	消防団 (第11副分団長)	409	F 01, F 02, F 10	110	消防団 (13-1-2)	464	F 01, F 10
11	豊川小学校	133	F 05, F 10	61	消防団 (第12副分団長)	310	F 01, F 02, F 10	111	消防団 (13-1-2)	465	F 01, F 10
12	豊福小学校	134	F 05, F 10	62	消防団 (第13副分団長)	411	F 01, F 02, F 10	112	消防団 (13-1-3)	466	F 01, F 10
13	当尾小学校	135	F 05, F 10	63	消防団 (10-1 部長)	412	F 01, F 02, F 10	113	消防団 (13-1-3)	467	F 01, F 10
14	給食センター	136	F 05, F 10	64	消防団 (10-2 部長)	413	F 01, F 02, F 10	114	消防団 (13-2-1)	468	F 01, F 10
15	市民病院	141	F 10	65	消防団 (11-1 部長)	414	F 01, F 02, F 10	115	消防団 (13-2-1)	469	F 01, F 10
16	N T T 松橋営業所	142	F 10	66	消防団 (11-2 部長)	415	F 01, F 02, F 10	116	消防団 (13-2-2)	470	F 01, F 10
17	内田浄水場	144	F 07, F 10	67	消防団 (12-1 部長)	417	F 01, F 02, F 10	117	消防団 (13-2-2)	471	F 01, F 10
18	公用車 1号 (14-2 1)	201	F 03, F 10	68	消防団 (12-2 部長)	418	F 01, F 02, F 10	118	消防団 (13-3-1)	472	F 01, F 10
19	公用車 4号 (43-5 9) 土木部	202	F 03, F 10	69	消防団 (13-1 部長)	419	F 01, F 02, F 10	119	消防団 (13-3-1)	473	F 01, F 10
20	公用車 5号 (43-6 0)	203	F 03, F 10	70	消防団 (13-2 部長)	420	F 01, F 02, F 10	120	消防団 (13-3-2)	474	F 01, F 10
21	公用車 7号 (13-0 0)	204	F 03, F 10	71	消防団 (13-3 部長)	421	F 01, F 02, F 10	121	消防団 (13-3-2)	475	F 01, F 10
22	公用車 2号 (61-1 8) 土木部	205	F 03, F 07, F 10	72	消防団 (10-1-1)	426	F 01, F 02, F 10	122	消防団 (13-3-3)	476	F 01, F 10
23	公用車 13号 (15-6 2)	207	F 03, F 04, F 10	73	消防団 (10-1-1)	427	F 01, F 10	123	消防団 (13-3-3)	477	F 01, F 10
24	特殊車両 (ダンプ) (57-3 5)	221	F 03, F 10	74	消防団 (10-1-2)	428	F 01, F 10	124	消防団 (13-2-3)	478	F 01, F 10
25	公用車 6号 (58-8 7)	222	F 03, F 10	75	消防団 (10-1-2)	429	F 01, F 10	125	消防団 (13-2-3)	479	F 01, F 10
26	公用車 8号 (83-2 7)	223	F 03, F 04, F 10	76	消防団 (10-2-1)	430	F 01, F 10				
27	公用車 16号 (43-6 1)	224	F 03, F 04, F 10	77	消防団 (10-2-1)	431	F 01, F 10				
28	公用車 17号 (43-6 2)	225	F 03, F 04, F 10	78	消防団 (10-2-2)	432	F 01, F 10				
29	公用車 11号 (10-5 9) 環境衛生課	226	F 03, F 04, F 10	79	消防団 (10-2-2)	433	F 01, F 10				
30	公用車 (42-1 3) 土木部	602	F 06, F 10	80	消防団 (11-1-1)	434	F 01, F 10				
31	公用車 (13-7 8) 土木部	603	F 06, F 10	81	消防団 (11-1-1)	435	F 01, F 10				
32	宇城市防災消防課 (防災無線室)	200	F 03, F 10	82	消防団 (11-1-2)	436	F 01, F 10				
33	宇城市防災消防課 (防災無線室)	206	F 03, F 07, F 10	83	消防団 (11-1-2)	437	F 01, F 10				
34	宇城市防災消防課 (防災無線室)	261	F 01, F 03, F 10	84	消防団 (11-2-1)	438	F 01, F 10				
35	宇城市防災消防課 (防災無線室)	263	F 01, F 03, F 10	85	消防団 (11-2-1)	439	F 01, F 10				
36	宇城市防災消防課 (防災無線室)	264	F 01, F 03, F 10	86	消防団 (11-1-3)	440	F 01, F 10				
37	宇城市防災消防課 (防災無線室)	265	F 01, F 03, F 10	87	消防団 (11-1-3)	441	F 01, F 10				
38	宇城市防災消防課 (防災無線室)	301	F 07, F 10	88	消防団 (11-2-2)	442	F 01, F 10				
39	宇城市防災消防課 (防災無線室)	302	F 07, F 10	89	消防団 (11-2-2)	443	F 01, F 10				
40	宇城市防災消防課 (防災無線室)	303	F 03, F 07, F 10	90	消防団 (11-3-1)	444	F 01, F 10				
41	宇城市防災消防課 (防災無線室)	304	F 01, F 03, F 10	91	消防団 (11-3-1)	445	F 01, F 10				
42	宇城市防災消防課 (防災無線室)	305	F 01, F 03, F 10	92	消防団 (11-3-2)	446	F 01, F 10				
43	宇城市防災消防課 (防災無線室)	306	F 01, F 03, F 10	93	消防団 (11-3-2)	447	F 01, F 10				
44	宇城市防災消防課 (防災無線室)	307	F 01, F 03, F 10	94	消防団 (11-3-3)	448	F 01, F 10				
45	宇城市防災消防課 (防災無線室)	308	F 01, F 03, F 10	95	消防団 (11-3-3)	449	F 01, F 10				
46	宇城市防災消防課 (防災無線室)	309	F 01, F 03, F 10	96	消防団 (12-1-1)	450	F 01, F 10				
47	宇城市防災消防課 (防災無線室)	422	F 01, F 02, F 10	97	消防団 (12-1-1)	451	F 01, F 10				
48	宇城市防災消防課 (防災無線室)	423	F 01, F 02, F 10	98	消防団 (12-1-2)	452	F 01, F 10				
49	宇城市防災消防課 (防災無線室)	424	F 01, F 02, F 10	99	消防団 (12-1-2)	453	F 01, F 10				
50	宇城市防災消防課 (防災無線室)	425	F 01, F 02, F 10	100	消防団 (12-1-3)	454	F 01, F 10				

グループ番号

F 00 移動一斉
F 01 消防一斉
F 02 消防本部
F 03 市
F 04
F 05
F 06
F 07
F 10 火災発生

2-2 臨時ヘリポート一覧

No	地区名	発着予定地名称	所在地	面積(坪)	規模	備考
1	三角町	(旧) 三角中学校	波多626	110*60	小	北校舎、西プール、照明燈
2		青海小学校	郡浦88	120*80	大	西第2グラウンド、北校舎西プール
3		旧大岳小学校	手場1982	130*70	小	北東校舎
4		旧戸馳小学校	戸馳5151	90*50	小	北東校舎
5		三角小学校	三角浦574-1	100*40	○	南校舎、北山高压線
6		三角グラウンド	波多	120*90	大	照明燈8基、北高压線、東公民館
7		旧郡浦小学校	中村1759-1	90*50	小	北校舎、北山高压線
8		旧三角北小学校	六田尾985	40*40	○	北校舎
9		旧三角東小学校	波多1756	100*50	小	北校舎、山、高压線
10		三角B&G海洋センターグラウンド	波多2864-32	70*80	小	西海洋センター、北選果場、高压線
11		済生会みすみ病院	波多775-1	45*35	小	テニスコートのため、周囲フェンス
12	不知火町	不知火小学校	高良1952	105*120	大	東プール、北校舎
13		旧松合小学校	松合1578	70*90	中	北校舎、ナイター施設
14		不知火グラウンド	高良696	150*85	大	ナイター施設、北山
15		不知火中学校	長崎45	160*100	大	北東校舎、東プール
16		天の平農村広場	松合207	100*70	中	北山
17	松橋町	岡岳グラウンド	宇土市松山町3725	50*100	大	海拔65.4m
18		豊川グラウンド	南豊崎667	100*80	大	北校舎、ナイター施設
19		豊福グラウンド	両仲間1075-1	90*70	小	南JA集送センター
20		当尾グラウンド	曲野1624-22	100*70	小	南校舎
21		松橋中学校	松橋522-1	100*70	小	西校舎
22		松橋小学校	松橋1666	100*70	小	北校舎
23		豊川小学校	南豊崎582	90*50	小	北校舎
24		豊福小学校	豊福1604	90*50	小	北校舎、東体育館
25		当尾小学校	曲野1856	90*50	小	東校舎
26		宇城広域連合南消防署	豊崎1547-1	60*85		
27		熊本南病院グラウンド	豊福2338	107*101		
28	小川町	小川中学校	南部田287-2	100*120	大	西高压線、ナイター施設
29		小野部田小学校	南小野1402	100*56	小	北校舎
30		河江小学校	新田1675	100*100	中	ナイター施設
31		小川小学校	西北小川1	80*70	小	西校舎
32		海東小学校	南海東2050	60*90	小	東高压電線
33		稲川グラウンド	東小川14	100*180	大	ナイター施設
34		観音山総合運動公園	南小川222	165*115	大	ナイター施設
35		ふれあいスポーツセンター	河江52-1	105*68	○	ナイター施設
36	豊野町	(旧) 豊野小学校	糸石3016	70*109	○	北校舎
37		豊野小・中学校	糸石3536	100*80	○	周囲立木フェンス
38		豊野グラウンド	糸石2991	80*150	○	北町民会館、周囲フェンス

2-3 避難所一覧（指定緊急避難場所及び指定避難所）

町名	広域拠点避難所	施設名称	所在地	建築面積 (㎡)	災害種別					指定緊急避難場所 収容者数 (2㎡/1人)	指定避難所 収容者数 (3㎡/1人)		
					洪水	高潮	地震	津波	標高				
三角町		三角小学校体育館	宇城市三角町三角浦574-1	1,100.00㎡	○	○	○	○	34m	○	550名	○	250名
		三角東地区生涯学習センター体育館	宇城市三角町波多1756	590.00㎡	○	×	×	○	55m	○	290名	○	190名
		農村環境改善センター	宇城市三角町戸馳2861	364.00㎡	○	○	○	○	39m	○	180名	○	60名
		戸馳地区生涯学習センター体育館	宇城市三角町戸馳5151	564.00㎡	○	○	×	○	36m	○	280名	○	180名
		郡浦地区市民館	宇城市三角町中村1165	434.16㎡	○	○	○	○	9m	○	210名	○	60名
		青海小学校体育館	宇城市三角町郡浦88	748.00㎡	○	○	○	○	31m	○	370名	○	200名
	★	三角防災拠点センター	宇城市三角町波多619番地1	1,239.00㎡	○	○	○	○	54m	○	620名	○	413名
		三角地区 小計		5,039.16㎡							2,500名		1,353名
不知火町		不知火小学校体育館	宇城市不知火町高良1952	714.00㎡	○	×	○	×	5m	○	350名	○	150名
		不知火支所	宇城市不知火町高良2273-1	2,395.00㎡	○	○	○	○	4m	○	670名	○	230名
		不知火体育館	宇城市不知火町高良2273-1	1,416.63㎡	○	○	○	×	3m	○	550名	○	300名
		松合体育館	宇城市不知火町松合168-1	1,309.00㎡	○	×	○	○	5m	○	650名	○	300名
		旧松合小学校体育館	宇城市不知火町松合1578	1,138.00㎡	○	○	○	○	23m	○	560名	○	250名
		松合地区市民館	宇城市不知火町松合168番地1	182.18㎡	○	×	○	○	5m	○	39名	○	26名
		不知火中学校体育館	宇城市不知火町長崎45	1,747.00㎡	×	×	○	○	2m	○	640名	○	300名
		武道館	宇城市不知火町高良2273-1	1,211.60㎡	○	○	○	×	3m	○	600名	○	100名
		龍燈公園	宇城市不知火町高良694		×	×	○	○	42m	○	5,000名	×	—
	★	不知火防災拠点センター	宇城市不知火町高良2273-1	960.00㎡	○	○	○	○	4m	○	480名	○	320名
		不知火地区 小計		11,073.41㎡							9,539名		1,976名
松橋町		ウイング松橋	宇城市松橋町大野85	9,409.00㎡	○	○	○	○	9m	○	840名	○	450名
		松橋中学校体育館	宇城市松橋町松橋522-1	2,378.00㎡	○	○	○	○	14m	○	1,100名	○	520名
		松橋小学校体育館	宇城市松橋町松橋1666	1,079.00㎡	○	○	○	○	12m	○	450名	○	200名
		豊川小学校体育館	宇城市松橋町南豊崎582	919.00㎡	×	○	○	×	1m	○	450名	○	200名
		豊福小学校体育館	宇城市松橋町豊福1604	925.00㎡	○	○	○	○	19m	○	460名	○	200名
		当尾小学校体育館	宇城市松橋町曲野1856	800.00㎡	○	○	○	○	33m	○	400名	○	200名
		インダストリアル研修館	宇城市松橋町松橋564	620.70㎡	○	○	○	○	12m	○	310名	○	110名
		宇城市老人福祉センター	宇城市松橋町豊福1786	909.73㎡	○	○	○	○	31m	○	450名	○	230名
		松橋勤労身体障害者教養文化体育施設	宇城市松橋町豊福1786	1,510.00㎡	○	○	○	○	34m	○	750名	○	240名
		宇城市保健福祉センター	宇城市松橋町松橋396-1	1,614.72㎡	○	○	○	○	12m	○	310名	×	—
		岡岳公園	宇城市松橋町松山3725		○	○	○	○	52m	○	10,000名	×	—
	★	松橋西防災拠点センター	宇城市松橋町松橋564番地2	837.00㎡	○	○	○	○	12m	○	419名	○	279名
	★	松橋東防災拠点センター	宇城市松橋町豊福1786番地	1,021.00㎡	○	○	○	○	33m	○	511名	○	340名
		松橋東支援学校	宇城市松橋町豊福2910番地	—	○	○	○	○	31m	○	50名	○	33名
		松橋高等学校	宇城市松橋町久具300番地	—	○	○	○	○	9m	○	100名	○	67名
		松橋支援学校	宇城市松橋町南豊崎252番地	7,323.00㎡	○	○	○	×	1m	○	70名	○	47名
		松橋西支援学校	宇城市松橋町松橋308番地1	—	○	○	○	○	10m	○	130名	○	87名
		松橋地区 小計		22,023.15㎡							16,799名		3,203名
小川町		海東小学校体育館	宇城市小川町南海東2050	975.00㎡	○	—	○	—	36m	○	430名	○	200名
		海東地区農村コミュニティ施設（ふれあいセンター）	宇城市小川町南海東2047-1	292.40㎡	○	—	○	—	37m	○	100名	○	60名
		小川小学校体育館	宇城市小川町西北小川1	685.00㎡	○	—	○	—	11m	○	340名	○	150名
		河江地区コミュニティセンター	宇城市小川町南新田476	665.75㎡	×	○	○	○	4m	○	330名	○	80名
		小野部田小学校体育館	宇城市小川町南小野1402	975.00㎡	○	○	○	○	11m	○	480名	○	200名
		小川中学校体育館	宇城市小川町南部田287-2	1,246.00㎡	○	○	○	○	43m	○	620名	○	300名
		河江小学校体育館	宇城市小川町新田1675-1	1,689.00㎡	○	○	○	○	4m	○	840名	○	300名
		ラポート	宇城市小川町江頭80	4,863.30㎡	○	○	○	○	4m	○	780名	○	130名
		小川工業高等学校	宇城市小川町北新田770番地	—	○	○	○	○	3m	○	200名	○	133名
		イオンモール宇城	宇城市小川町河江1-1	—	—	—	○	—	3m	○	—	×	—
	★	小川防災拠点センター	宇城市小川町江頭100番地	1,503.00㎡	○	○	○	○	4m	○	752名	○	501名
		小川地区 小計		12,894.45㎡							4,872名		2,054名
		農業者トレーニングセンター	宇城市豊野町糸石3029	1,867.00㎡	○	—	○	—	66m	○	430名	○	270名
		豊野町コミュニティセンター	宇城市豊野町菓林309-1	446.83㎡	○	—	○	—	73m	○	220名	○	80名
		豊野小中学校体育館	宇城市豊野町糸石3536	1,727.00㎡	○	—	○	—	66m	○	580名	○	300名
	★	豊野防災拠点センター	宇城市豊野町糸石3140番地3	963.00㎡	○	—	○	—	66m	○	482名	○	321名
		豊野地区 小計		5,003.83㎡							1,712名		971名
		宇城市TOTAL		56,034.00㎡							35,421名		9,557名

指定緊急避難場所……災害による危険が切迫した状況において、居住者等が緊急的に避難する施設または場所

指定避難所……災害の危険性があり、避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害により自宅に戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設

※各避難所ごとの災害種別ごとの使用の可否についてはハザードマップを参考としており、洪水・高潮・津波それぞれについては、発生した際の浸水想定区域内に位置する施設については使用不可としている。

2-3 福祉避難所一覧

法人(施設)名	施設所在地	主な施設の種類
宇城市保健福祉センター	松橋町松橋396-1	健康福祉施設 和室
<u>三角防災拠点センター</u>	<u>三角町波多619-1</u>	<u>公的公民館</u> <u>和室</u>
<u>不知火防災拠点センター</u>	<u>不知火町高良2273-1</u>	<u>公的公民館</u> <u>和室</u>
<u>松橋西防災拠点センター</u>	<u>松橋町松橋564-2</u>	<u>公的公民館</u> <u>和室</u>
<u>松橋東防災拠点センター</u>	<u>松橋町豊福1786</u>	<u>公的公民館</u> <u>和室</u>
<u>小川防災拠点センター</u>	<u>小川町江頭100</u>	<u>公的公民館</u> <u>和室</u>
<u>豊野防災拠点センター</u>	<u>豊野町糸石3140-3</u>	<u>公的公民館</u> <u>和室</u>
松橋東支援学校	宇城市松橋町豊福2910	県立支援学校
松橋西支援学校	松橋町松橋308番地1	県立支援学校
松橋支援学校	松橋町南豊崎252番地	県立支援学校
社会福祉法人黎明福祉会 豊洋園	三角町里浦2855番地5	・特別養護老人ホーム ・短期入所生活介護事業所
社会福祉法人宇医会 蕉夢苑	不知火町長崎740番地	・特別養護老人ホーム ・短期入所生活介護事業所
社会福祉法人水光会 しらぬい荘	松橋町竹崎1142番地1	・特別養護老人ホーム ・短期入所生活介護事業所
社会福祉法人日岳会 ひだけ荘	小川町南海東2030番地	・特別養護老人ホーム ・短期入所生活介護事業所
社会福祉法人豊生会 水晶苑	豊野町糸石2513番地	・特別養護老人ホーム ・短期入所生活介護事業所
社会福祉法人熊本厚生会 青海苑	三角町郡浦739番地8	・介護老人保健施設 ・短期入所療養介護事業所
社会福祉法人創友会 介護老人保健施設松幸	松橋町西下郷544番地	・介護老人保健施設 ・短期入所療養介護事業所
社会福祉法人熊本県社会福祉事業団 熊本県くすのき園	松橋町豊福2832番地	・指定障害者支援施設 (身体・知的・精神)
社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会 熊本こすもす園	松橋町豊福1786番地	・短期入所施設 (知的・障がい児)
社会福祉法人清香会 清香園	松橋町竹崎1115番地の1	・短期入所施設 (知的・障がい児)
社会福祉法人黎明福祉会 松寿園	不知火町永尾717番地	・養護老人ホーム
社会福祉法人恩賜財団 済生会 熊本福祉センター	熊本市南区内田町3560	・短期入所施設

2-4 災害拠点病院一覧

保健医療圏名	区 分	医療機関名称	病床数	備 考
県全域	基幹	熊本赤十字病院	490	平成9年3月27日指定
熊 本	地域	済生会熊本病院	400	平成8年12月27日指定
熊 本	地域	熊本医療センター	550	平成21年3月31日指定
宇 城	地域	宇城総合病院	204	平成11年3月3日指定
有 明	地域	くまもと県北病院 荒尾市民病院	302 274	平成9年3月27日指定 令和2年2月13日
鹿 本	地域	山鹿市民医療センター	201	平成8年12月27日指定
菊 池	地域	川口病院	60	平成12年7月17日指定
阿 蘇	地域	阿蘇医療センター	124	平成8年12月27日指定
上益城	地域	矢部広域病院	85	平成9年3月27日指定
八 代	地域	熊本労災病院	410	平成8年12月27日指定
芦 北	地域	水俣市立総合医療センター	401	平成8年12月27日指定
球 磨	地域	人吉医療センター	252	平成8年12月27日指定
天 草	地域	上天草総合病院	195	平成11年3月3日指定
天 草	地域	天草中央総合病院	155	平成8年12月27日指定

出典：令和3年度 熊本県地域防災計画

2-5 自主防災組織結成一覧

認定番号	自主防災組織名	町名	校区名	加入世帯数	自主防災組織設立年月日
1号	御領五区自主防災会	不知火	不知火地区	395	平成19年 1月 1日
2号	北萩尾区自主防災組織	松橋	当尾地区	79	平成19年 2月 1日
3号	中小野区自主防災会	小川	小野部田地区	78	平成19年12月 1日
4号	耕地区自主防災会	小川	小野部田地区	47	平成20年 1月 8日
5号	南部田区自主防災会	小川	小野部田地区	162	平成20年 1月13日
6号	亀崎区自主防災会	不知火	不知火地区	67	平成20年 7月 1日
7号	下本庄区自主防災組織	三角	郡浦地区	63	平成20年 9月 1日
8号	蛭子町区自主防災会	小川	小川地区	35	平成20年12月 1日
9号	江頭区自主防災会	小川	河江地区	442	平成21年 4月 1日
10号	西小川区自主防災会	小川	小川地区	47	平成21年 4月 1日
11号	南小野区自主防災会	小川	小野部田地区	121	平成21年 1月11日
12号	塚原区自主防災会	不知火	不知火地区	295	平成22年 9月 7日
13号	山須浦区自主防災会	不知火	松合地区	89	平成22年 9月 8日
14号	新町区自主防災会	小川	小川地区	124	平成22年10月 8日
15号	御領六区自主防災会	不知火	不知火地区	64	平成22年10月12日
16号	河江区自主防災会	小川	河江地区	282	平成22年11月 4日
17号	十五社区自主防災会	不知火	不知火地区	256	平成22年11月11日
18号	上町区自主防災会	小川	小川地区	116	平成23年 1月12日
19号	三軒屋地区自主防災会	小川	河江地区	114	平成23年 2月 9日
20号	桂原区自主防災会	不知火	不知火地区	38	平成23年 6月17日
21号	古場区自主防災会	三角	大岳地区	44	平成23年 6月23日
22号	亀尾区自主防災会	不知火	不知火地区	174	平成23年 7月 8日
23号	塩屋浦区自主防災会	不知火	不知火地区	52	平成23年 9月 1日
24号	古氷区自主防災会	三角	三角地区	60	平成23年 9月 5日
25号	矢崎区自主防災会	三角	郡浦地区	50	平成23年10月 4日
26号	北小野区自主防災会	小川	小野部田地区	101	平成23年11月 2日
27号	北部田区自主防災会	小川	小野部田地区	80	平成23年11月 2日
28号	下安見区自主防災会	豊野	豊野地区	135	平成23年11月 9日
29号	高良区自主防災会	不知火	不知火地区	149	平成24年 4月 1日
30号	両仲間区自主防災会	松橋	豊福地区	837	平成24年 5月 1日
31号	長崎地域自主防災会	不知火	不知火地区	123	平成24年 5月21日

2-5 自主防災組織結成一覧

認定番号	自主防災組織名	町名	校区名	加入世帯数	自主防災組織設立年月日
32号	上安見区自主防災会	豊野	豊野地区	92	平成24年 7月 1日
33号	上巢林区自主防災会	豊野	豊野地区	97	平成24年 7月10日
34号	大口区自主防災会	三角	大岳地区	64	平成24年 7月10日
35号	馬場区自主防災会	三角	郡浦地区	52	平成24年10月 1日
36号	松橋町2区自主防災会	松橋	松橋地区	211	平成25年 2月 1日
37号	蓮仏区自主防災会	小川	小川地区	86	平成25年 4月 1日
38号	御船区自主防災会	三角	大岳地区	150	平成25年 4月 1日
39号	日岳町区自主防災会	小川	小川地区	45	平成25年 4月 1日
40号	舞嶋区自主防災会	小川	海東地区	69	平成25年 5月19日
41号	弦巻区自主防災会	小川	海東地区	95	平成25年 6月 1日
42号	稲川・樋渡区自主防災会	小川	小川地区	49	平成25年 6月 1日
43号	上上郷自主防災会	豊野	豊野地区	67	平成25年 6月20日
44号	上糸石区自主防災会	豊野	豊野地区	143	平成25年 6月25日
45号	下郷上地区自主防災会	豊野	豊野地区	170	平成25年 7月 9日
46号	松橋町東松崎区自主防災会	松橋	豊川地区	198	平成25年 7月18日
47号	下郷下地区自主防災会	豊野	豊野地区	120	平成25年 7月13日
48号	松橋町八枚戸区自主防災会	松橋	豊川地区	84	平成25年 7月25日
49号	井手口区自主防災会	小川	小川地区	62	平成25年11月 1日
50号	松橋町南11区自主防災会	松橋	松橋地区	431	平成25年11月16日
51号	松橋町9区自主防災会	松橋	松橋地区	104	平成25年11月 6日
52号	松橋町豊崎区自主防災会	松橋	豊川地区	177	平成25年11月 1日
53号	松橋町12区自主防災会	松橋	松橋地区	199	平成25年12月10日
54号	沖塘区自主防災会	松橋	豊川地区	45	平成25年12月20日
55号	中町区自主防災会	小川	小川地区	51	平成26年 1月 1日
56号	下上郷区自主防災会	豊野	豊野地区	99	平成26年 1月 9日
57号	豊野町中間区自主防災会	豊野	豊野地区	104	平成26年 1月20日
58号	砂川区自主防災会	松橋	豊川地区	113	平成26年 1月23日
59号	南豊崎区自主防災会	松橋	豊川地区	503	平成26年 1月27日
60号	御船区自主防災会	松橋	豊川地区	70	平成26年 1月28日
61号	南山崎区自主防災会	豊野	豊野地区	90	平成26年 2月 1日
62号	下糸石地区自主防災会	豊野	豊野地区	300	平成26年 1月20日

2-5 自主防災組織結成一覧

認定番号	自主防災組織名	町名	校区名	加入世帯数	自主防災組織設立年月日
63号	宮川地区自主防災会	豊野	豊野地区	101	平成26年 1月20日
64号	下巢林地区自主防災会	豊野	豊野地区	63	平成26年 2月 1日
65号	松合西区自主防災クラブ	不知火	松合地区	61	平成26年 2月 1日
66号	5区自主防災会	松橋	松橋地区	59	平成26年 2月 1日
67号	浅川区自主防災会	松橋	豊川地区	126	平成26年 2月 4日
68号	松橋町4区自主防災会	松橋	松橋地区	67	平成26年 2月 9日
69号	竹崎区自主防災会	松橋	豊福地区	331	平成26年 2月13日
70号	仲区自主防災会	不知火	松合地区	83	平成26年 2月 1日
71号	北11区自主防災会	松橋	松橋地区	609	平成26年 2月17日
72号	島区自主防災会	松橋	豊福地区	295	平成26年 2月17日
73号	内田区自主防災会	松橋	豊福地区	140	平成26年 2月24日
74号	田中区自主防災会	小川	海東地区	126	平成26年 2月28日
75号	6区自主防災会	松橋	松橋地区	193	平成26年 3月 9日
76号	平野区自主防災会	小川	海東地区	87	平成26年 3月11日
77号	北山崎地区自主防災会	豊野	豊野地区	100	平成26年 3月11日
78号	豊福区自主防災会	松橋	豊福地区	746	平成26年 3月17日
79号	本村区自主防災会	松橋	豊福地区	265	平成26年 3月24日
80号	南新田区自主防災会	小川	河江地区	116	平成26年 3月24日
81号	川尻区自主防災会	小川	河江地区	283	平成26年 3月28日
82号	小川西区自主防災会	小川	海東地区	78	平成26年12月 1日
83号	表南小川区自主防災会	小川	小川地区	79	平成27年 1月 1日
84号	宇土割区自主防災会	小川	河江地区	22	平成27年 1月11日
85号	仲之江区自主防災会	小川	河江地区	189	平成27年 1月16日
86号	大野区自主防災会	松橋	当尾地区	255	平成27年 2月 2日
87号	黒崎区自主防災会	三角	三角地区	67	平成27年 2月 1日
88号	東港二区自主防災会	三角	みなと地区	89	平成27年 2月 1日
89号	船津区自主防災会	三角	郡浦地区	73	平成27年 2月 1日
90号	上本庄区自主防災会	三角	郡浦地区	55	平成27年 2月 1日
91号	底江区自主防災会	三角	大岳地区	38	平成27年 2月 1日
92号	納野区自主防災会	小川	小川地区	35	平成27年 2月 1日
93号	御領四区自主防災会	不知火	不知火地区	126	平成27年 3月 1日

2-5 自主防災組織結成一覧

認定番号	自主防災組織名	町名	校区名	加入世帯数	自主防災組織設立年月日
94号	御領本区自主防災会	不知火	不知火地区	165	平成27年 6月14日
95号	柏原区自主防災会	不知火	不知火地区	120	平成27年 9月 1日
96号	南出村区自主防災会	小川	河江地区	173	平成27年10月 1日
97号	小曾部区自主防災会	不知火	不知火地区	116	平成27年11月 1日
98号	小川本村区自主防災会	小川	河江地区	245	平成27年12月 1日
99号	宮園区自主防災会	小川	海東地区	76	平成27年12月21日
100号	永尾二区自主防災会	不知火	松合地区	23	平成28年 2月 1日
101号	永尾一区自主防災会	不知火	松合地区	112	平成28年 3月 1日
102号	大野橋地区自主防災会	松橋	当尾地区	100	平成28年 3月 2日
103号	大見区自主防災会	不知火	松合地区	116	平成28年 3月 2日
104号	曲野南団区自主防災会	松橋	当尾地区	120	平成28年 3月 6日
105号	小園区自主防災会	小川	海東地区	42	平成28年 3月 1日
106号	新田区自主防災会	小川	河江地区	119	平成28年 3月16日
107号	曲野北区自主防災会	松橋	当尾地区	540	平成28年 3月20日
108号	際崎区自主防災会	三角	三角地区	125	平成29年 4月29日
109号	曲野台団地自主防災会	松橋	当尾地区	101	平成29年 4月 1日
110号	大岩区自主防災会	小川	海東地区	58	平成29年 8月31日
111号	宮ノ下・左近田地区自主防災会	松橋	当尾地区	45	平成29年 9月13日
112号	下住吉区自主防災会	小川	河江地区	125	平成30年 5月14日
113号	南田自治区自主防災会	松橋	当尾地区	101	平成31年 4月 1日
114号	大田尾区自主防災会	三角	三角地区	58	平成31年 4月12日
115号	上住吉区自主防災会	小川	河江地区	60	令和 2年 8月23日
116号	上区自主防災会	不知火	松合地区	63	令和 4年 4月 1日
117号	三ツ丸区自主防災会	小川	河江地区	221	令和 5年 4月 1日

2－6 地区防災計画作成一覧

自主防災組織名	町名	校区名	作成年度
大野区自主防災会	松橋	当尾地区	令和5年度

2-7 応急仮設住宅候補地一覧

番号	施設・広場名称等	住所	面積 (㎡)	設置予定戸数
1	三角地区生涯学習センター	宇城市三角町波多626番地	11,321	160
2	不知火グラウンド	宇城市不知火町高良696	16,760	240
3	当尾グラウンド	宇城市松橋町曲野1624番地22	22,762	330
4	観音山グラウンド	宇城市小川町西北小川222番地	22,500	320
5	豊野グラウンド	宇城市豊野町糸石2991番地	8,824	130
計			82,167	1,180

2-8 がれき仮置場候補地一覧

番号	施設・広場名称等	住所	面積 (㎡)
1	三角グラウンド	宇城市三角町波多2791番地1	16,182
2	三角B&Gグラウンド	宇城市三角町波多2864番地32	5,341
3	戸馳小学校跡地	宇城市三角町戸馳5151番地	4,857
4	松合新港	宇城市不知火町松合204番地	4,500
5	天の平農村広場	宇城市不知火町永尾789番地5	5,893
6	豊福グラウンド	宇城市松橋町両仲間1075番地1	18,209
7	豊川グラウンド	宇城市松橋町南豊崎667番地	11,432
8	稲川グラウンド	宇城市小川町東小川14番地	11,180
9	旧豊野小学校跡地	宇城市豊野町糸石3016番地	8,675
計			86,269

2-9 要配慮者利用施設該当施設一覧

〔社会福祉施設〕

洪水	曲野デイサービスセンター	宇城市松橋町曲野4番地1
洪水	大野橋デイサービスセンター	宇城市松橋町曲野34番地1
洪水	デイサービスセンターきらら	宇城市松橋町きらら1丁目9-1
洪水	デイサービス愛話園	宇城市松橋町南豊崎455番地1
洪水	デイサービスセンター幸の樹	宇城市松橋町西下郷890番地1
洪水	白百合デイサービスセンター「いこい」	宇城市小川町江頭237番地
洪水	デイサービスセンター愛庵	宇城市小川町西北小川32番地
洪水	デイサービスセンターつばさ	宇城市小川町新田1634番地1
洪水	デイサービスセンター米之家	宇城市小川町北新田475番地4
洪水	リハビリ特化型デイサービス チャレンジ	宇城市小川町川尻531番3
洪水	デイサービスセンターミッキー	宇城市小川町南部田1555番地1
洪水	オレンジハウス	宇城市小川町南部田131番地1
洪水	グループホーム郷	宇城市松橋町西下郷236番地
洪水	グループホーム白梅の里	宇城市不知火町亀松543番地
洪水	グループホームマープルおがわ	宇城市小川町河江192番地1
洪水	グループホームふれあい家族の家	宇城市小川町南部田131番地1
洪水	グループホーム野の花	宇城市小川町南部田597番地
洪水	グループホームだんらん	宇城市小川町河江192番地2
洪水	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設サテライトしらぬい荘	宇城市松橋町曲野35番地1
洪水	特別養護老人ホームきらら	宇城市松橋町きらら1丁目9-3
洪水	地域密着型特別養護老人ホームサテライトおひさま	宇城市小川町河江209番地
洪水	小規模多機能ハウスきらら	宇城市松橋町きらら1丁目9-8
洪水	小規模多機能ハウスインマイライフ	宇城市松橋町砂川1372-1
洪水	小規模多機能型居宅介護事業所 愛庵	宇城市小川町西北小川32番地
洪水	通所介護ふれあい倶楽部	宇城市松橋町久具323番地1
洪水	デイサービスセンターとえしゃんち	宇城市松橋町砂川1750番地
洪水	デイサービスきおう	宇城市不知火町高良1961-2
洪水	デイサービスセンター太郎	宇城市小川町江頭38番地1
洪水	住宅型有料老人ホーム ケアホーム幸の樹	宇城市松橋町西下郷887番地
洪水	住宅型有料老人ホーム まつばせ芳寿苑	宇城市松橋町久具61番地5
洪水	まつばせ寿光庵	宇城市松橋町久具99番地
洪水	有料老人ホーム うきうき	宇城市松橋町東松崎605番地
洪水	有料老人ホーム きらら	宇城市松橋町きらら1丁目9-8
洪水	有料老人ホーム 愛話園	宇城市松橋町南豊崎455番地1
洪水	有料老人ホーム 愛話園別棟	宇城市松橋町南豊崎439番地1
洪水	住宅型老人ホーム 夢のかけ橋豊崎事業所	宇城市松橋町南豊崎744番地1
洪水	有料老人ホーム ケアホームおがわ	宇城市小川町新田419番地
洪水	有料老人ホーム ひかり	宇城市小川町南部田1556番地1

洪水	有料老人ホーム つばさ	宇城市小川町新田1634番地1
洪水	有料老人ホーム 米之家	宇城市小川町北新田475番地4
洪水	有料老人ホーム 花ごよみ	宇城市小川町北新田475番地1
洪水	住宅型有料老人ホームあいの里	宇城市小川町西北小川32番地
洪水	サービス付高齢者向け住宅 愛庵	宇城市小川町西北小川32番地
洪水	住宅型有料老人ホーム なごやかハウス	宇城市小川町川尻531番地3
洪水	ねんりん	宇城市三角町波多2864-103
洪水	宇城きぼうの家	宇城市不知火町高良2710
洪水	障がい福祉サービス きおう	宇城市不知火町高良1960-1
洪水	たすかるステーション松橋	宇城市不知火町御領807
洪水	MARUKO	宇城市松橋町久具134
洪水	自立支援センター パールうき	宇城市小川町北新田623-1
洪水	事業発達支援 ふらんた	宇城市松橋町松橋28-8
洪水	熊本こすもす園共同生活援助事業所 グループホームしゃくやく	宇城市松橋町久具134-3
洪水	熊本こすもす園共同生活援助事業所 グループホームあさがお	宇城市松橋町久具135-1
洪水	グループホームともに はっぴい～はうす	宇城市松橋町松橋1019
洪水	不知火保育園	宇城市不知火町高良 1 9 5 2
洪水	コスモス保育園	宇城市松橋町浅川1239
洪水	豊川保育園	宇城市松橋町南豊崎791-2
洪水	河江保育園	宇城市小川町川尻 1 3 4-1
洪水	白百合保育園	宇城市小川町江頭 3 5 5
洪水	妙音寺幼楽園	宇城市小川町小川 1 0
洪水	豊川学童保育所	宇城市松橋町南豊崎596番地
洪水	不知火学童保育所	宇城市不知火町高良1952番地
洪水	河江学童保育所	宇城市小川町新田1675番地
洪水	小川小学童保育所	宇城市小川町西北小川1番地
洪水	自立支援センターおひさま	宇城市不知火御領391 松橋駅前BSビル101、102号
洪水	障害福祉サービス共同生活援助事業所あさがお	宇城市松橋町久具135-1
洪水	住宅型有料老人ホーム楽楽愛庵	宇城市小川町西北小川32番地
洪水	住宅型有料老人ホームルミエール・ロゼ	宇城市松橋町西下郷231-232
洪水	<u>多機能型クリスタル</u>	<u>宇城市小川町新田出201</u>
洪水	<u>ソーシャルインクルーホーム宇城松橋町</u>	<u>宇城市松橋町久具616番地1</u>
土砂	みすみ保育園	宇城市三角町波多144
土砂	頌和保育園	宇城市三角町三角浦1193-2
土砂	松合ふたば保育園	宇城市不知火町松合453
土砂	大空保育園	宇城市小川町南小野1166
土砂	<u>グループホームまいはぁと</u>	<u>宇城市不知火町御領234</u>

〔学校〕

洪水	不知火小学校	宇城市不知火町高良1952
洪水	豊川小学校	宇城市松橋町南豊崎582
洪水	河江小学校	宇城市小川町新田1675-1
洪水	小川小学校	宇城市小川町西北小川1
洪水	不知火中学校	宇城市不知火町長崎45
洪水	熊本県立松橋高等学校	宇城市松橋町久具300番地
洪水	熊本県立小川工業高校	宇城市小川町北新田770
洪水	熊本県立松橋支援学校	宇城市松橋町南豊崎252
洪水	肥後菊幼稚園	宇城市松橋町萩尾2056
土砂	三角小学校	宇城市三角町三角浦 5 7 4 - 1
土砂	小野部田小学校	宇城市小川町南小野 1 4 0 2
土砂	小川中学校	宇城市小川町南部田 2 8 7 - 2
土砂	白梅幼稚園	宇城市不知火町長崎2209-1

〔医療施設〕

洪水	廣岡クリニック皮膚科	宇城市小川町北新田61-3
洪水	南豊崎ひふ科診療所	宇城市松橋町南豊崎894
洪水	清水整形外科医院	宇城市松橋町久具323-1
洪水	土屋医院	宇城市小川町江頭124-1
洪水	小川中央クリニック	宇城市小川町江頭393-1
洪水	たかはしクリニック	宇城市小川町川尻272-1
洪水	桜十字熊本宇城病院	宇城市小川町北新田5
洪水	中村医院	宇城市松橋町砂川1729-2
洪水	小篠内科医院	宇城市不知火町長崎183
洪水	うきクリニック	宇城市松橋町きらら1丁目6-1
洪水	江藤外科胃腸科医院	宇城市小川町河江77-1
洪水	松橋耳鼻咽喉科・内科クリニック	宇城市松橋町きらら2丁目2-15
洪水	まつばせ児嶋クリニック	宇城市松橋町きらら2丁目5-4
洪水	しまだこどもクリニック	宇城市松橋町きらら3丁目2-19
洪水	本田医院	宇城市松橋町南豊崎585
洪水	じょうどいクリニック	宇城市松橋町南豊崎596-3
洪水	杉村歯科	宇城市不知火町高良2259
洪水	みよし歯科医院	宇城市松橋町松橋1177-1
洪水	緒方歯科医院	宇城市松橋町松橋980
洪水	きららデンタルクリニック	宇城市松橋町きらら1丁目10-7
洪水	真田歯科医院	宇城市小川町小川69-1
洪水	ハニー歯科	宇城市小川町河江7-1
洪水	ひがした歯科医院	宇城市小川町北新田479-6
洪水	山崎歯科医院	宇城市小川町南新田438-2
洪水	宇城総合病院	宇城市松橋町久具691
洪水	きむら医院	宇城市不知火町御領708-10

資料2-10 【緊急輸送道路一覧】

市道	長崎久具線	不知火町～松橋町	
市道	不知火ウキウキ線	不知火町	
市道	松橋駅西線	不知火町	
市道	山崎・宮川線	豊野町	
市道	安見・巡線	豊野町	
市道	福祉センター・相良線	豊野町	
市道	出店・馬立線	豊野町	
市道	巢林・宮川線	豊野町	
市道	上巢林線	豊野町	
市道	榎原線	豊野町	
市道	平線	豊野町	
市道	横ノ原団地線	松橋町	
市道	宇賀岳線	松橋町	
市道	岡岳線	松橋町	
市道	港町大野前田線	松橋町	
市道	久具松橋大道線	松橋町	
市道	希望の里1号線	松橋町	
市道	希望の里2号線	松橋町	
市道	曲野昇立線	松橋町	
市道	南田当尾小学校線	松橋町	
市道	萩尾曲野線	松橋町	
市道	当尾工業団地線	松橋町	
市道	向久原松橋線	松橋町	
市道	久具曲野線	松橋町	
市道	御船豊福線	松橋町	
市道	内田御船線	松橋町	
市道	権現前島線	松橋町	
市道	御手洗線	小川町	
市道	役場・出来村線	小川町	
市道	益南・小川線	小川町	
市道	北小野・出村線	小川町	
市道	川尻・宇土割線	小川町	
市道	北新田線	小川町	
市道	川尻踏切線	小川町	
市道	学校稲川線	小川町	
市道	東小川環線	小川町	
市道	田中団地線	小川町	
市道	河江2号線	小川町	
市道	河江7号線	小川町	
市道	塩屋大田尾線	三角町	
市道	塩屋新地線	三角町	
市道	下本庄山下線	三角町	
市道	黒崎内潟線	三角町	

市道	打越喚埼線	三角町	
市道	本庄矢崎線	三角町	
市道	東港塩屋線	三角町	
市道	首入5号線	三角町	

資料2-11 【水防倉庫一覧】

	施 設 名	所 在 地	床面積(m2)
水防倉庫	川尻水防倉庫	小川町新田1408-2	50m2
水防倉庫	中小野水防倉庫	小川町中小野64	50m2

■ 例規、基準、応援協定等

宇城市防災会議条例

平成17年 1 月15日

条 例 第 18 号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、宇城市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 宇城市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 熊本県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 熊本県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防機関の長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者のうちから市長が任命する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、熊本県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年1月15日から施行する。

附 則（平成17年9月27日条例第218号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月5日条例第4号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月18日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

宇城市災害対策本部条例

平成17年 1 月15日

条 例 第 19 号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、宇城市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部の設置)

第4条 災害対策本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため必要があると認めるときは、現地災害対策本部を置くことができる。

2 現地災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年 1 月15日から施行する。

宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成17年 1 月 15 日

条 例 第 113 号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）

第5章 補則（第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- （2） 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前各項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合（その症状が固定したときを含む。）において法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による

当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
 - (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円
 - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円
 - エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円
 - (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書きの場合は、5年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章 補則

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

3－3 宇城市災害弔慰金の支給等に関する条例

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年 1 月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年三角町条例第13号）、不知火町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年不知火町条例第14号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年松橋町条例第28号）、小川町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年小川町条例第 4 号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年豊野町条例第15号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

(令和5年6月9日変更)

種 類			発 表 基 準
注 意 報	気 象 注 意 報	風 雪 注 意 報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には 雪を伴い平均風速が10m/s以上（陸上・海上）になると予想される場合。
		強 風 注 意 報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、 平均風速が10m/s以上（陸上・海上）になると予憑される場合。
		大 雨 注 意 報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には 表面雨量指数基準が13以上、土壌雨量指数基準が95以上 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
		大 雪 注 意 報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には 12時間の降雪の深さが平地で3cm以上、山地で5cm以上になると予想される場合。
		濃 霧 注 意 報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合。 具体的には 濃霧によって視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合。
		雷 注 意 報	落雷等によって被害が予想される場合
		乾 燥 注 意 報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的には 実効湿度が65%以下で最小湿度が40%以下になると予想される場合。
		霜 注 意 報	早霜、晩霜等によって農作物に著しい被害が予想される場合。 具体的には 11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜で最低気温3℃以下になると予想される場合。
	警 報	低 温 注 意 報	低温によって農作物、水道管（破裂）、道路（凍結）等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には 冬期：平地で最低気温が－5℃以下になると予想される場合。 夏期：日平均気温が平年より4℃以上低い日が3日続いたあと、さらに2日以上続くと予想される場合。
		着 氷（雪） 注 意 報	大雪注意報、大雪警報の条件下で気温が－2℃から＋2℃の場合。
な だ れ 注 意 報		なだれが発生して災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には 積雪の深さ100cm以上で、1. 気温3℃以上の好天 2. 低気圧等による降雨 3. 降雪の深さが30cm以上のいずれかが予想される場合。	

種 類		発 表 基 準
注 意 報	洪 水 注 意 報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には 流域雨水指数基準に達した場合または複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値に達した場合。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	高 潮 注 意 報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	波 浪 注 意 報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には 有義波高が1.5m以上になると予想される場合。
	津 波 注 意 報	予想される津波の高さが高いところで 0.2 m 以上1 m 未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合
警 報	気 象 警 報	暴 風 警 報 暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には 平均風速20m/s以上（陸上・海上）になると予想される場合。
		暴 風 雪 警 報 暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には 雪を伴い、平均風速が20m/s以上になると予想される場合。
		大 雨 警 報 大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には 浸水害は表面雨量指数基準が23に達した場合、また土砂災害は土壌雨量指数基準が142に達した場合。 大雨警報（土砂災害）は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
		大 雪 警 報 大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には <u>12時間の降雪の深さが平地で10cm以上、高地で20cm以上</u> になると予想される場合。
	洪 水 警 報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には 流域雨水指数基準に達した場合または複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値に達した場合。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	高 潮 警 報	台風等によって海面の異常上昇によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、潮位が市町村毎の海岸線の潮位が標高2.2m～4.5m以上の場合。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

	波 浪 警 報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、有義波高が天草地方で6 m以上、熊本、芦北地方で2.5 m以上になると予想される場合。
--	---------	--

	種 類	発 表 基 準
特 別 警 報	気 象 特 別 注 意 報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
		雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
		大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
		大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
		台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
		波浪特別警報 高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

4－2 水防警報対象量水標の設定水位と条件

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	摘 要
砂川	小川	宇城市小川町大字南 小川字井手口	1.99	2.45	2.62	3.49	
大野川	上久具橋	宇城市松橋町大字久 具	1.83	2.67	3.22	3.50	
浅川	浅川	宇城市松橋町西下郷 2462-4	1.10	1.85	2.83	2.97	
五丁川	五丁川	宇城市松橋町大字浅 川字井樋口1318-2	2.22	2.50	2.88	3.17	
波多川	波多川	宇城市三角町波多字 郷開2798-2	2.30	2.59	2.69	2.78	

4－3 気象庁震度階級関連解説表

(気象庁震度階級より抜粋)

計測震度	階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。						
1.5	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。						
2.5	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。					
3.5	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4.5	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
5.0	5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れ、固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。[停電する家庭もある。]	亀裂や液状化が生じることがある。落石やがけ崩れが発生することがある。
5.5	5強	大半の人が、物につかまらないうち歩くことが難しく、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
6.0								

6.5	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性の低い住宅では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性の高い住宅でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性の高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。[一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。]	地割れが生じることがある。がけ崩れや地すべりが発生することがある。
	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることが多くなる。傾くものや倒れるものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。[一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	大きな地割れが生じることがある。がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
	7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばされることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の低い住宅では、傾くものや倒れるものが多い。耐震性の高い住宅でも壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。耐震性の高い建物でも壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	

4－4 火災・災害等即報要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（昭和57年12月28日付消防救第53号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 火災又は事故（（1）において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。（1）及び（5）において同じ。）が都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村が都道府県に報告するものとする。

ただし、市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

- (3) 都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して消防庁に報告を行うものとする。

なお、各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

- (4) 即報は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。この場合において、市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

なお、報告に当たっては無線電話、ファクシミリ等によること。

- (5) 「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知したときには、市町村は、第一報を都道府県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があ

った場合については、市町村は第一報後の報告についても引き続き、消防庁に対しても行うものとする。

- (6) (1) から (5) までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。
- (7) 地域衛星通信ネットワークを活用して映像情報を送信することができる地方公共団体は、自らの対応力のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等その他別に定める火災・災害等が発生したときは、別に定めるところにより、速やかに被害状況等の映像情報を送信するものとする。

4 即報の区分、対象及び様式

火災・災害等即報（3（7）によるものを除く。）の区分、対象及び様式は次のとおりとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合については、本様式にかかわらず、無線電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

(1) 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

(2) 救急・救助事故即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故を対象とする。ただし、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については、省略すること。

(3) 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、(1) 火災等即報、(2) 救急・救助事故即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

第2 即報基準

火災・災害等即報（第1の3（7）によるものを除く。）を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災及び事故について報告すること。

- 1) 死者3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するものについて報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が

避難したもの

- 3) 「適マーク」を交付した防火対象物の火災（複合用途防火対象物で「適マーク」対象外の部分からの出火を含む。）
- 4) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 5) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 6) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）
- 2) 大型タンカー火災、港湾内のタンカー火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

（例示）

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故のうち、周辺地域住民に影響を与えるもの又は与えるおそれがあるもの、その他大規模なもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

（例示）

- ・ 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの（発生するおそれがあるものを含む）
- ・ 負傷者が5名以上発生したもの（発生するおそれがあるものを含む）
- ・ 爆発により周辺に被害を及ぼしたもの（及ぼすおそれがあるものを含む）
- ・ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの
- ・ 大規模タンクの火災、爆発又は漏えい事故
- ・ 海上、河川への危険物等流出事故
- ・ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
- ・ その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの

エ 原子力災害

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含

- む。)及び放射性物質の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- オ その他特定の事故
- 可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者が発生しており、かつ死者及び負傷者の合計が30人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他社会的に影響度が高い救急・救助事故

（例示）

- ・列車の衝突、転覆等による救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するものについて報告すること。

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- 4) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- 5) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後1)～4)の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- 6) 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度4以上を記録したもの
- 7) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

（例示）

（風水害）

- ・崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ・河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（雪害）

- ・雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ・道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

（火山災害）

- ・臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- ・火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じ又は生じるおそれがあるもの

（津波）

- ・津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
(その他)
- ・被害状況は具体的に把握できていないが、地震等の災害の発生に伴い、消防機関への通報が殺到したもの

第3 直接即報基準

第1の3 (5) により市町村が直接消防庁に対して報告する火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイに同じ。

ウ 危険物等に係る事故 (イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500m²程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの
 - ② 大規模タンクからの危険物等の漏えい等
- 3) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害

第2の1の(2)のエに同じ。

2 救急・救助事故即報

死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が30人以上発生し又は発生するおそれのある救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 災害速報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、「適マーク」の有無、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) り災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」

という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害の場合

ア 原子力災害が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被爆者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故即報>

3 第3号様式（救急・救助事故）

(1) 事故の概要

「事故の概要」は、発生した事故の種別、概略、経過等を記入すること。

(2) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(3) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(4) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(5) 救急・救助活動の状況

出動した救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(6) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(7) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式ーその1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

（ア）風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

（イ）地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

（ウ）雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

（エ）火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

（オ）その他これらに類する災害の概況

2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。

その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び

都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(2) 第4号様式—その2 (被害状況即報)

1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

4－5 被害の判定基準

区 分		判 定 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、災害関連死者とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48 年法律第82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヵ月以上治療を要する見込みの者とする。
	軽 傷 者	災害のために負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヵ月未満で治癒できる見込みの者とする。
住 家 の 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わないものである。
	戸 数	独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯とする。
	全 壊（焼） 流 失	<u>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70％以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のもとする。</u>
	半 壊（焼）	住家の損害が甚だしいが、補修すれば、元通りに再使用できる程度のもので具体的には損壊部分が、その住家の時価面積の20％以上70％未満のもの、又は住家構造の被害額が、その住家の時価の20％以上50％未満のものとする。
	床 上 浸 水	住家の床以上に浸水したものおよび全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、木竹等の堆積のため一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	住家の床上浸水にいたらないものとする。
	一 部 破 損	全壊（全焼、流失、埋没を含む）、半壊（半焼、流失、埋没を含む）、床上浸水、床下浸水に該当しないもので建物の一部が破損したものとするが、窓ガラス等が数枚破損した程度の軽微な被害は除くものとする。

非住家の被害	公 共 建 物	例えば、役場庁舎、公立保育所、公民館等の公用又は公共用に供する建物で全壊又は半壊したものとする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で全壊または半壊したものとする。

区 分		判 定 基 準
り 災 者 等	り 災 世 帯	災害によって全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別々であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
文 教 施 設 等	公立学校施設	<u>地方公共団体の設置する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の使用施設（共同利用施設を含む。）のうち、建物、工作物、土地又は設備に被害を受けた施設とする。</u>
	社会教育施設	学校の教育課程として行われる教育活動を除き主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）を行うための施設であって、公民館、図書館、博物館、青年の家及びその他必要な施設とする。
	文 化 財	文化財保護法第2条に定める文化財のうち、有形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群とする。
農 林 水 産 業 施 設	田の流失・埋没	田の耕土、畦畔が流失したもの、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	作物の上部先端が見えない程度に水中に没したものとする。
	畑の流失・埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取扱う。
	農 業 用 施 設	農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 1. かんがい排水施設 2. 農業用道路 3. 農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設
	林 業 用 施 設	林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 1. 林地荒廃防止施設（地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。） 2. 林道
	漁 業 施 設	<u>漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする</u> <u>1.沿岸漁場整備開発施設</u> <u>2.漁港施設</u>

	共同利用施設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合、同連合会の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設とする。
--	--------	---

区 分		判 定 基 準
公	河 川	河川法が適用され、もしくは準用される河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	海 岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設とする。
共	砂 防	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設とする。
	林地荒廃防止施設	山林砂防施設（立木を除く。）又は海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く。）とする。
土	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
木	道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋 り ょ う	道路と連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
施	港 湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい溜施設、又は港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設とする。
設	下 水 道	下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路とする。
	集落排水施設	農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設とする。
衛 生 施 設	医 療 施 設	病院、診療所及び助産所とする。
	水 道 施 設	人の飲用に適する水として供給する施設であって、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設とする。
	そ の 他	各種医療関係者養成機関、衛生検査所、歯科技工所、施術所、保健センター、火葬場、と畜場等とする。

環境施設	水質特定施設 排水施設 対象事業場	水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設、熊本県公害防止条例第28条第2号に規定する排水施設及び熊本県地下水質保全条例第2条第2号に規定する対象事業場で、災害によって人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるものとする。
	廃棄物処理施設	ごみ処理、し尿処理施設及び産業廃棄物処理施設とする。

区 分		判 定 基 準
社会福祉施設	老人福祉施設	<u>養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）及び有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）とする。</u>
	児童福祉施設	助産施設、乳児院、母子寮、保育所、児童厚生施設、養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び救護院とする。
	心身障害者福祉施設	肢体不自由者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、重度身体障害者更生施設、重度身体障害者授産施設、身体障害者福祉工場、補装具製作所、点字図書館、盲人ホーム、身体障害者福祉センター、身体障害者体育館、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通園寮とする。
	<u>介護保険施設</u>	<u>介護保険法に規定する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護支援事業所、看護小規模多機能型居宅介護支援事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び短期入所生活介護事業所とする</u>
都市施設	公園等	都市計画法第11条第1項第2号に規定する公園、緑地、広場、墓園、その他の施設とする。
	その他	街路、都市排水施設、防空壕、堆積土砂排除事業等の要件を具備したものとする。
公営住宅		公営住宅法により、地方公共団体が国の補助を受けて建設し、その住民に賃貸するための住宅及びその付帯施設とする。
農業関係被害	農作物等	米、麦、雑穀類、野菜、果樹、工芸作物、飼料作物、花卉、桑及び茶などとする。
	樹 体	果樹、茶樹、桑樹等の樹体とする。
	家 畜 等	牛、馬、豚、鶏等の家畜及び畜産物とする。
	在庫品	農業協同組合及び農業協同組合連合会の所有又は管理する物（生産資材、食料品、消費生活物資等）とする。
	非共同利用施設	個人所有の倉庫、畜舎、ビニールハウス、その他の農業用施設とする。

林業関係被害	山地崩壊	土砂の崩落又は地すべりにより山地が崩壊したものとする。
	造林地等	人工造林地における造林木及び天然木（利用伐期齢級未満のもの）とする。
	林産施設	木材倉庫、貯木場、集運材施設、炭がま、木炭倉庫、しいたけ育成施設、特殊林産物倉庫、しいたけほだ木等とする。
	苗畑等	幼苗、山行苗の苗木及び苗畑やその附属施設とする。
	林産物	立木（利用伐期齢級以上のもの）、素材、製材、竹材、たけのこ、しいたけ、その他のものとする。
	在庫品	森林組合及び森林組合連合会並びに木・製材業者の所有または管理する物（木材、薪炭、特殊林産物）とする。

区 分		判 定 基 準
水産業関係被害	水産物	漁獲物、養殖物及び加工品等とする。
	漁 船	漁業に従事する船舶、漁場から漁獲物等を運搬する船舶、漁業に関する試験、調査、指導、若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であって漁ろう設備を有するものとする。
	漁 具	大型定置網、小型定置網、さし網、はえなわ、たこつぼ、えり、やな等とする。
	養殖施設	のり、かき、真珠、ほたて貝、はまち、たいなどの魚貝類の養殖施設とする。
	漁 場	漁業法第6条に規定する漁業権の設定されている漁場とする。
	在庫品	水産業協同組合の所有又は管理する物とする。
商業工業関係被害	商 業	商品を売って利益を得ることを目的とする事業であって卸業、小売業、仲立ち業などとする。
	工 業	原料を加工して有用物とする事業とする。
	鉱 業	鉱物の試掘、採掘及びこれに附属する選鉱、製錬、その他の事業とする。
	観光施設	観光旅行者の利用に供される施設であって、宿泊施設及びその附属施設遊園地、動物園、スキー場及びその他の遊戯、観賞又は運動のための施設とする。
	船 舶 (漁船を除く)	ろかいのみをもって運動する舟以外の舟で船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
火 災 発 生		地震又は火山噴火の場合のみに発生した火災とする。

その他の被害	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたものとする。
	交 通 止 め	冠水又は崩土等により交通止めとなった道路とする。
	が け 崩 れ	道路、人家又はその他の施設に影響を及ぼす山崩れ、がけ崩れとし、農林水産業施設、公共土木施設、農業関係被害及び林業関係被害欄に掲上したものを除いたものとする。
	電 話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

令和3年度 熊本県地域防災計画（被害報告取扱要領）より

4-6 救助の種類および実施方法

救助の種類	実施責任者	救助の対象	救助の方法	救助の期間
避難所の設置	市町村長	(1) 避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に限るものとする。	(1) 避難所は、学校、公民館、神社、寺院、旅館、倉庫等の既存建物を応急的に整理して使用するものとする。これらがなく、又はこれらで不足できない場合は野外に仮設建物、又は天幕等を設置するものとする。 (2) 高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する場合には福祉避難所を設置できる。 (3) 避難所を設置したときは、被災者に周知徹底し収容保護するものとする。 (4) 避難所を設置したときは、直ちに知事に次の事項を報告しなければならない。 ① 避難所開設の日時および場所 ② 箇所数および収容人員 ③ 開設予定期間	原則として最大限7日以内 (但し、厚生労働大臣の承認により期間の延長有り)
応急仮設住宅	市町村長	(1) 住家が全焼、全壊、又は流失し、現に居住する住家がない者で、自らの資力をもって、住宅を確保することができない者。 (2) 入居の単位は、被災者1世帯1戸とする。 (3) 応急仮設住宅の設置戸数は、市町村単位に全焼、全壊および流失戸数の原則として30%以内である。	(1) 設置場所は、県又は市町村の公有地を選定するものとする。但し、これにより難い場合は、被災者又はその他の私有地によるものとする。 (2) 応急仮設住宅の規模は、1戸当たり29.7㎡(9坪)を基準とし、構造は、1戸建、長屋建もしくはアパート式のいずれかとする。 (3) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する敷地内に概ね50戸以上建設した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。	災害発生日から20日以内 着工 供与期間 当該工事が完了した日から2箇年以内とする。

救助の種類	実施責任者	救助の対象	救助の方法	救助の期間
応 急 仮 設 住 宅	市町村長		(4) 高齢者、障害者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造および設備を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。 (5) 応急仮設住宅に収容すべき入居者の選考にあたっては十分な調査に基づき、必要に応じ、民生委員等の意見を徴する等、り災者の資力その他生活条件等を調査のうえ決定するものとする。	
住 宅 の 応 急 修 理	市町村長	(1) 災害によって住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもって応急修理をなすことができない者。 (2) 住宅の応急修理が出来る戸数は、市町村単位に、半焼および半壊戸数の原則として30%以内とする。	居室、炊事場、便所等、日常生活に欠くことができない必要最小限度の応急的修理とすること。	工事完了期間災害発生の日から1ヶ月以内
たき出し、 そ の 他 に よ る 食 品 の 給 与	市町村長	(1) 避難所に収容された者であること。 (2) 住家の被害が全焼、全壊流失、半焼、半壊又は床上浸水等により、現に炊事ができない者であること。 (3) その他給与が必要であると認められた者であること。	(1) 通常として、包装食、にぎり食、パン等が適当である。 但し、幼児はミルク等の給与を配慮すること。 (2) 副食としては、漬物、佃煮、かんづめ等で食器類を要しないもの。	災害発生の日から7日以内 (但し、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)
飲 料 水 の 供 給	市町村長	(1) 災害のため、現に飲料水を得ることができない者に限ること。(飲料水および炊事のための水であること)	(1) 水の購入、給水器・浄水器等による飲料水の供給および飲料水中に直接投入する薬品の交付等により行うものとする。	原則として災害発生の日から7日間とする。(但し、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)

救助の種類	実施責任者	救助の対象	救助の方法	救助の期間
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	市町村長	(1) 災害により住家に被害(全焼、全壊、流失、半焼、半壊および床上浸水)を受けた者であること。 (2) 被服・寝具・その他生活上必要な最小限度の家財をそう失った者であること。 (3) 被服・寝具、その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者であること。	被災者の実情に応じ 1. 被服、寝具および身廻品 2. 日用品 3. 炊事用具および食器 4. 光熱材料	災害発生の日から10日以内 (但し、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)
医療	市町村長	(1) 医療を必要とする状態にもかかわらず、災害のため医療の方途を失った者とする。 (応急的処置)	(1) 原則として救護班によって行うものとする。 (2) 救護班では医療が実施できない程度の重傷者および救護班の到着を待つことができない緊急患者については、一般診療機関への入院又は通院も止むを得ない。 (3) 本県の救護班は、法第32条により日本赤十字社熊本県支部と契約している。	災害発生の日から14日以内 (但し、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)
助産	市町村長	(1) 災害のため助産の方途を失った者(死産、流産を含む)であること。	(1) 救護班によって行われることが望ましいが助産婦によることもできるものとする。 (2) 救護班および助産婦のほか、産院又は一般医療機関でおこなっても差し支えない。	分べんした日から7日以内 (但し、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)
救出	市町村長	(1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者。 (2) 災害のため、生死不明の状態にある者で、諸般の情勢から判断して、生存していると推定される者。	(1) 生命の保全を第一義とし、災害の状況に応じて最も的確かつ迅速に実施できる方法とする。	災害発生の日から3日以内 (但し、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)

救助の種類	実施責任者	救助の対象	救助の方法	救助の期間
死体の捜索	市町村長	(1) 行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者。 ① 行方不明の状態になってから相当の時間を経過している場合。 ② 災害の規模がきわめて広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は、壊滅してしまったような場合。 ③ 行方不明になった者が重度の身体障害者又は重病人であった場合。 ④ 災害発生後、きわめて短期間のうちに引続き当該地域に災害が発生したような場合。	(1) 警察、消防機関およびその他の機関等の協力を得て行うものとする。	原則として災害発生日から10日以内 (但し、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)
埋葬	市町村長	(1) 災害の混乱の際および直前に死亡した者に対して災害のため遺族が埋葬を行うことがきわめて困難な場合等に応急的な埋葬を実施するものである。	(1) 埋葬は応急仮葬である。 (2) 救助の実施機関が現物給付することを原則とする。	原則として災害発生日から10日以内
死体の処理	市町村長	(1) 災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のための洗浄、縫合、消毒の措置、死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合。 (2) 通常死体の発見から、埋葬に移る過程において行われる処理であり、埋葬を前提としたものである。	(1) 救助の実施機関が現場給付として行うものであること。 (2) 刑事訴訟法および死体取扱規則その他の法令規定に基づいて実施すること。	原則として災害発生日から10日以内

救助の種類	実施責任者	救助の対象	救助の方法	救助の期間
学用品の 給与	市町村長	(1) 住家の全壊（焼）、 流失、半壊（焼）又は、 床上浸水により、 学用品をそう失又は はき損し就学上支 障のある小学校児 童および中学校生 徒。	学用品の品目 1. 教科書および教材 2. 文房具 3. 通学用品	原則として 教科書およ び教材につ いては災害 発生の日か ら1ヶ月以 内 文房具・通学 用品につい ては15日以 内
障害物の 除去	市町村長	(1) 当面の日常生活 が営み得ない状態 にあること。 (2) 日常生活に欠く ことのできない場 所に運び込まれた 障害物の除去に限 ること。 (3) 自らの資力をも っては、障害物 の除去ができない 者であること。 (4) 住家は、半壊又は 床上浸水したもの であること。 (5) 障害物の除去を 実施し得る戸数は、 半壊および床上浸 水戸数の概ね15% 以内の戸数である こと。	(1) 賃金職員又は技術 者を動員して除去を 実施する。	原則として 災害発生の日 から10日 以内
応急救助 のための 輸送および 賃金職員	上記の救 助種目の 実施責任 者	1. 被災者の避難 2. 医療および助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の捜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理 配分	(1) 輸送業者との契約 によるもの。 (2) 輸送業者以外のもの。 (3) 官公署および公共 的団体によるもの。	救助種目毎 の実施期間

平成12年度 熊本県地域防災計画より

5－1 熊本県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、熊本県（以下「県」という。）の市町村、消防の一部事務組合並びに消防を含む一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を軽減することを目的とする。

(応援要請)

第2条 応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「受援側」という。）の長又は消防長が、他の市町村等（以下「応援側」という。）の長又は消防長に対して行うものとする。ただし、災害の規模等により、複数の応援側の長又は消防長に応援要請をする必要がある場合は、県知事を通じて行うものとする。

2 前項の応援要請は、電話等により次に掲げる事項を明確にして行うものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材
- (3) 終結場所、応援活動内容及び連絡担当者
- (4) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第3条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長又は消防長は、消防活動上支障のない範囲で、応援活動を行うための消防隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。

2 応援側の長又は消防長は、応援隊の派遣の可否を速やかに受援側の長又は消防長に通報するものとする。ただし、県知事を通じて応援要請があった場合は、別に定める方法により通報するものとする。

(即時応援)

第4条 応援側の長又は消防長は、次に掲げる場合において、第2条に規定する応援要請を待たず、応援隊を派遣することができる。

- (1) 市町村等の境界付近で発生した災害を現認又は受報した場合
- (2) 消防隊が管轄外の区域を移動中に災害を現認した場合
- (3) 災害の規模等により緊急に応援の必要があり、かつ、受援側の長又は消防長が応援要請を行うことが困難であると判断した場合

2 前項の規定により応援隊を派遣した応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに受援側の長又は消防長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊は、法第47条の規定に基づき、受援側の長又は消防長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費については、原則として応援側が負担するものとする。ただし、応援隊の活動により発生した損害賠償や損失補償等に係る経費については、応援隊の重大な過失による場合

を除き、受援側の負担とする。

- 2 応援が長期間に及ぶ場合、応援側の車両、資機材等に重大な破損が発生した場合、その他経費負担について疑義が生じた場合は、応援側と受援側が協議のうえ決定するものとする。

(連携強化)

第7条 市町村等は、この協定の効果・効率的な運用を図るため、相互の消防に関する情報の提供に努めるとともに、定期的に総合消防訓練等を行い、連携強化を図るものとする。

(協議)

第8条 この協定に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、その都度市町村等の長が協議のうえ決定するものとする。

(委任)

策9条 この協定の実施に関し常備消防に必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 熊本県市町村消防相互応援協定（昭和46年4月1日施行）及び救急救助活動に関する消防相互応援協定（昭和61年12月5日施行）は、廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書を5通作成し、市町村等の長が記名押印のうえ、熊本県、熊本県市長会、熊本県町村会、熊本県消防協会及び熊本県消防長会に保管を依頼するとともに、各自その写し1通を保有するものとする。

5-1 熊本県都市災害時相互応援に関する協定

熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、天草市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市及び合志市（以下「協定市」という。）は、協定市のいずれかがその市域において災害による被害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害による被害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害若しくは同法第172条第1項に規定する緊急処理事態に係る被害をいう。）を受け、当該被害を受けた協定市（以下「被災市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、他の協定市が友愛的精神に基づき行う応援（以下「応援」という。）に関する事項を定め、もって被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するための協定を次のとおり締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- （4）救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に被災市から要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電信等により応援を要請するものとする。

- （1）被害の状況
 - （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品、数量等
 - （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び業務内容
 - （4）応援場所及び応援場所への経路
 - （5）応援の期間
 - （6）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項
- 2 応援を要請した被災市は、後日、必要事項を記載した文章を速やかに応援を要請し協定市に送付しなければならない。

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、極力これに応じて応援活動に努めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援活動の指揮）

第4条 被災市における各種応援活動の実施については、被災市の市長が指揮するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として別途定める協定実施細目により負担するものとする。

（連絡担当部局）

第6条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。

（権限の委任）

第8条 この協定のそれぞれの市は、熊本県市長会が熊本県町村会と締結する災害時相互応援に関する協定について、その権限を熊本県市長会会長に委任するものとする。

(効力発生の日)

第9条 この協定は、平成20年4月23日からその効力を生ずる。

(協定の廃止)

第10条 熊本県11市災害時相互応援に関する協定（平成14年9月30日締結）は、前項の日をもって廃止する。

(協議)

第11条 この協定、の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書14通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年4月23日

熊本市

代表者 熊本市長 幸山政史

八代市

代表者 八代市長 坂田孝志

人吉市

代表者 人吉市長 田中信孝

荒尾市

代表者 荒尾市長 前畑淳治

水俣市

代表者 水俣市長 宮本勝彬

玉名市

代表者 玉名市長 島津勇典

山鹿市

代表者 山鹿市長 中嶋憲正

天草市

代表者 天草市長 安田公寛

菊池市

代表者 菊池市長 福村三男

宇土市

代表者 宇土市長 田口信夫

上天草市

代表者 上天草市長 川端祐樹

宇城市

代表者 宇城市長 阿曾田清

阿蘇市

代表者 阿蘇市長 佐藤義興

合志市

代表者 合志市長 大住清昭

5-1 熊本市町村災害時相互応援に関する協定

熊本市長会（以下「甲」という。）と熊本県町村会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害時における甲、乙に所属する市町村相互間の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙に所属する市町村（以下「協定市町村」という。）は、その区域において地震等の災害に被災した市町村（以下「被災市町村」という。）が単独では十分な応急の復旧対策ができない場合に、友愛精神に基づき相互に応援を行うものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に被災市町村から要請があった事項

（応援要請の手続）

第3条 被災市町村が応援の要請をするときは、次の事項を明らかにし、第7条に規定する連絡担当部局を通して、電話、電信等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
 - (3) 前条第4条に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び業務内容
 - (4) 応援場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項
- 2 応援を要請した被災市町村は、後日、必要事項を記載した文書を速やかに要請先市町村（以下「応援市町村」という。）に対し送付しなければならない。

（応援の実施）

第4条 応援市町村は、前条の要請に応じて応援要請に努めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、通信の途絶等により被災市町村との連絡がとれない場合には、被災市町村以外の協定市町村相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。
- 3 自主応援した市町村は、応援内容等を被災市町村に連絡するものとする。
- 4 自主応援した市町村は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災市町村に提供するものとする。

（応援活動の指揮）

第5条 被災市町村における各種応援活動の実施については、被災市町村の長が指揮するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、別途定める協定実施細目により負担するものとする。

（連絡担当部局）

第7条 協定市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第8条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年7月23日

甲 熊本県市長会
会長 幸山 政史

乙 熊本県町村会
会長 富永 清次

5-2 災害時における物資協定に関する協定書

『災害時における物資供給・支援活動等に関する協定』事業所等一覧

	協 定 書 名 称	協 定 書 締 結 相 手 方	協 力 ・ 支 援 活 動 等 内 容
1	災害時における物資供給に関する協定書	熊本市南高江3丁目5番1号 南九州コカ・コーラボトリング株式会社	高齢者等避難又は避難指示の発令後、飲料水供給について要請した時、災害対応型自販機内の飲料水を無償提供
2	々	熊本市桜町3番35号サンコービル5階 南九州ペプシコーラ販売株式会社	々
3	々	熊本県宇城市松橋町浦川内2388番地 山崎製パン株式会社熊本工場	避難指示発令後、市災害対策本部からパン類の物資供給を要請した場合、優先的に物資の調達を行う。
4	々	熊本県宇城市松橋町竹崎1935番地2 株式会社九州フジパン熊本工場	々
5	々	熊本県宇城市松橋町松橋357番地1 熊本宇城農業協同組合	避難指示発令後、市災害対策本部から米類の物資供給を要請した場合、優先的に物資の調達を行う。
6	地震発生時における避難者への救助活動協力に関する協定書	熊本県宇城市小川町河江1番地1 イオンモール株式会社	地震発生時、駐車場の一部を避難者に提供すること並びに広報、告知活動に協力し、避難者へ情報提供を行う。
7	災害時における支援協力に関する協定書	熊本県宇城市小川町河江1番地1 イオン九州株式会社	災害時において、緊急に応急処置を行うための物資を要請した場合、保有または調達可能な物資について速やかに対応を行う。
8	災害時における応援に関する協定書	熊本県宇城市松橋町松橋407-5 宇城建設業組合	災害警戒巡回活動及び災害応急対策のための応援要請があった場合は、これを受諾し応援に従事する。
9	特別養護老人ホームを利用する福祉避難所の開設等に関する協定書	熊本県宇城市三角町里浦2855番地5 (特別養護老人ホーム豊洋園) 社会福祉法人 黎明福祉会	災害時の要介護状態にある高齢者の安全確保のため、自主避難段階から可能な範囲で福祉避難所として開設

5-2 災害時における物資協定に関する協定書

	協 定 書 名 称	協 定 書 締 結 相 手 方	協 力 ・ 支 援 活 動 等 内 容
10	特別養護老人ホームを利用する福祉避難所の開設等に関する協定書	熊本県宇城市不知火町長崎 740 番地 (特別養護老人ホーム蕉夢苑) 社会福祉法人 宇医会	災害時の要介護状態にある高齢者の安全確保のため、自主避難段階から可能な範囲で福祉避難所として開設
11	々	熊本県宇城市松橋町竹崎 1142 番地 1 (特別養護老人ホームしらぬい荘) 社会福祉法人 水光会	々
12	々	熊本県宇城市小川町南海東 2030 番地 (ひだけ荘特別養護老人ホーム) 社会福祉法人 日岳会	々
13	々	熊本県宇城市豊野町糸石 2513 番地 (特別養護老人ホーム水晶苑) 社会福祉法人 豊生会	々
14	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等に関する協定書	熊本県宇城市小川町新田 1990 番地 2 宇城市環境衛生組合	災害ボランティア活動として、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに仮設トイレ設置の応援協力。
15	災害時における物資供給に関する協定書	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1 NPO 法人 コメリ災害対策センター	市災害対策本部から日用品などの物資供給を要請した場合、優先的に物資の調達を行う。
16	大規模な災害時の応援に関する協定書	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 7 号 国土交通省 九州地方整備局	市災害対策本部から施設の被害状況の把握、情報連絡網の構築、現地情報連絡員（リエゾン）の派遣、災害応急措置などを要請した場合、優先的に職員の派遣等を行う。
17	災害時における災害救助犬の出動及び搜索活動に関する協定書	熊本市南区南高江 2 丁目 11-73 特定非営利活動法人 九州救助犬協会	被災者の搜索活動を円滑に実施し、早期に人命を救助するため、災害救助犬の出動及び搜索活動を行う。

5-2 災害時における物資協定に関する協定書

	協 定 書 名 称	協 定 書 締 結 相 手 方	協 力 ・ 支 援 活 動 等 内 容
18	災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する実施細目協定書	熊本市東区上南部2丁目1番113号 社団法人 熊本県産業廃棄物協会	災害時に大量に発生した廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要な事項を定め、災害が発生した地区の生活環境保全及び速やかな復旧を支援する。
19	災害発生時における物資等の緊急搬送に係る協定書	熊本県熊本市東区東町4丁目6番2号 公益社団法人 熊本県トラック協会	災害時の物資等の緊急輸送に関し、協力を求めるときの必要な事項を定め、災害救援に必要な生活必需品等の輸送など速やかな復旧を支援する。
20	災害時における復旧支援協力に関する協定	東京都千代田区岩本町2丁目5番11号 公益社団法人 日本下水道管路監理業協会	災害等により被災した下水道管路施設の被害調査、応急復旧のために必要な業務を行う。
21	上天草・宇城市水道企業団構成市相互間の災害時応援水に関する協定書	宇土市 上天草市 天草市 上天草・宇城市水道企業団	応援が可能な構成市は、責任水量の範囲内において、可能な限り応援水の融通を行い、全面的に協力をを行う。
22	災害支援協定	東京都文京区湯島二丁目31番27号 日本下水道事業団	災害の状況を確認するために行う現地調査、災害報告に必要な資料の作成、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事等を行う。
23	災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書	熊本県宇城市松橋町豊崎2104番地 宇城市一般廃棄物委託処理業組合	災害発生時における廃棄物（一般世帯及び避難所から排出される一般廃棄物のうち、し尿等を除くもの）の円滑な処理を行う。
24	災害時の医療救護活動等に関する協定書	熊本県宇土市三拾町264 一般財団法人 宇土地区医師会	災害時に要請を受けた場合に、宇土地区医師会災害医療チーム（UMAT）を派遣し、救護所等におけるトリアージを含む初期対応やかかりつけ医への引継ぎ、健康や栄養状態等の管理及び公衆衛生の回復等を行う。

5-2 災害時における物資協定に関する協定書

	協 定 書 名 称	協 定 書 締 結 相 手 方	協 力 ・ 支 援 活 動 等 内 容
25	災害発生時における宇城市と宇城市関係郵便局との協力に関する協定	熊本県宇城市松橋町松橋964番地1 宇城市内郵便局 代表者 日本郵便株式会社	災害発生時に緊急車両等としての車両の提供、避難先リスト等の情報の相互提供、郵便局ネットワークを活用した広報活動等を行う。
26	宇城市・不知火町中央簡易水道組合 水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定書	熊本県宇城市不知火町高良328 不知火町中央簡易水道組合	災害や大規模な水道事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、水道水を安定供給するため、緊急時に水道水の融通を行う。
27	宇城警察署臨時移転に関する協定	熊本県宇城市松橋町久具359番地2 宇城警察署	大規模震災等が発生し、宇城警察署が倒壊する等警察機能を喪失した場合に、宇城市役所に宇城警察署を臨時移転し、警察機能を確保する。
28	災害発生時における学校施設の避難所等利用に関する基本協定書	熊本県立小川工業高等学校 熊本県立松橋高等学校	災害発生時における学校施設の避難所としての利用に関する協定。
29	災害発生時における学校施設の福祉避難所等利用に関する基本協定書	熊本県立松橋支援学校 熊本県立松橋西支援学校 熊本県立松橋東支援学校	災害発生時における学校施設の福祉避難所としての利用に関する協定。
30	災害発生時における応急生活物資供給に関する協定書	熊本県水俣市古閑町1丁目1番1号 生活協同組合くまもと	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定。
31	災害復旧に関する協定書	熊本県松橋町松橋1325番地 九州電力株式会社 宇城配電事業所	災害発生時に情報収集・提供・情報連絡を行いライフラインの早期復旧に関する協定。
32	災害時における技術支援協力に関する協定	東京都中央区八丁堀2丁目5番1号 一般財団法人 全国さく井協会	災害時における協力者の要請に対する技術支援協力の関する協定書。
33	特設公衆電話の設置・利用に関する協定	熊本県熊本市中央区桜町3番1号 西日本電信電話株式会社 熊本支店	大規模災害等による避難所開設時の特設公衆電話の設置・利用についての協定。

5-2 災害時における物資協定に関する協定書

34	災害時における電気設備等の応急対策に関する協定書	熊本県宇城市松橋町松橋112番地5 宇城電気工事協同組合	地震、風水害その他災害時における避難所などの公共施設の電気設備等の応急対策についての協定
35	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目2番8号 株式会社アクティオ	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定
36	災害時におけるLPガスの供給に関する協定	宇城市松橋町松橋1320番地1 うき市ガス事業協同組合	地震、風水害その他の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な避難所等へのLPガスの供給に関する協定
37	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	熊本市南区田迎1丁目7番1号 株式会社ゼンリン	災害対策本部を設置したときの地図製品等の供給
38	災害時における物資の調達に関する協定	宇土市岩古曽町2200 王子コンテナ一株式会社 熊本工場	災害時における避難所生活に必要な段ボール製品等の調達
39	災害時における物資供給に関する協定	福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号 株式会社ナフコ	災害時における救援物資の調達
40	災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書	千葉県柏市新十余二5番地 三協フロンティア株式会社	災害時における物資（ユニットハウス等）の供給
41	災害時等での施設利用の協力に関する協定書	東京都荒川区西日暮里2-27-5 株式会社 ダイナム	地震時におけるダイナム松橋店の駐車場の一時避難所としての利用、および施設の利用など
42	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書	千葉県市川市市川一丁目4番10号 市川ビル8階 株式会社デベロッパ	災害時における宇城市松橋町竹崎のホテル提供 レスキューホテル（移動式宿泊施設）の優先的な提供

災害時における物資提供に関する協定書

宇城市（以下「甲」という。）と南九州コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資（以下「飲料水」という。）提供について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における飲料水の提供に関する乙の甲に対する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲の管内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し又はその発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その対策本部から乙に対して飲料水の提供について要請があったときは、乙は甲に対して、次項以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、前項の飲料水提供の要請があったときは、次の各号に定めるとおり対応するものとする。

(1) 避難勧告又は避難指示が発令された場合、乙が甲の管内に設置した乙の地域貢献型自動販売機：メッセージボード搭載型（以下「自販機」という。）の機内在庫の飲料水を、甲に無償で提供する。

(2) 前号に定めるもののほか、甲乙協議により決定した乙の飲料水を、甲に優先的に安定供給を行う。ただし、この場合における飲料水は、有償にて供給する。

3 乙は、第1項の飲料水提供の要請があったときは、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等によりその供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講じるものとする。

4 乙の甲に対する第2項第2号の飲料水の引渡場所は甲乙協議し決定するものとし、甲は、その引渡場所において乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ、乙から飲料水の引渡しを受けるものとする。また、このときの飲料水の価格及び代金の支払い方法については甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲の乙に対する飲料水提供に係る要請については、物資提供要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話等で要請できるものとし、後日要請書を提出するものとする。

（設置及び撤去）

第4条 乙は、自販機の設置及び撤去については甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(設置等の費用負担)

第5条 自販機の設置、撤去及び維持管理費については、乙が負担するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれからも期間満了の1ヶ月前までにこの協定を終了する旨の書面による申し出がない限り、同一内容をもって1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関する必要事項その他協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年11月28日

甲 熊本県宇城市松橋町大野85番地
宇城市
宇城市長 阿曾田 清

乙 熊本市南高江3丁目5番1号
南九州コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 本坊 幸吉

災害時における物資供給に関する協定書

宇城市（以下「甲」という。）と南九州ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資（以下「飲料水」という。）供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における飲料水の供給に関する乙の甲に対する協力について必要な事項を定めるものとする。

（緊急時の飲料水の無償提供）

第2条 甲の管内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し又はその発生する恐れがある場合において、災害対策本部が設置され、その対策本部から乙に対し飲料水の提供について要請があったときは、乙は甲に対して、次の各項に掲げる内容により無償提供するものとする。

- 2 避難勧告又は避難指示が発令された場合、乙が甲の管内に設置した乙の緊急時対応型飲料水自動販売機（以下「自販機」という。）内の飲料水を、甲に無償提供するものとする。
- 3 乙は、前項の自販機内の飲料水が不足した際の備蓄用として、自販機1台につき2リットルペットボトル入り飲料水60本を事前に甲に無償提供するものとする。
- 4 乙は、飲料水の供給体制を整えるとともに、前項に掲げる飲料水を提供してもなお不足する場合は、甲乙協議のうえ、飲料水を出来得る限り速く甲の指定する場所に運搬し、無償提供するものとする。

（備蓄飲料水の維持管理）

第3条 乙は、前条第2項に定める備蓄用飲料水について、随時補給するものとする。

（設置及び撤去）

第4条 乙は、自販機の設置及び撤去については甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（設置等の費用負担）

第5条 自販機の設置、撤去及び維持管理費については、乙が負担するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定の日から1年間とする。なお、甲乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義等の解決)

第7条 この協定に定める事項について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年11月28日

甲 熊本県宇城市松橋町大野85番地
宇城市
宇城市長 阿曾田 清

乙 熊本市桜町3番35号サンコービル5階
南九州ペプシコーラ販売株式会社
代表取締役社長 田 中 等

災害時における物資供給に関する協定書

宇城市（以下「甲」という。）と株式会社九州フジパン熊本工場（以下「乙」という。）は、災害時における物資供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の供給に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（物資供給の協力要請）

第2条 甲の管内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し又はその発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その対策本部から乙に対して物資の供給について要請があったときは、乙は甲に対して、次項以下の内容により協力するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、優先的に物資の供給を行うものとする。
- 3 甲は、避難指示が発令された場合、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。また、甲は避難指示が発令されない場合であっても、特に物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請することができる。
- 4 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。
 - (1) パン類
 - (2) その他甲が指定する物資

（要請の手続き）

第3条 甲の乙に対する物資供給に係る要請については、物資供給要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話等で要請できるものとし、後日要請書を提出するものとする。

（引渡し等）

第4条 物資の引渡場所は甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は、その引渡場所において乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ、乙から物資の引渡しを受けるものとする。

- 2 甲は、乙が引渡場所まで物資を運搬する車両について、優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、乙が供給した物資の代金について、負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害時前における小売価格等を基準とし、甲乙が協議のうえ、決定するものとする。

(費用の支払い)

第6条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、1ヶ月以内に費用を支払うものとする。

(情報交換)

第7条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を密にし、災害時に備えるものとする。

(期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれからも期間満了の1ヶ月前までに、この協定を終了する旨の書面による申し出がない限り、同一内容をもって1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関する必要事項その他協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年11月28日

甲 熊本県宇城市松橋町大野85番地
宇城市
宇城市長 阿曾田 清

乙 熊本県宇城市松橋町竹崎1935番地2
株式会社九州フジパン熊本工場
工場長 片 山 貢

災害時における物資供給に関する協定書

宇城市（以下「甲」という。）と山崎製パン株式会社熊本工場（以下「乙」という。）は、災害時における物資供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の供給に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（物資供給の協力要請）

第2条 甲の管内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し又はその発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その対策本部から乙に対して物資の供給について要請があったときは、乙は甲に対して、次項以下の内容により協力するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、優先的に物資の供給を行うものとする。
- 3 甲は、避難指示が発令された場合、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。また、甲は避難指示が発令されない場合であっても、特に物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請することができる。
- 4 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。
 - (1) パン類
 - (2) その他甲が指定する物資

（要請の手続き）

第3条 甲の乙に対する物資供給に係る要請については、物資供給要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話等で要請できるものとし、後日要請書を提出するものとする。

（引渡し等）

第4条 物資の引渡場所は甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は、その引渡場所において乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ、乙から物資の引渡しを受けるものとする。

- 2 甲は、乙が引渡場所まで物資を運搬する車両について、優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、乙が供給した物資の代金について、負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害時前における小売価格等を基準とし、甲乙が協議のうえ、決定するものとする。

(費用の支払い)

第6条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、1ヶ月以内に費用を支払うものとする。

(情報交換)

第7条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を密にし、災害時に備えるものとする。

(期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれからも期間満了の1ヶ月前までに、この協定を終了する旨の書面による申し出がない限り、同一内容をもって1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関する必要事項その他協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年11月28日

甲 熊本県宇城市松橋町大野85番地
宇城市
宇城市長 阿曾田 清

乙 熊本県宇城市松橋町浦川内2388番地
山崎製パン株式会社熊本工場
工場長 在原 和夫

災害時における物資供給に関する協定書

宇城市（以下「甲」という。）と熊本宇城農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における物資供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の供給に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（物資供給の協力要請）

第2条 甲の管内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し又はその発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その対策本部から乙に対して物資の供給について要請があったときは、乙は甲に対して、次項以下の内容により協力するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、優先的に物資の供給を行うものとする。
- 3 甲は、避難指示が発令された場合、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。また、甲は避難指示が発令されない場合であっても、特に物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請することができる。
- 4 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。
 - (1) 米類
 - (2) その他甲が指定する物資

（要請の手続き）

第3条 甲の乙に対する物資供給に係る要請については、物資供給要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話等で要請できるものとし、後日要請書を提出するものとする。

（引渡し等）

第4条 物資の引渡場所は甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は、その引渡場所において乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ、乙から物資の引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、乙が供給した物資の代金について、負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害時前における小売価格等を基準とし、甲乙が協議

のうえ、決定するものとする。

(費用の支払い)

第6条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、1ヶ月以内に費用を支払うものとする。

(情報交換)

第7条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を密にし、災害時に備えるものとする。

(期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれからも期間満了の1ヶ月前までに、この協定を終了する旨の書面による申し出がない限り、同一内容をもって1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関する必要事項その他協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年11月28日

甲 熊本県宇城市松橋町大野85番地
宇城市
宇城市長 阿曾田 清

乙 熊本県宇城市松橋町松橋357番地1
熊本宇城農業協同組合
代表理事組合長 中村 英一

災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書

熊本県宇城市（以下「甲」という。）とイオンモール株式会社（以下「乙」という。）及びイオン九州株式会社（以下「丙」という。）とは、乙が運営するイオンモール宇城バリュー（以下「本ＳＣ」という。）並びに丙が運営するジャスコ小川店（以下「ジャスコ」という。）において、次のとおり被災者に対する防災活動協力に関する協定を締結する。

（趣 旨）

第１条 この協定は、地震、風水害、大火災その他による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、本ＳＣにおける被災者の応急救済に係る防災活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条 災害が発生した場合において、乙又は丙は、甲に対し、次の事項について、協力するものとする。

（１）乙の本ＳＣ駐車場において、避難場所、食糧及び生活物資等を集積する場所として可能な範囲で提供すること。

（２）乙は、被災者に対し、テレビ及びラジオ等で知りえた災害情報について、可能な範囲で提供すること。

２ 乙は、前項に定めのない事項についても、甲の要請に対し、可能な限り協力するものとする。

（要 請）

第３条 災害が発生した場合において、甲は、乙又は丙に対して要請書（様式第１号）により、協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

（実 施）

第４条 乙又は丙は、甲から要請を受けたときは、実施後速やかに甲に対し確認書（様式第２号）を提出するものとする。

（経費の負担）

第５条 乙、丙が供給した物資の価格及び物資の運行を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

２ 甲は前項に基づく請求があったときには、乙、丙に対し３０日以内に代金を支払うものとする。

３ 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(情報の交換)

第6条 甲、乙、丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

2 甲は、前項に基づく請求があったときには、乙、丙に対し30日以内に代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、宇城市総務部危機管理課長、乙においては本SCゼネラルマネージャー、丙においてはジャスコ店長とする。

(協定書の有効期限)

第8条 この協定書の有効期限は、平成19年11月28日から平成20年11月27日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1月前までに、甲、乙、丙が協議し、異議がないときは、期間満了の翌日から起算して1年効力を有するものとし、以後の期間満了についても同様とする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項、又は協定に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 熊本県宇城市松橋町大野85番地
宇城市
宇城市長 阿曾田 清

乙 熊本県宇城市小川町河江1番地1
イオンモール株式会社イオンモール宇城バリュー
ゼネラルマネージャー 野口 誠

丙 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号
イオン九州株式会社
代表取締役社長 松井 博史

様式第1号（第3条関係）

宇城市○第○○○○○号
○○年○○月○○日

株式会社 ○○○○○○○○○○○○
代 表 者 ○○○○○○○○○○○○ 様

熊本県宇城市長

要 請 書

平成○○年○○月○○日付け「災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書」第3条により、下記のとおり要請します。

記

種 類	数量等	備 考

様式 第2号（第4条、第7条関係）

確 認 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け宇城市〇第〇〇〇〇〇号の要請書により、協力したことを確認します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

企業の所在地
企 業 の 名 称
代 表 者

⑩

記

種 類	数量等	備 考

上記のとおり、協力を受けたことを確認します。

熊本県宇城市 確認者氏名

⑩

災害時における応援に関する協定書

宇城市（以下「甲」という。）と宇城市建設業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策のための応援等について、次のとおり協定する。

（要請）

- 第1条 甲は、災害警戒のための巡回活動及び災害応急対策のための応援（以下「応援」という。）を要請する必要があるときは、文書により次の各号に掲げる事項を明らかにして乙に対して応援を要請するものとする。ただし、急を要する場合については、電話等で要請することができる。
- （1） 災害の状況及び応援を要請する理由
 - （2） 応援を必要とする場所
 - （3） 応援を必要とする作業内容
 - （4） 応急仮設住宅の建設の協力
 - （5） その他応援に必要な事項
- 2 乙に対する甲の応援要請手続きは、宇城市土木部が担当する。ただし、緊急を要する場合は、総務部危機管理課等が応援を要請することができる。

（実施）

- 第2条 乙は、甲から応援の要請を受けた場合は、特別の理由がない限りこれを受諾し、甲の指示を受け、甲の要請に従って応援に従事するものとする。

（報告）

- 第3条 乙は、前条に規定する応援に従事した場合は、次に掲げる事項を文書をもって甲に報告するものとする。
- （1） 応援に従事した団体の名称、作業場所及び作業内容
 - （2） 応援に従事した者の氏名及び個人別時間数
 - （3） 応援に使用した機器類の種別台数及び使用時間数
 - （4） その他甲が必要と認める事項

（経費の負担）

- 第4条 乙が、第2条に規定する応援の従事のために要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、巡回活動に関する経費は、乙が負担するものとする。

（補償）

- 第5条 この協定に基づき、応援に従事した者が、当該応援に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、福祉事業の実施に関する規

程（昭和47年消防団員等公務災害補償等共済基金規程第4号）を適用し、補償するものとする。

（連絡）

第6条 乙は、甲の要請により応援に出動する組合員の協力体制などについて、毎年4月末日までに甲に連絡するものとする。

（協定の期間）

第7条 本協定の期間は、平成19年11月28日から平成24年11月27日までとする。ただし、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、以後は1年間の自動更新をする。

（協議）

第8条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成19年11月28日

甲 熊本県宇城市松橋町大野85番地
宇城市
宇城市長 阿曾田 清

乙 熊本県宇城市松橋町豊福583番地
宇城市建設業組合
組 合 長 中 村 正 信

特別養護老人ホームを利用する福祉避難所の開設等に関する協定書

宇城市（以下「甲」という。）は、別紙１「災害対策における自主避難段階からの福祉避難所の確保に関する方針」に基づき、特別養護老人ホーム設置法人（以下「乙」という。）の協力を得て、要介護状態にある高齢者の安全確保のため、乙の施設を利用する福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条 甲は、災害時の要介護状態にある高齢者の安全確保のため、その避難に必要な避難所の開設及び運営を乙に委託する。

（避難所）

第２条 避難所に供する施設は、乙が所有管理する施設とし、通常の業務に支障がない範囲で避難者を受け入れるものとする。

（避難対象者）

第３条 この協定に基づく避難所を利用できる者は、日常において介護を必要とする高齢者とその介護者に限る。

（避難者の義務等）

第４条 避難者は、避難において乙の指示を厳守し、避難中の事故等については、その一切の責任を負うものとする。

２ 避難者は、別紙２「避難所利用に関する誓約書」を乙に提出しなければならない。

（実費徴収）

第５条 乙は、避難所の提供において生ずる費用に充てるため、利用者からその実費を徴することができる。

（協議）

第６条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

（有効期間）

第７条 この協定の有効期間は、締結日から平成２０年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲または乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各自その1通を所持する。

平成19年11月28日

甲 熊本県宇城市松橋町大野85番地
宇城市
宇城市長 阿曾田 清

乙 熊本県宇城市三角町里浦2855番地5
社会福祉法人黎明福社会理事長 石川 豊

特別養護老人ホームを利用する福祉避難所の開設等に関する協定書

宇城市（以下「甲」という。）は、別紙1「災害対策における自主避難段階からの福祉避難所の確保に関する方針」に基づき、特別養護老人ホーム設置法人（以下「乙」という。）の協力を得て、要介護状態にある高齢者の安全確保のため、乙の施設を利用する福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲は、災害時の要介護状態にある高齢者の安全確保のため、その避難に必要な避難所の開設及び運営を乙に委託する。

（避難所）

第2条 避難所に供する施設は、乙が所有管理する施設とし、通常の業務に支障がない範囲で避難者を受け入れるものとする。

（避難対象者）

第3条 この協定に基づく避難所を利用できる者は、日常において介護を必要とする高齢者とその介護者に限る。

（避難者の義務等）

第4条 避難者は、避難において乙の指示を厳守し、避難中の事故等については、その一切の責任を負うものとする。

2 避難者は、別紙2「避難所利用に関する誓約書」を乙に提出しなければならない。

（実費徴収）

第5条 乙は、避難所の提供において生ずる費用に充てるため、利用者からその実費を徴収することができる。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲または乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各自その1通を所持する。

平成19年11月28日

甲 熊本県宇城市松橋町大野85番地
宇城市

宇 城 市 長 阿曾田 清

乙 熊本県宇城市不知火町長崎740番地
社会福祉法人宇医会理事長 吉 田 栄 太

特別養護老人ホームを利用する福祉避難所の開設等に関する協定書

宇城市（以下「甲」という。）は、別紙1「災害対策における自主避難段階からの福祉避難所の確保に関する方針」に基づき、特別養護老人ホーム設置法人（以下「乙」という。）の協力を得て、要介護状態にある高齢者の安全確保のため、乙の施設を利用する福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲は、災害時の要介護状態にある高齢者の安全確保のため、その避難に必要な避難所の開設及び運営を乙に委託する。

（避難所）

第2条 避難所に供する施設は、乙が所有管理する施設とし、通常の業務に支障がない範囲で避難者を受け入れるものとする。

（避難対象者）

第3条 この協定に基づく避難所を利用できる者は、日常において介護を必要とする高齢者とその介護者に限る。

（避難者の義務等）

第4条 避難者は、避難において乙の指示を厳守し、避難中の事故等については、その一切の責任を負うものとする。

2 避難者は、別紙2「避難所利用に関する誓約書」を乙に提出しなければならない。

（実費徴収）

第5条 乙は、避難所の提供において生ずる費用に充てるため、利用者からその実費を徴収することができる。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲または乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各自その1通を所持する。

平成19年11月28日

甲 熊本県宇城市松橋町大野85番地
宇城市
宇城市長 阿曾田 清

乙 熊本県宇城市松橋町竹崎1142番地1
社会福祉法人水光会理事長 水民 婦而子

特別養護老人ホームを利用する福祉避難所の開設等に関する協定書

宇城市（以下「甲」という。）は、別紙1「災害対策における自主避難段階からの福祉避難所の確保に関する方針」に基づき、特別養護老人ホーム設置法人（以下「乙」という。）の協力を得て、要介護状態にある高齢者の安全確保のため、乙の施設を利用する福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲は、災害時の要介護状態にある高齢者の安全確保のため、その避難に必要な避難所の開設及び運営を乙に委託する。

（避難所）

第2条 避難所に供する施設は、乙が所有管理する施設とし、通常の業務に支障がない範囲で避難者を受け入れるものとする。

（避難対象者）

第3条 この協定に基づく避難所を利用できる者は、日常において介護を必要とする高齢者とその介護者に限る。

（避難者の義務等）

第4条 避難者は、避難において乙の指示を厳守し、避難中の事故等については、その一切の責任を負うものとする。

2 避難者は、別紙2「避難所利用に関する誓約書」を乙に提出しなければならない。

（実費徴収）

第5条 乙は、避難所の提供において生ずる費用に充てるため、利用者からその実費を徴収することができる。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲または乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各自その1通を所持する。

平成19年11月28日

甲 熊本県宇城市松橋町大野85番地
宇城市

宇城市長 阿曾田 清

乙 熊本県宇城市小川町南海東2030番地
社会福祉法人日岳会理事長 守田 憲史

特別養護老人ホームを利用する福祉避難所の開設等に関する協定書

宇城市（以下「甲」という。）は、別紙1「災害対策における自主避難段階からの福祉避難所の確保に関する方針」に基づき、特別養護老人ホーム設置法人（以下「乙」という。）の協力を得て、要介護状態にある高齢者の安全確保のため、乙の施設を利用する福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲は、災害時の要介護状態にある高齢者の安全確保のため、その避難に必要な避難所の開設及び運営を乙に委託する。

（避難所）

第2条 避難所に供する施設は、乙が所有管理する施設とし、通常の業務に支障がない範囲で避難者を受け入れるものとする。

（避難対象者）

第3条 この協定に基づく避難所を利用できる者は、日常において介護を必要とする高齢者とその介護者に限る。

（避難者の義務等）

第4条 避難者は、避難において乙の指示を厳守し、避難中の事故等については、その一切の責任を負うものとする。

2 避難者は、別紙2「避難所利用に関する誓約書」を乙に提出しなければならない。

（実費徴収）

第5条 乙は、避難所の提供において生ずる費用に充てるため、利用者からその実費を徴収することができる。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲または乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各自その1通を所持する。

平成19年11月28日

甲 熊本県宇城市松橋町大野85番地
宇城市

宇 城 市 長 阿曾田 清

乙 熊本県宇城市豊野町糸石2513番地
社会福祉法人豊生会理事長 石 村 美 子

災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿汚泥等」という。）の収集運搬並びに仮設トイレ（以下「トイレ」という。）の設置に係るボランティア活動に関して、宇城市（以下「甲」という。）が宇城市環境衛生組合（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(災害の定義)

第2条 この協定による災害とは、暴風、豪雨、豪雪、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象をいう。

(連絡窓口)

第3条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては「宇城市市民環境部環境衛生課」、乙においては「宇城市環境衛生組合事務局」とする。

(応援協力の要請手続き)

第4条 甲は、災害が発生した場合において、し尿汚泥等の収集運搬若しくはトイレの設置について必要があると認めるとき、乙に対して応援協力を要請することができる。

2 乙は、甲からの応援協力の要請を受けた場合、会員に通報し、速やかに応援協力体制を構築し、2日以内に乙の会員が提供資材を災害に搬入して作業を開始するものとする。

3 第1項の応援協力の要請は、次の事項をできる限り明確にして甲から乙に電話連絡等により行うものとする。甲は、速やかに要請内容を文書にして、乙に送付する。

- (1) 災害の発生日時、場所、災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、収集運搬車両、トイレ等の資材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者の氏名等
- (6) その他必要事項

(災害ボランティアの期間)

第5条 災害ボランティアの期間としては、作業を開始した日から原則として7日間以内とする。また、その期間を延長する場合は甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(応援協力の責務)

第6条 乙は、甲から第4条第1項の応援協力の要請を受けたときは、自らの業務に支障がない限り応援協力を行うものとする。

2 乙は、前条の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに甲に通知するものとする。

(資材等の提供の範囲)

第7条 乙の会員は、甲からの要請により災害ボランティアへ協力を行う場合の資材等の提供は、次のとおりとする。

(1) し尿汚泥等収集運搬車両

(2) 移動式簡易トイレ

(経費負担)

第8条 応援協力は無償で行うものとし、乙は甲に対し、7日間以内においては応援協力に要する経費負担を求めないものとする。また、その期間を延長する場合は、経費等について甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙で協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成19年11月28日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年11月28日

甲 熊本県宇城市松橋町大野85番地
宇城市
宇城市長 阿曾田 清

乙 熊本県宇城市小川町新田1990番地2
宇城市環境衛生組合
組合長 三浦博是

災害時における物資供給に関する協定書

宇城市（以下「甲」という。）とNPO法人 コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1） 災害時における緊急対応可能な物資（別記様式1）
- （2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した物資供給要請書（別記様式2）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話等で要請し、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかに物資供給実施状況報告書（別記様式3）により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行でき

るよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、1ヶ月以内に費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれからも期間満了の1ヶ月前までに、この協定を終了する旨の書面による申し出がない限り、同一内容をもって1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関する必要事項その他協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年 9 月 1 2 日

甲 熊本県宇城市松橋町大野85番地
宇城市
宇城市長 阿曾田 清

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO 法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢 一

宇城市における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と宇城市長（以下「市長」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第７７条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

（応援内容）

第１条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- （１）所管施設の被害状況の把握
- （２）情報連絡網の構築
- （３）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- （４）災害応急措置
- （５）その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第２条 宇城市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と宇城市は相互に連絡するものとする。なお、市長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を宇城市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、市長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第３条 局長は、市長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第４条 市長は、宇城市内の所管施設に大規模な災害が発生、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局熊本河川国道事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙－１の文書にて応援要請を提出するものとする。

- ２ 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、市長（市長からの指示を受けた宇城市の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙－２の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続きができない場合の応援）

第５条 宇城市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要し、かつ応援要請に時間を要する場合は、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙－３の文書により応援内容を市長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

(1) 災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合

原則として宇城市の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当する場合は、原則として九州地方整備局の負担とする。

- ① 大規模な災害と認められる場合。
- ② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合。
- ③ 被害拡大や二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）。
- ④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合。

(平常時の連絡)

第7条 九州地方整備局企画部防災課及び熊本河川国道事務所調査第一課・道路管理第一課と宇城市総務部危機管理課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、局長と市長が協議して定めるものとする。

2 この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、宇城市においては総務部危機管理課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年 7月19日から適用するものとする。

平成23年 7月19日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

国土交通省九州地方整備局長

中 嶋 章 雅

熊本県宇城市松橋町大野85番地

宇 城 市 長

篠 崎 鐵 男

災害時における災害救助犬の出動及び搜索活動に関する協定書

宇城市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人九州救助犬協会（以下「乙」という。）は、宇城市内において大規模な災害又は事故（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合に、被災者の搜索活動（以下「搜索活動」という。）を円滑に実施し、早期に人命を救助するため、災害救助犬の出動及び搜索活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、市内において大規模災害等が発生した場合等、搜索活動のために必要があると認めるときは、乙に対して、災害救助犬の出動を文書により要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（出動）

第2条 乙は、前条の出動要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。

2 乙は、出動体制が整ったときは、速やかに出動部隊の構成、現場到着予定時刻等必要な事項を甲に連絡するものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数は、災害の種類及び規模等を考慮し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（搜索活動の実施等）

第3条 乙に属する災害救助犬チーム構成員（以下「構成員」という。）は、出動した災害現場においては、第1条に定める出動の要請時又はその後に甲が指定する現場指揮者（以下「現場指揮者」という。）の指示に従い搜索活動を実施するものとする。

2 この協定に基づく業務の終了は、現場指揮者が搜索活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により搜索活動の続行が不可能となったときとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、乙が第2条第1項の規定による出動及び搜索活動に要した費用の実費を弁償するものとする。

（損害補償）

第5条 この協定に基づく出動又は搜索活動に伴って構成員及び災害救助犬に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、次のとおりとする。

（1）甲の負担

甲は、乙の構成員が救助活動中に死亡若しくは負傷し、又は救助活動に起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、「災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）」の規定に基づいてその損害を補償する。

（2）乙の負担

ア 乙は、乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

イ 乙は、災害救助犬が出動時の往復途上又は救助活動時に、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

(訓練への参加)

第6条 乙は、この協定による搜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成24年 4月 1日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成24年 3月29日

甲 宇城市松橋町大野85番地

宇城市長 篠崎 鐵男

乙 熊本市南区南高江2丁目11-73
特定非営利活動法人九州救助犬協会

理事長 村上 寅美

災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する実施細目協定書

宇城市（以下「甲」という。）と社団法人熊本県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）とは、平成21年5月15日に熊本県と乙との間で締結した「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書」（以下「基本協定書」という。）に基づき乙が支援活動を実施する際の細目について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 基本協定書に基づき、災害時に大量に発生した廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要な事項を定め、災害が発生した地区の生活環境保全及び速やかな復旧を支援することを目的とする。

（定義）

第2条 この実施細目における定義は、基本協定書第2条のとおりとする。

（連絡窓口）

第3条 この実施細目に係る甲、乙の連絡窓口は、次のとおりとする。

- （1） 甲の連絡窓口：宇城市市民環境部環境衛生課
- （2） 乙の連絡窓口：社団法人熊本県産業廃棄物協会事務局

（関係機関との連携）

第4条 乙の平常時の対応は、基本協定書第4条のとおりとする。

（災害協力の要請手続き）

第5条 甲は、基本協定書第5条第1項に基づき、熊本県に対して災害協力の要請を行った場合は、その旨を乙に対して連絡するものとする。

2 第1項の要請は、原則として文書（ファクシミリを含む。）によるものとする。

（確認事項）

第6条 災害廃棄物は、一般廃棄物に該当する事を踏まえ、基本協定書に基づき乙が行う支援について、次のとおり確認する。

2 災害対策会議等への参加

甲は、基本協定書第4条に基づき、乙との連携を図るために災害対策会議及び防災訓練への参加を乙へ要請することができるものとする。

3 災害時の応急措置

甲は、基本協定書第6条及び第7条に基づく応急措置を円滑に実施できるよう、その詳細について、事前に甲、乙協議しておくこととする。

4 処理業の許可の取扱い

甲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第1項及び第2条の3第1項の規定により、一般廃棄物処理業許可を要しない乙の会員に対しても災害廃棄物の処理を委託することができる。

5 マニフェスト

乙の会員の災害廃棄物の支援活動については、適正処理の確保及び処理実績の確認手段としてマニフェストを使用し、乙はその実績等を取りまとめのうえ、甲へ報告する事とする。

6 委託契約、費用

(1) 基本協定書第8条第1項に基づき乙が行った災害廃棄物の処理等に要した費用は、甲が負担するものとする。

(2) (1)の費用の額は、甲の積算方法によることを基本とする。

7 災害廃棄物の処理作業上の留意事項

(1) 専用ステッカー等の配布及び災害状況の報告

甲は、災害廃棄物処理の支援等に収集運搬車や重機等が明確に識別できるよう、専用ステッカー等を乙の会員へ配布するものとする。

また、甲は交通網の被災状況等の情報を乙に提供するものとする。

(2) 災害現場及び仮置場での確認・体制

甲は、災害現場及び甲指定の仮置場には、廃棄物の取扱いや管理について指示を行うため、甲の職員を派遣するものとする。

(3) 仮置場の選定

ア 甲は、災害廃棄物処理を円滑にするため災害廃棄物の仮置場として、受け入れ可能な施設を所有する乙の会員を事前に選定することができる。この場合において、甲は、乙の会員へその仮置場の選定の有無を明確にするため証明書を発行することとする。

イ 甲は、その選定箇所の廃棄物の取扱いや管理のため乙の会員職員の中から仮置場責任者を任命することができる。

8 第三者の過失による賠償・補償

基本協定書第6条、第7条に基づく乙の会員の支援活動等の際に第三者の過失による事故が発生し、乙の会員に被害が生じた場合、その原因者に賠償・補償を求めることとする。

9 処理方法等への提案、助言

乙は、甲からの要請に基づき、業務の経験を活かし、災害廃棄物の処理方法等への提案、助言ができるものとする。

(疑義)

第7条 この実施細目に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第8条 この実施細目は、平成24年 4月 1日から適用する。

この実施細目を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 3月29日

甲 熊本県宇城市松橋町大野85番地

宇城市

代表者 宇城市長 篠崎 鐵男

乙 熊本市東区上南部2丁目1番113号

社団法人熊本県産業廃棄物協会

代表者 会長 大野 羊逸

災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定書

宇城市（以下「甲」という。）と公益社団法人熊本県トラック協会（以下「乙」という。）は、地震その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における（以下「災害時」という。）物資等の緊急輸送に関し、次のとおり協定を締結する。なお、この協定の締結にあたり、宇城地域の防災・危機管理等の業務を行う熊本県県央広域本部宇城地域振興局を立会人とする。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の物資等の緊急輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1）宇城市地域防災計画に基づき、宇城市災害対策本部が設置される状況下での災害
- （2）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急処理事態に係る被災
- （3）前2号に準じる災害で、乙の応急活動が必要であると甲が認めた災害

（協力要請）

第3条 甲は災害応急対策の実施に必要があると認めるときは、乙に対して、事業用車両等による緊急輸送を要請することができるものとし、乙は、輸送事業者等の生命に危険を及ぼす等の特別の理由がない限り、これに協力し、運送事業者通常業務に優先して行うものとする。

2 甲の協力要請は、文書（様式第1号）をもって業務の内容、期間等を明記して行うものとする。ただし、やむを得ない事情により文書で要請できない場合は、口頭又は電話等で要請し、その後、速やかに乙に対し文書を交付するものとする。

3 乙は、前項からの協力要請を受けて、乙の構成員（以下「会員」という。）であり、宇城地域に事業所を有する会員で構成する熊本県トラック協会宇城支部・熊本東支部（以下「宇城支部・熊本東支部」という。）に対し物資等の緊急輸送を文書（様式1の2号）により速やかに通知するものとする。

ただし、やむを得ない事情により文書で要請できない場合は、口頭又は電話等で要請し、その後、速やかに宇城支部・熊本東支部に対し文書を交付するものとする。

なお、連絡先窓口（担当者）及び電話番号等については、甲乙双方が別表1の様式により状況について、事前に調整し連絡すること。

（業務の内容）

第4条 本協定により甲が乙に対し協力等を要請する業務は次のとおりとする。

- （1）災害救援に必要な生活必需品等の輸送業務
- （2）災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
- （3）瓦礫の輸送など甲が必要とする応急対策業務
- （4）物流専門家によるアドバイザー業務

(業務報告)

第5条 宇城支部・熊本東支部は、第3条の規定により第4条の業務を実施したときは、当該業務終了後、速やかに文書（様式第2号の2号）により乙に対し業務実施内容を報告するものとする。報告を受けた乙は、その業務実施内容を速やかに文書（様式第2号）により甲に対し報告する。

(事故等)

第6条 乙の提供した事業用車両が故障その他の理由により物資等の緊急輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該事業用車両を交換してその輸送を継続しなければならないものとする。

2 乙の輸送の依頼を受けた乙の会員である一般貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）は、提供した事業用車両等の運行に際し、傷病又は死亡事故等が発生したときは、乙を経由して甲に対して速やかにその事故等の状況を文書（様式第3号）により報告しなければならない。

(費用の負担)

第7条 第3条の規定による甲からの要請に基づき、乙が事業用車両等の提供に要した費用である第4条第1号から第3号までに規定する運賃、作業にかかる人件費、有料道路通行料、駐車場使用等の実費負担額については、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害発生前に貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号）第2条の2の規定により、運送事業者が届け出た運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して決定するものとする。

3 第4条第4号の物流専門家の派遣に要した費用に関する甲の負担については、甲乙双方が協議して決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第8条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について運送事業者からの物資等の緊急輸送に係る請求（様式第4号の1及び様式第4号の2）により甲に請求し、甲は運送事業者の請求（様式第5号）に基づき、速やかに乙の依頼を受けた運送事業者に対して費用の支払いをするものとする。

(補償)

第9条 甲は、第3条の規定による甲からの要請に基づき緊急輸送に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）、その他関係する法律又は甲の定める条例（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては宇城市危機管理課長、乙においては、公益社団法人熊本県トラック協会事務局長とする。

(協議)

第11条 この協定の定める事項に疑義が生じた場合及び協定に定めのない事項について必要が生じたときは、甲乙双方が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は平成27年 2月 6日からその効力を有するものとし、甲乙双方、あるいは甲又は乙のいずれか一方からの文書による終了の通知がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲・乙・立会人各々が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年 2月 6日

甲 熊本県宇城市松橋町大野85番地

宇城市

宇城市長 守 田 憲 史

乙 熊本県熊本市東区東町4丁目6番2号

公益社団法人 熊本県トラック協会

会 長 岩 下 哲 三

■ 各種様式

6-1 参集記録票

参集記録票

○参集後に各自が部単位で記入し、市民対策部に提出すること

整理番号

■災害対策部名 部

■場 所 _____ ■報告日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

[illegible]

市民対策部へ提出

6－2 参集途上の被災状況記録票

参集途上の被災状況記録票

○参集後に各自で記入すること

整理番号

■報告者氏名	■災害対策部名	部
■参集報告 ○参集日時 年月日時分		
■見聞情報（参集時に見聞きした情報） ○自宅付近の状況 ○道路の状況 ○建物被害の状況 ○救助者の有無 ○火災の発生状況 ○その他気づいたこと		
■地図・略図		

火災や人命に関わる場合は、直接担当部に連絡する

市民対策部へ提出

7-1 被害発生状況連絡票

☐ 緊急

受付番号

被害発生状況連絡票											
受付日時	年		月		日		受付者	所属	課 係	氏名	
	時		分							内線	
通報方法	☐ 電話	通報者	住所	宇城市				町	氏名		
	☐ 窓口		電話	自宅			携帯				
	☐ その他		☐ 住民 ☐ 区長 ☐ 民生児童委員 ☐ 消防団員 ☐ 公共機関 ☐ 業者 ☐ 通行人 ☐ その他()								
発生日時 又は 発見日時		☐ 受付日時と同じ ☐ 年 月 日 時 分頃 ☐ 不明									
発生場所 (どこで)		☐ 通報者住所と同じ ☐ 町						目標物	住宅地図 ページ		
被害対象 (何が)		☐ 人的 ☐ 住家 ☐ 非住家 ☐ 田畑 ☐ 河川 ☐ 山林 ☐ 道路(市道・農道) ☐ 橋梁 ☐ 港湾 ☐ 砂防 ☐ 電気・水道・ガス・電話 ☐ その他()						詳細			
被害状況 (どうなっている)		☐ 重傷 ☐ 軽傷 ☐ 死亡 ☐ 行方不明 ☐ 全壊 ☐ 半壊 ☐ 一部損壊 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水 ☐ 土砂崩れ ☐ 冠水 ☐ 流失・埋没 ☐ その他()						詳細			
要望事項 (どうしてほしい)								現場確認			
								☐ 要 ☐ 不要	☐ 済 ☐ 未		
依頼先	☐ 総務対策部 ☐ 企画対策部 ☐ 健康福祉対策部 ☐ 土木対策部 ☐ 経済対策部 ☐ 教育対策部 ☐ 消防対策部 ☐ その他()										
	※関係各課等が複数に渡る場合は、写しをそれぞれ送付する										
	所属	部				課		氏名			
						係		現場確認 済・未			
連絡票送付日時			年 月 日 時 分								
対応概要											

(裏 面) 地図・写真貼り付け及びその他詳細記入欄

7-2 災害箇所一覧表

災害箇所一覧表

番号	発生時刻 通報時刻	被害発生場所	災害の種類	調査担当	応急対策実施者	応急対策の概要	集計 区分
	年 月 日 時 分			部	部		
	年 月 日 時 分						
	年 月 日 時 分			部	部		
	年 月 日 時 分						
	年 月 日 時 分			部	部		
	年 月 日 時 分						
	年 月 日 時 分			部	部		
	年 月 日 時 分						
	年 月 日 時 分			部	部		
	年 月 日 時 分						
	年 月 日 時 分			部	部		
	年 月 日 時 分						
	年 月 日 時 分			部	部		
	年 月 日 時 分						
	年 月 日 時 分			部	部		
	年 月 日 時 分						
	年 月 日 時 分			部	部		
	年 月 日 時 分						
	年 月 日 時 分			部	部		
	年 月 日 時 分						

7-3

り 災 台 帳

(表)

(整理番号第 号)

り災場所					家屋所有者						
宇城市 町 番地					宇城市 町 番地						
り 災 者	住 所				避難所						
	宇城市 町 番地										
		続柄	氏 名	性別	生年月日	職業又は 学 年 別	現 況				その他
							健在	軽傷	重傷	死亡	
	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
9											
10											
り 災 状 況	住家	☐ ／壊（焼） ☐ 床上浸水 ☐ 借家 ☐ ／流 失 ☐ 床下浸水 ☐ 間借 ☐ 自宅		その他の事項							
	家財	☐ ／壊（焼） ☐ ／き損 ☐ ／流 失									
調査員の意見		☐ 要 避難所収容 ☐ 否 ☐ 要 応急仮 設住宅 ☐ 否 ☐ 要 炊き出し ☐ 否 ☐ 要 その他 ☐ 否									
り 災	年 月 日 時 分					調査員の職・氏名					
調 査	年 月 日 時 分										

(裏)

[illegible]

7-4 人的被害報告

発信
番号

人 的 被 害 報 告						
発信日時	月 日 時 分		受信日時	月 日 時 分		
発信機関	部		受信機関	部		
発 信 者			受 信 者			
情 報 源	受付日時	月 日 時 分	確 認	済 (どこで) 警 察		
	住 民	消防団 行政区		未 その他		
	その他 ()					
発 生	日 時	月 日 時 分				
	場 所					
	原 因					
状 況 ・被害者の 住所氏名 ・年令等						
対応措置						
死 者	行方不明	負 傷 者				
人	人	重 傷	人		計	人
		軽 傷	人			
この情報は	第 号 その他 () で記者発表 済					未発表

7-5 住家被害報告

発信
番号

住 家 被 害 報 告				
発信日時	月 日 時 分	受信日時	月 日 時 分	
発信機関	部	受信機関		
発 信 者	部	受 信 者		
情 報 源 発 生	受付日時 月 日 時 分 住 民 消防団 行政区 その他 ()	確 認	済 (どこで) 警 察 未 その他	
	日 時	月 日 時 分		
	場 所			
	原 因			
状 況				
・居住者名				
・避難状況				
全 壊	半 壊	一部破壊	床上浸水	床下浸水
棟	棟	棟	棟	棟
世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
人	人	人	人	人
この情報は	第 号 その他 ()		で記者発表 済	未発表

7-6 その他の被害報告

				発信 番号	
道路・橋梁・河川・砂防・がけ崩れ・ その他 非住家・田畑・文教施設・病院・水道・ 電気・電話・その他（ ）					
発信日時		月 日 時 分		受信日時	
月 日 時 分		月 日 時 分			
発信機関		部		受信機関	
発 信 者		部		受 信 者	
情 報 源	受付日時 月 日 時 分 住 民 消防団 行政区 その他（ ）			確 認	済（どこで） 警 察 未 その他
	日 時	月 日 時 分			
発 生	場 所				
	原 因				
状 況 ・路線、河川名等 ・被災延長、崩土 量等 ・被災の状況 ・規制内容 ・復旧見込					
対 応 措 置					
この情報は		第 号 その他 （ ）		で記者発表 済 未発表	

7-7 災害情報（県様式第1号）

災 害 情 報			
災 害 の 種 別		災害発生日時	
災害発生場所			
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者		受 信 者	
発 信 時 刻		月 日 時 分	
受 信 事 項			
処 理 事 項			
（注意） 災害状況は、次の事項に留意して報告し、又は報告を受けること。 1. 人的被害については、その被害の概要（発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関等の出動等）を記載するとともに、死者・行方不明者・重傷者・軽傷者等人的被害を受けた個人ごとにそれぞれ住所、氏名、年齢、性別を記載のこと。 2. 住家被害については、その被害の概要（発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関等の出動等）を記載するとともに、被害棟数、世帯数、人数を記載すること。 3. 道路の規制状況については、規制の場所、被害の原因を記載すること。 4. 河川、海岸、溜池の護岸堤防、ダム等その他公共施設の危険状況・防災活動状況。 5. 住民の避難について、自主避難・避難勧告等の別、地区名、世帯数、人員、避難場所及び避難の原因等について記載すること。			

様式2号

月 日 時 分 現在

報告者名（ ）

市町村名				摘 要
区 分				
人 的 被 害	死 者	人		
	行 方 不 明 者	人		
	重 傷 者	人		
	軽 傷 者	人		
住 家 被 害	全 壊	棟		
		世帯		
		人		
	半 壊	棟		
		世帯		
		人		
	床 上 浸 水	棟		
		世帯		
		人		
	床 下 浸 水	棟		
		世帯		
		人		
一 部 損 壊	棟			
	世帯			
	人			
非 住 家	公 共 建 物	棟		
	そ の 他	棟		
り 災 世 帯 数		世帯		
り 災 者 数		人		
災 害 対 策 本 部 設 置			月 日 時 分	
災 害 対 策 本 部 解 散			月 日 時 分	
災 害 救 助 法 適 用			月 日 時 分	
消防職員出動延人員		人		
消防団員出動延人員		人		

6-2

熊本県

◎総務部、企画開発部の被害報告については、その他の被害欄に記入すること。

住民避難等報告書

市町村名（担当者名）		
報告日・時間		

地区名	種別	原因	世帯数	人数	避難場所	避難、勧告等日時		帰宅、解除等日時	

※種別欄には、避難勧告（勧告）、避難指示（指示）、警戒区域設定（設定）、自主避難（自主）のいずれかを記載すること。
解除日時・帰宅日時は、最終結果報告の中で記載すればよいものとする。

災 害 年 報

地域振興局
市・町・村

区 分		災 害 名						計
		発生年月日						
人 的 被 害	死 者	人						
	行方不明者	人						
	重傷者	人						
	軽傷者	人						
住 家 被 害	全 壊	棟						
		世帯						
		人						
	半 壊	棟						
		世帯						
		人						
	床 上 浸 水	棟						
		世帯						
		人						
	床 下 浸 水	棟						
		世帯						
		人						
	一 部 損 壊	棟						
		世帯						
		人						
非 住 家	公共建物	棟						
	そ の 他	棟						
り 災 世 帯 数		世帯						
り 災 者 数		人						
県 地 方 災 害 対 策 本 部		設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
		解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人員								
消防団員出動延人員								

7-12 火災・災害等即報要領（報告様式）

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)			(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分)	
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人			死者の生じた理由		
焼損程度	焼損棟数	全半焼 部分焼 ぼや	棟棟計棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² a
り災世帯数				気象状況		
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他 人					
救急・救助 活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

報 第

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

報告日時		年 月 日 時 分	
都 道 府 県			
市 町 村 (消防本部名)			
報告者名			

消防庁受信者氏名 _____

発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事 故 の 概 要			
死 傷 者 等	死者（性別・年齢）	負傷者等	人（ 人）
		重 症	人（ 人）
		中等症	人（ 人）
		軽 症	人（ 人）
	計 人		
	不明 人		
救 助 活 動 の 要 否			
要救護者数（見込）		救 助 人 員	
救 急 ・ 救 助 活 動 の 状 況			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。)

〔災害概況即報〕

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不明	人	住 家	全 壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半 壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況	(都道府県)				(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

(被害状況即報)

都 道 府 県						区 分			被 害					
災 害 名 ・ 報 告 番 号			災 害 名 第 報 (月 日 時現在)			田	流失・埋没		ha					
							冠 水		ha					
							畑	流失・埋没		ha				
								冠 水		ha				
報 告 者 名						そ	文 教 施 設		箇所					
							病 院		箇所					
							道 路		箇所					
							橋 り ょ う		箇所					
人 的 被 害	死 者		人				河	川		箇所				
	行方不明者		人					港 湾		箇所				
	被 害 者	重 傷	人					砂 防		箇所				
		軽 傷	人					清 掃 施 設		箇所				
住 家 被 害	全 壊		棟				の	崖 く ず れ		箇所				
			世帯					鉄 道 不 通		箇所				
			人					被 害 船 舶		隻				
	半 壊		棟					水 道		戸				
			世帯					電 話		回線				
			人					電 気		戸				
	一 部 破 損		棟					他	ガ ス		戸			
			世帯						ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所			
			人											
	床 上 浸 水		棟						り 災 世 帯 数		世帯			
			世帯						り 災 者 数		人			
			人						火 災 発 生	建 物		件		
	非 住 家	公 共 建 物	棟							危 険 物		件		
		そ の 他	棟							そ の 他		件		

区 分		被 害	災害の 対策置 本状 部況	都 道 府 県 市 町 村			
公 立 文 教 施 設	千円						
農 林 水 産 業 施 設	千円						
公 共 土 木 施 設	千円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村数		団体					
そ の 他	農 業 被 害	千円	災害用 救市 助町 法村 名				
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
				計 団体			
そ の 他	千円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人			
被 害 総 額		千円	消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	災害発生場所						
	災害発生年月日						
	災害の種類概況						
	応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況						

※被害額は省略することができるものとする。

8－1 自衛隊災害派遣要請依頼書

文書番号

年 月 日

熊 本 県 知 事 殿

宇城市長

印

自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣方お願いいたします。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 (時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

8－2 自衛隊災害派遣撤収依頼書

文書番号

年 月 日

熊 本 県 知 事 殿

宇城市長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。

記

1 撤収要請日時 年 月 日 時 分

2 派遣された部隊

3 派遣人員及び従事作業の内容

4 その他参考事項

9-1 行方不明者名簿

行方不明者名簿

No.

整理 番号	届出月日	行方不明者							届出者			備考
		住 所	氏 名	年 齢	性 別	身 長 (cm)	体 重 (kg)	着衣その他の特徴	住 所	氏 名	要 検 査 者 との 関 係	
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											

9－2 救護所開設状況報告

救 護 所 開 設 状 況 報 告								
年 月 日 時 分現在				受信日時		月 日 時 分		
発信機関		部			発 信 者			
受信機関		部			受 信 者			
場 所								
従事者数				軽 症	中等症	重 傷	計	左のうち 要搬送者
医 師	看護婦	その他	計					
人	人	人	人	人	人	人	人	人
状 況								
執 っ て い る 措 置								
処 理 状 況								

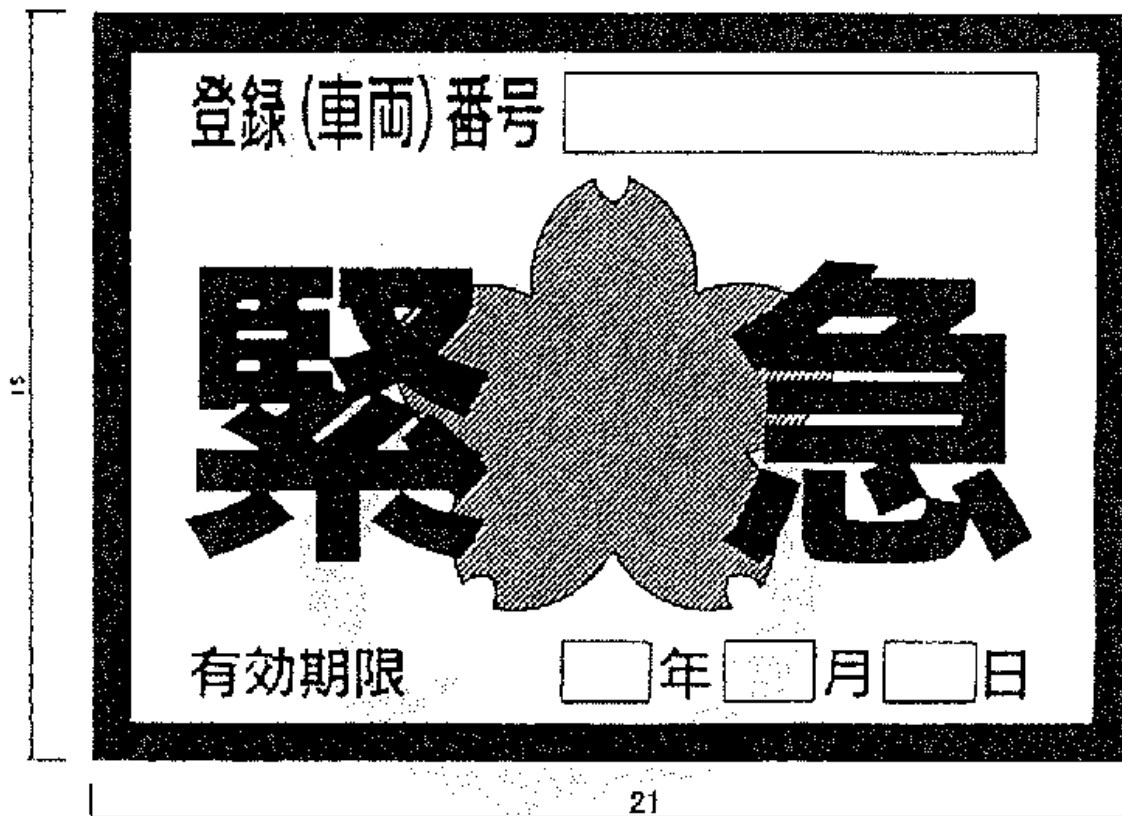
9－3 緊急通行車両確認証明書

(1) 緊急通行車両確認証明書

第 号			年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			知 事 印 熊本県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う 車両にあつては、輸送人員又 は品名）				
使 用 者	住所	() 局 番		
	氏名			
通 行 日 時				
通 行 経 路	出 発 地		目 的 地	
備 考				

備考 用紙は日本工業規格A5とする

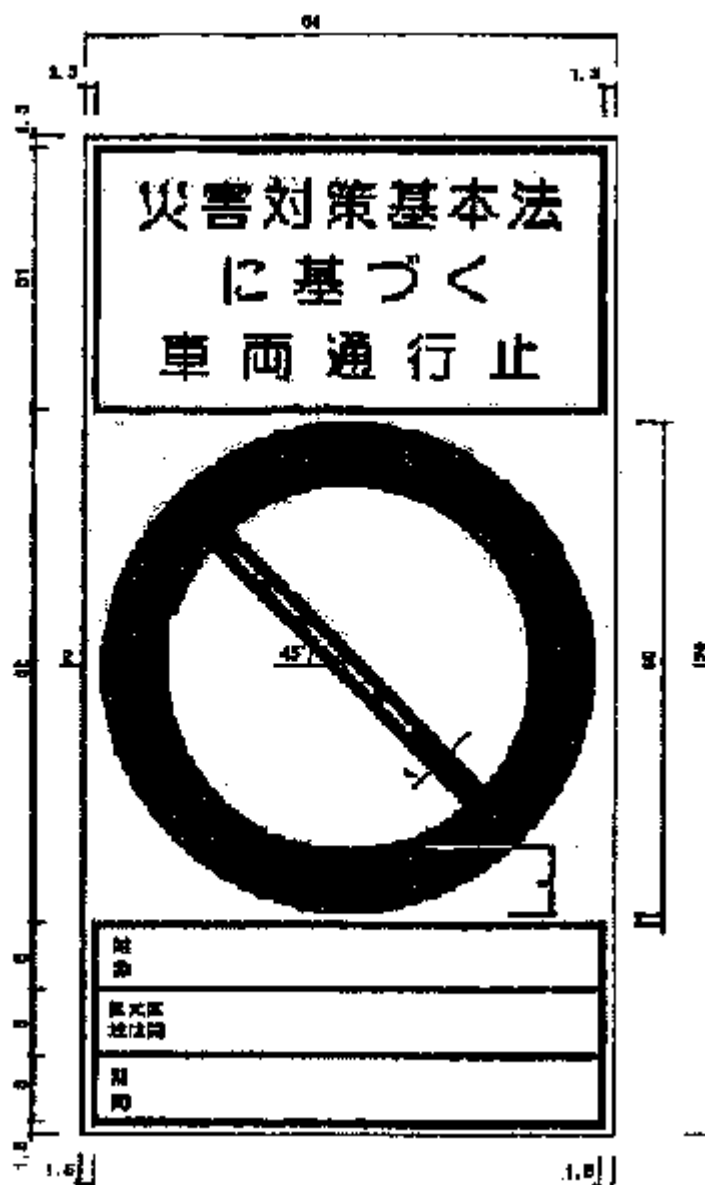
(2) 緊急通行車両の標章



備考

1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画線が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(3) 緊急通行車両以外の車両通行止標示



備考

1. 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの線及び枠を赤色、地を白色とする。
2. 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4. 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図形の寸法の2倍まで拡大し、又は図形の寸法の2分の1まで縮小することができる

9-4 物品の受払簿（集配拠点用）

[illegible]

10-1 避難者カード

避難者カード

No. _____

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

住所：					地区名	
氏名	続柄	性別	年令	入所日	その他	

離散家族

氏名	続柄	性別	年令	入所日	その他	

(注) 世帯ごとに作成

10-2 避難者名簿

災害名		避難所名			避難所名		作成者		氏名		班	No.	考 備
番号	避難期間	氏名	性別	年齢	世帯主との続柄	現住所	避難家族氏名(続柄)	事後消息					
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												

(注1) 避難家族氏名(続柄) 欄は、避難によって生き別れとなった者の氏名を記入すること。
(注2) 事後消息 欄は、避難所退所後の行先を記入すること。
(注3) 備考 欄は、住民以外の者の所用(業務、旅行等)等を記入すること。

10-3 避難所運営記録

避難所運営記録									
年 月 日 時 分現在					受信日時		月 日 時 分		
発信機関		避難所			発 信 者				
受信機関					受 信 者				
		男	女	計		備 考			
避 難 者 数		人	人	人					
(運営状況) (問題点・要望等)									

10-4 物品の受払簿（避難所用）

[illegible]

11-1 遺体処理票

遺 体 処 理 票

[宇城市]

災 害 遺 体 番 号	第 号
死 氏 名	
亡 住 所	
者 遺 骨 処 理 番 号	第 号
焼 骨 日 時 場 所	
引 氏 名	
取 住 所	
人 死 亡 者 と の 関 係	
引 取 年 月 日	年 月 日
遺 処 理 番 号	第 号
留 保 管 所	
備 考	
納 骨 場 所	

11-2 遺留品処理票

遺 留 品 処 理 票

[宇城市]

災 害 遺 体 番 号	第 号
死 氏 名	
亡 住 所	
者 主 な 遺 留 品	
引 氏 名	
取 住 所	
人 死 亡 者 と の 関 係	
引 取 年 月 日	年 月 日
遺 処 理 番 号	第 号
留 保 管 所	
備 考	
遺 留 品 保 管 場 所	

12-1 義援金品受領書

義 援 金 品 受 領 書

No. _____

金 額 ￥ _____

品 名	数 量	備 考

以上のとおり受領致しました。
ご好意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

様

宇城市災害対策本部長
宇城市長 印

■ その他

13-1 災害時の連絡先一覧

名 称	電話番号	F A X 番号	備考
■宇城市三角支所（主な施設）			
宇城市三角支所	53-1111	53-0110	
九州海技学院	52-2451	52-3041	
三角防災拠点センター	53-1322	—	
公民館及び総合グラウンド	52-2245	52-2245	
保健センター	52-2311	52-2312	
B & G 海洋センター	52-2488	52-2226	
戸馳改善センター	53-0900	—	
宇城市郡浦地区市民館	54-0971	—	
宇城市大岳地区市民館	54-0972	—	
三角小学校	52-2070	52-2072	
青海小学校	54-0034	54-1168	
三角中学校	52-2136	52-2081	
■宇城市不知火支所（主な施設）			
宇城市不知火支所	33-1111	33-0115	
不知火防災拠点センター	32-0277	32-3527	
体育センター	—	—	
松合体育館			
不知火小学校	32-0212	32-0310	
不知火中学校	32-0211	32-0304	
市民グラウンド			
天の平農村広場			
道の駅不知火（温泉センター）	42-3300	42-3730	
■宇城市役所（主な施設）			
宇城市役所	32-1111	32-0110	
宇城市松橋保健福祉センター	32-7100	32-6688	
宇城市松橋総合体育文化センター	32-5555	32-5556	
宇城市立中央図書館	32-0878	32-0878	
宇城市学校給食センター	32-0493	32-0338	
松橋西防災拠点センター	33-4141	—	
松橋東防災拠点センター	34-3900		
宇城市インダストリアル研修館	32-5739	—	
松橋中学校	33-1130	33-1131	
松橋小学校	32-0068	32-0073	
豊福小学校	33-0329	32-0319	
当尾小学校	32-0268	32-1250	
豊川小学校	32-0271	32-5720	
松橋保育園	32-0215	32-1093	
■宇城市小川支所（主な施設）			
宇城市役所小川支所	43-1111	43-0110	
総合文化センター「レポート」	43-0004	43-5277	
小川防災拠点センター	43-6555		
河江校区コミュニティーセンター	43-4400		
海東小学校	43-0164	43-0164	
小川小学校	43-0041	43-3905	
小野部田小学校	43-0039	43-0039	
河江小学校	43-0109	43-0229	
小川中学校	43-0036	43-0167	
■宇城市豊野支所（主な施設）			
宇城市役所豊野支所	45-2111	45-2110	
豊野防災拠点センター	45-3700	45-3710	

13-1 災害時の連絡先一覧

名 称	電話番号	F A X 番 号	備考
農業者トレーニングセンター	45-2000	—	
豊野小学校	45-2009	45-2108	
豊野中学校	45-2004	45-2104	
豊野町コミュニティーセンター	45-2955	45-2966	
■熊本県			
熊本県防災消防課	096-383-1111	096-383-1503	
宇城地域振興局	32-2111	33-4335	
宇城警察署	33-0110	33-0110	
宇城警察署三角交番	—	52-3110	
宇城警察署不知火交番	—		
宇城警察署小川交番	—		
宇城警察署豊野駐在所	—	45-2014	
熊本県三角港管理事務所	52-2079	52-3999	
熊本県漁業取締事務所	52-2183	52-2183	
県立豊野少年自然の家	45-3855	—	
■自衛隊			
陸上自衛隊（第8師団）	096-343-3141	宇城市地域担当部署	第42即応機動連隊
■指定地方行政機関			
九州運輸局 熊本運輸支局	52-2069	52-2033	
熊本海上保安部	52-3103	52-3108	
九州農政局（代表）	096-353-3561	096-323-6237	
熊本地方気象台	096-352-7740	096-324-3390	
九州地方整備局（熊本河川国道事務所）	096-382-1111	096-382-0629	
日本郵政公社（三角郵便局）	52-2700	52-2861	
日本郵政公社（御領簡易郵便局）	32-1979		
日本郵政公社（亀尾郵便局）	32-2020	33-5932	
日本郵政公社（松合郵便局）	42-2042	42-3187	
日本郵政公社九州支社（小川郵便局）	43-0042		
日本郵政公社九州支社（小川駅前郵便局）	43-1118		
日本郵政公社九州支社（海東郵便局）	43-0177		
日本郵政公社九州支社（小野部田簡易郵便局）	43-1922		
日本郵政公社九州支社（豊野郵便局）	45-2042	45-3975	
■指定公共機関・指定地方公共機関			
九州旅客鉄道株式会社 三角駅	52-2711	53-1847	
九州旅客鉄道株式会社 松橋駅	32-0011		
九州旅客鉄道株式会社 小川駅	43-0057		
西日本電信電話株式会社（宇城営業所）	0120-65-4531		
西日本電信電話株式会社（熊本支店設備部設備運営課）	096-321-3083	096-356-6259	
日本放送協会（熊本放送局）	096-328-5511	096-355-2031	
日本通運（株） 三角支店	52-3121	52-3125	
日本通運株式会社（総務課）	096-354-2161	096-326-2769	
産交観光バス（三角営業所）	52-3135	34-1700	
九州産業交通株式会社（松橋営業所）	32-0856	34-3245	
九州電力株式会社（宇城営業所）	0120-986-605	33-2462	
九州陸海空海難救助隊	53-1578	53-1578	下石兵衛 氏宅
熊本県水難救済会 三角救難所	53-1111	53-0110	三角支所 総合窓口課
日本赤十字社（熊本県支部不知火分区分）	32-1316	46-1022	
日本赤十字社（豊野分区分）	45-3944	45-3957	
■宇城広域連合			
宇城広域連合消防本部	22-0554	22-0270	
宇城広域連合消防本部南消防署	32-2825	32-4265	

13-1 災害時の連絡先一覧

名 称	電話番号	F A X 番号	備考
宇城広域連合消防本部三角分署	52-2222	52-2284	
宇城広域連合消防本部小川分署	43-6119	43-6120	
宇城広域連合消防本部豊野分署	45-3778	45-3781	
宇城クリーンセンター	32-6010	32-6013	
龍燈苑	33-2632		
寂静の里	46-4063		
■公共的団体・防災上重要な施設の管理者			
熊本宇城農業協同組合	34-3311	34-3322	
熊本宇城農業協同組合 三角支所	54-1111	54-1053	
熊本宇城農業共同組合小川町支所	43-4300	45-3335	
熊本宇城農業共同組合グリーンセンター小川	43-0068		
熊本宇城農業共同組合小川町支所海東出張所	43-0165		
熊本宇城農業共同組合豊野支所	45-2002	45-3335	
三角町漁業協同組合	52-3037	52-4851	
三角町商工会	52-2530	52-2375	
不知火町商工会	32-0843	32-3857	
小川町商工会	43-0452		
豊野町商工会	45-2694	45-2720	
熊本県LPガス保安協会下益城支部	32-0474	32-3534	松橋町溝見石油
宇土郡市医師会	22-0620	23-1151	
宇土郡市歯科医師会	53-1148	53-1148	三角町中野歯科医院
宇土郡市薬剤師会	26-1120	26-1121	宇土市伊藤薬局
宇城市社会福祉協議会	32-1316	46-1022	
緑川森林組合	46-4001	46-4003	
宇城市建設業組合	33-0811		
松橋地区防犯協会	33-3421	33-3421	
松橋地区交通安全協会	33-3185	33-5172	
専行寺	43-0097		
アグリパーク豊野	45-2339	45-2339	
■保育園			
不知火保育園	33-2419	33-2956	
ふたば保育園	42-2041	42-2041	
かもめ保育園	33-7370	33-7370	
白梅幼稚園	33-7171	32-3135	
コスモス保育園	32-2030		
豊川保育園	32-0482		
豊福保育園	33-1931		
松橋保育園	32-0215		
当尾保育園	32-3711		
まがの保育園	27-4711		
まこと幼稚園	33-1664		
肥後菊幼稚園	33-1587		
松橋幼稚園	32-4260		
戸馳保育園	52-2442	52-2442	
青海保育園	54-0001	54-0001	
頌和保育園	52-2106	52-2126	
みすみ保育園	52-2108	52-2109	
わかき保育園	53-0233	53-0233	
河江保育園	43-0147		
海東保育園	43-0177		
妙音寺幼稚園	43-0155		

13-1 災害時の連絡先一覧

名 称	電話番号	F A X 番号	備考
大空保育園	43-1536		
白百合保育園	43-2072		
豊野保育園	45-2161	45-2134	
■福祉施設			
養護老人ホーム松寿園	42-2016	42-3215	
特別養護施設蕉夢苑	32-5551	32-5513	
老人福祉センター	53-0234	—	
豊洋園	54-1100	54-1102	
老人保健施設 青海苑	54-1311	54-1312	
■医療機関			
佐藤医院	52-2748	—	
済生会みすみ病院	53-1611	53-1618	
三角クリニック	52-3003	52-3006	
清永医院	52-2028	52-2229	
池田胃腸科内科医院	52-2610	52-2208	
勝目眼科医院	52-3688	52-3788	眼科
中野歯科医院	53-0660	53-0600	歯科
立山歯科医院	52-2133	52-2186	歯科
下石歯科医院	53-1578	53-1578	歯科
みすみ歯科クリニック	34-2001	34-2345	歯科
錦戸整形外科	32-5775	32-5776	
きむら医院	32-0437	32-3417	
小篠内科医院	33-1206	33-5695	
松合医院	42-3445	42-3445	
杉村歯科	32-5010	32-5010	
みよし歯科医院	32-1778	32-1778	
まつもと歯科	32-3778	32-3778	
不知火歯科医院	42-3406	42-3406	
熊本南病院	32-0826		
宇城総合病院	32-3111		
江藤外科胃腸科医院	43-4433		
桜十字熊本宇城病院	43-1155		
ダイヤモンドシティクリニック	43-6071		
土屋医院	43-0333		
真田歯科医院	43-2431		
西山歯科医院	43-2151		
ハニー歯科	43-2020		
ひがしだ歯科医院	43-6111		
前崎歯科医院	43-4655		
山崎歯科医院	43-4333		
狩場医院	45-2017	45-2199	
もとまつ歯科クリニック	45-3310	—	
とよだ歯科医院	45-3344	45-3699	
■医療機関			
火災情報テレホンサービス	23-3211		